

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

第37号  
2008.12

### 目次

#### 巻頭言

法整備支援の課題 国際協力部長 稲葉 一生…………… 1

#### 特集

各国法整備支援の状況

ベトナム 国際協力部教官 森永 太郎…………… 6

カンボジア 同 宮崎 朋紀…………… 24

中国 同 亀卦川健一…………… 41

インドネシア 同 渡部 洋子…………… 51

#### 国際協力の現場から

新JICAの概要について

JICA公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法課／行政機能課 課長  
鳥居 香代…………… 69

E-MAIL…………… 68, 72

#### 活動報告

平成20年度法務省インターンシップの受入れについて…………… 73

国際協力部活動報告…………… 74



## ～ 巻頭言 ～



### 法整備支援の課題

国際協力部長 稲葉 一生

#### 1 はじめに

法務省が法整備支援への協力を開始して 10 数年、国際協力部が設立されて約 8 年が経過しました。この間、我が国の法整備支援は、多くの関係者の多大な協力により、様々な成果を挙げてきましたが、前号の黒川法務省大臣官房審議官による巻頭言にあるように、今、法整備支援をとりまく状況は大きく変わりつつあります。政府の法整備支援への対応がより積極的な方向へ向かっていることは既に黒川官房審議官が述べているとおりですが、そればかりでなく、近年では法整備支援に関する学問的研究も活発になっており、大学等の教育研究機関でも法整備支援を新たな学習科目として取り上げるようになっております。また、法科大学院生や司法修習生の中にも、将来法曹として法整備支援の仕事に携わりたいと希望する人が急速に増加しているように感じられます。先般、国際協力部では初の試みとして法科大学院生を対象に 1 週間のインターンシップを実施しましたが、参加希望者が予想外に多かっただけでなく、参加した学生の学習意欲の旺盛さにも感心させられたほどです。

このように変化する状況の中で、我々は今後の法整備支援の在り方を考えていく必要があるわけですが、そのためには、前提として、これまで行ってきた支援がどのようなものであったのかを再度検証し、これを踏まえて次のステップに移る必要があります。そこで、今回の ICD ニュースではこれまでの支援活動を国別に取りまとめて整理させていただくことにしました。

そして、この機会にこれまでの活動を振り返り、また、日ごろの活動を通じて感じている法整備支援活動を巡る今後の課題について、決してすぐに解決策とか結論が出るわけはありませんが、幾つか指摘させていただきたいと思えます。

#### 2 戦略について

近時、「法整備支援を『戦略的に』推進する。」「法整備支援に『戦略的』に取り組む。」など、法整備支援の遂行に関して戦略的という言葉がよく使われます。もちろん、物事を戦略的に行うこと自体を否定したり反対したりすることは有り得ないと思えます。ただ、一口に「戦略」といっても、法整備支援を巡る戦略には、様々な局面や意味において、個別に考え議論される必要があると思われるのですが、これまで必ずしもそのことが十分意

識されずに、抽象的に「戦略」という言葉が一人歩きしていたように思えます。

法整備支援における「戦略」と言った場合、幾つかの局面が考えられますが、まず、法整備支援は何のために行うのか、何を目的にするのかという目的論的戦略について考えなければなりません。この目的としては「法の支配の確立」「経済協力」「人道支援」「平和構築」「人権擁護」など様々な目的があり得ます。支援対象とする法分野によってその目的も異なると思われます。

また、法整備支援を行うにしても、どの国やどの地域に支援を行うのか、その選択をどのような基準・考え方で行うのかという支援対象選択における戦略の問題があります。そこには、外交戦略が密接に関わるでしょうが、法務省の立場からは、相手国の社会体制や基本法制、文化等の基盤の共通性等を検討し、支援を行うに際しての効率性、有効性の観点から考えていくということが基本だと思えます。

さらに、ある国に対して支援を行う場合、何についてどのような順番で支援を行うべきか、支援計画を検討することも一種の戦略でしょうし、また、どこまで支援を行うのか、どこまでやれば、手を引くのかという、支援の「出口」に関する戦略も重要な論点です。

このように、法整備支援における「戦略」については、大小様々なレベルでの検討が必要であって、これら大小の戦略を体系的・有機的に連関させ、政府全体として統一のとれた、国内的にも対外的にも明確な説明のつく基本方針を定めていく作業が必要であると考えています。

### 3 ODA 技術協力としての法整備支援の手法

現在、我が国の法整備支援は ODA の枠組みを使用した技術協力プロジェクトの形で実施されているものが多いのですが、その計画・実施管理・評価の手法として、プロジェクトサイクルマネジメント手法、いわゆる「PCM 手法」が採用され、プロジェクトの目標や目指すべき成果、行われるべき活動、投入されるべき人的・物的資源などを通常「PDM」（プロジェクトデザインマトリックス）と呼ばれるロジカル・フレームにまとめて相手国側と合意し、これに従ってプロジェクトを進めていくのが一般的になっています。この手法は、長年の技術協力の中で生み出されてきた手法であり、問題を分析し、プロジェクトを形成・実施し、その評価をするには有効な手法であると思われます。ただ、この手法は元々法整備支援を念頭に開発されたものではなく、外形的に、一定の数値等で評価できる技術協力の分野を中心に考案されてきたものです。これに対し、法整備支援は、とりわけ制度改善、実務改善、人材育成などにおいて、目標や成果の設定の仕方や達成度などの評価に際して、数値的指標による評価になじみにくい分野であり、現在採用されているロジカル・フレームを使用した PCM 手法が、果たして法整備支援についても妥当するのかについては検討する必要があるところだと思っています。例えば司法機関の事件処理能力の向上や、法曹の能力の涵養などのキャパシティ・デヴェロプメント案件は、数値目標が設置しにくく、量的評価よりも質的評価をしなければならないものですし、法整備支援の中では、新法の成立という形で比較的成果の可視性が高い、いわゆる法令起草支援の案件で

も、当該法令が所期の構想どおり制定されたのか、あるいは実際にその効果を発揮しているのか、といった点については、単純な量的評価では支援の実質的な成果は確認できないのです。

困難な問題ではありますが、法整備支援の分野では、従来採用されてきたロジカル・フレームの利点は十分に残しつつも、これにしかるべき修正を加え、的確な指標設定や評価の手法の在り方について、法整備支援特有のものを開発研究する必要があるように感じています。

#### 4 司法アクセス

これまで、法務省が関与する法整備支援では、主として国家機関を対象に支援を行ってきました。これは、我が国の法整備支援の初期のころは、案件として民事基本法制の整備、特に法令起草支援の案件が多く、相手国の担当機関、いわゆるカウンターパートが、法案起草を担当する司法省などの機関が多かったため、特に不自然な成り行きではありません。その後、法整備支援が起草支援だけでは到底目的を達することはできず、法令の運用体制の整備に対する支援や、法令を運用する裁判官や検察官、あるいは法律職の公務員への支援が不可欠であることが意識されるようになり、対象機関も広がりを見せてきました。

しかし、幾ら法制度を整備し、公務員の人材育成をしても、その制度を、必要があれば、国民がいつでも利用できるようであれば、制度がその機能を果たしていることにはなりません。これがいわゆる「司法アクセス」の問題です。従来、法務省としては、法整備支援を①法令起草支援、②法運用体制の整備支援、そして③これを担う法曹等人材の育成支援から成るものととらえてきたのですが、近時、国民による法制度の利用促進という観点から、「司法アクセス」が第4の重要な支援分野として浮上してきました。

司法アクセス改善の問題は、我が国でも司法制度改革の課題としてとらえられ、その一つの手段として「法テラス」の整備が行われ、国民から司法へのアクセスを容易にする取組が行われています。多くの法整備支援対象国でも同じく司法アクセスの改善が法整備の課題の重要分野となっており、他国や国連機関の実施している法整備支援活動の中にはこれを正面から取り上げて法律扶助や市民に対する啓発活動に対する支援を行っているものもあります。また、我が国の法整備支援においては、この分野では日本弁護士連合会が重要な役割を担っておられると認識しております。法務省としては、新しい分野といえると思いますし、法務省の立場から何ができるかは未知数の部分もありますが、司法アクセスの改善についてもアプローチの仕方は様々であり、従来行ってきた支援活動の中にも直接間接に司法アクセスの改善につながる活動はありますので、今後この分野で何が可能か、十分な検討を加え、可能性を探っていきたいと考えています。

#### 5 法整備支援のための人材育成

法整備支援を国際協力として推進する重要性についての認識が高まるに連れて、法整備

支援に携わる人材の育成が極めて重要な課題であることが明確になってきています。

実務としての法整備支援活動を展開していくには、当然のことながら法律の知識と実務の経験を備えた人材がこれに当たることが要求されます。そのため、法務省は、一時的に検事に転官している裁判官を含め、検事を中心に法整備支援活動に携わる人的体制を組んでいるわけですが、法整備支援の実務をこなすには、国内で活動する法曹あるいは法律職に求められる素養・知識・経験に加え、法整備支援活動を実施していくための専門的な知識と経験が必要となります。この点、例えば医療や建築など普遍性のある自然科学的技術の分野とは、異なる要素が法整備支援にはあると思います。すなわち、民法や刑法、民事訴訟法や刑事訴訟法など基本法と呼ばれる法律や、それを運用する司法制度はいずれも各国の国家体制と密接に結びつき、歴史や文化等の背景も合わさって、国によって内容も問題状況も様々に異なるものであり、それらを十分に踏まえ、また支援に関する手法や支援の進め方に関するノウハウなどの知識がなければ、日本での実務経験だけでは適切な支援活動ができないからです。したがって、我が国で幾ら優秀な法曹・法律家であっても、法整備支援に関わりのなかった人が突然法整備支援実務の現場に立たされても、戸惑うばかりで、解決すべき課題や実施すべき活動を前にしてどうすることもできないという事態が起こりえるのです。現に、過去には、国内の法律実務の現場から、突如、法整備支援実務の最前線ともいえる長期専門家として現地に長期間派遣され、たとえようのない苦勞をしたという例もあると聞いています。

このような事態を避けるため、法務省では、支援対象国への長期派遣が見込まれる人員については、まず、国際協力部の一員として一定期間勤務し、本邦研修の企画実施などに携わり、その中で法整備支援の仕組みや手法、そして派遣予定国の歴史、文化、社会、人々の行動様式やその法制度、現に抱えている問題点などに関する様々な知識やノウハウをある程度身につけた上で支援対象国へ派遣するというやり方を、望ましい派遣の在り方として、事情の許す限り行ってきました。しかし、法整備支援のニーズが量的に増加するばかりでなく、それぞれの支援対象国に対する支援の内容が高度化していく中で、このような対応には限界があります。また、比較的長期にわたって行われる法整備支援活動のタイムスパンは、必ずしも公務員、特に検事・裁判官の転勤・配置換のタイムスパンとは一致するものではないことから、一つのプロジェクトを遂行する間に担当者が交代することは避けられないため、知識やノウハウの引継ぎをどれだけスムーズに行うかなど、法整備支援のタイムスパンと人事政策の間の調整も大きな課題となります。

そもそも、法務省の人材だけで我が国の法整備支援活動に対応することは不可能であることは当然です。対象国が増加し、それぞれの支援内容も高度化・複雑化していくなかで、多様な支援対象国の多様なニーズに対応していくためには、裁判所や他の省庁からも人材を募らなければなりませんし、学者・研究者や弁護士を始めとする民間の人材もいままで以上に多く必要になります。法整備支援は官民一体となって協力し、推進していかなければならない事業であり、その担い手を育てるためには、我が国全体で官民共通の法整備支援人材育成のスキームを構築していくことが必要なのではないかと考えております。

## 6 通訳翻訳確保

人的資源の確保という観点で法整備支援に携わる人材の育成と共通し、極めて実務的で重要な問題が、通訳人・翻訳者の確保の問題です。法整備は言葉をツールとする支援活動といえます。しかも当然のことながら、相当に専門的な言葉を取り扱うことを中心とする活動ですから、異なる言語の国同士の間で行われる法整備支援は優秀な、しかも法律用語に精通している通訳人・翻訳者が介在していなければ到底不可能な活動です。ところが、このような通訳人・翻訳者を確保することは現在のところ相当に困難なこととなっています。支援対象国は、現在のところアジアの開発途上国が多いわけですが、このような国々の言語を専門とする通訳人・翻訳者の絶対数が少ない上に、法律用語に精通した人ということになりますと、長年の自己努力と経験を積んでこられた少数の方に限られてきます。しかも、その方が常にまたいつまでも対応していただける保証は全くありません。国際協力部が本邦研修を実施する際にも、適格のある通訳の確保に四苦八苦することがよくあります。現在、大学の中には法務専門の通訳を養成する講座を設けているところなどもあり、それなりに各方面での努力はなされていて、国際協力部でもそのような講座に講師派遣をするなどして協力をしています。需要に追いついていないのが現状ではないかと思われ。これは、一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、今後我が国が積極的に法整備支援を継続していく際には避けて通れない問題で、自然発生的に法律専門の通訳人・翻訳者が増加することを期待しているだけでは問題は解決しそうにもありません。法整備支援活動を展開する主体が大学等関係機関の協力を得ながら自前の通訳人・翻訳者の育成を真剣に考えるべき時期に来ているのではないかと思います。

## 7 おわりに

以上、私が、法整備支援の現場において日常の業務に携わりながら感じております課題について、思いつくままに述べさせていただきました。いずれも、はじめに述べたとおりすぐに解決策や答えを打ち出せるものではありませんが、機会あるごとにこのような課題について関係者の皆様とともに考えてまいりたいと思っています。

## ～ 特集 ～ 各国法整備支援の状況

### ベトナム

国際協力部教官 森 永 太 郎

#### 第1 ICD NEWS 第16号報告当時の状況

ICD NEWS 誌上で法務総合研究所国際協力部が関与してきた各国法整備支援の状況についての報告が行われたのは2004年7月であり、我が国のベトナム社会主義共和国に対する法整備支援について言えば、独立行政法人国際協力機構（JICA）の「ベトナム重要政策中枢支援—法整備支援プロジェクト・フェーズ3」が開始してちょうど1年を経過したころであった。ベトナムに対する我が国の法整備支援については、1992年に初めてベトナム政府から支援要請があり、1994年に法務省がベトナムを対象とした本邦研修を開始した後、1996年にはJICAがODA技術協力として法整備支援をプロジェクト化し、以後、必要に応じて規模を拡大しながら、フェーズを重ねてきたところであった。フェーズ1は1996年12月～1999年11月まで、フェーズ2は1999年12月～2003年3月までそれぞれ継続し、その後3か月のブリッジング期間を置いて、2003年6月27日にベトナム側各カウンターパート機関との最終合意がなされ、同年7月1日にフェーズ3が開始されたが、そのフェーズ3が、民事訴訟法及び改正破産法の成立<sup>1</sup>という最初の成果を挙げたのもこのころである。

フェーズ3は、ベトナム政府の要請に基づき、フェーズ1及びフェーズ2で得られた様々な教訓をいかし、ベトナム側と日本側で協議を重ね、法令起草支援と人材育成支援を2本の柱として形成されたプロジェクトであった。既に、フェーズ2の段階において、法整備支援については、立法ないしは法案起草に対する支援のみではならず、同時に法律を運用する人材の育成を支援することが極めて重要であることは意識されており、現にフェーズ2においても法曹人材育成は対象とされていたが、フェーズ3においてはこの点がより明確に意識されるようになった。その結果、フェーズ3は法令起草支援と人材育成支援を二つの柱とした、次のような内容を持つプロジェクトとして組み上げられ、実施されるに至った。

#### 1 カウンターパート

- ① 司法省（司法学院を含む）
- ② 最高人民検察院
- ③ 最高人民裁判所
- ④ ベトナム国家大学ハノイ校

#### 2 活動内容（括弧内は主たるカウンターパート機関を示す）

<sup>1</sup> これらの法律は、いずれも2004年6月15日に閉会したベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期において成立した（民事訴訟法はICD NEWS 第21号126頁参照、改正破産法はICD NEWS 第18号74頁参照）。



コンポーネントA — 法令起草支援

A 1 民法（司法省）

A 2 知的財産法（司法省）

A 3 民事訴訟法・破産法（最高人民裁判所）

A 4 不動産登記法・担保取引登録法・判決執行法・国家賠償法（司法省）

コンポーネントB — 人材育成支援

B 1 司法学院カリキュラム・教科書作成（司法学院）

刑事検察官マニュアル作成（最高人民検察院）

B 2 判決書標準化・判例制度研究（最高人民裁判所）

B 3 ベトナム国家大学日本法講座設置支援（ベトナム国家大学ハノイ校法学部）

## 第2 フェーズ3のその後の展開

### 1 共産党中央委員会政治局2005年第48号・第49号決議の発表

フェーズ3が展開している期間中の出来事として注目すべきは、2005年5月24日と同年6月2日に、共産党中央委員会政治局が、相次いでベトナムの法・司法制度の整備にとって極めて重要な二つの決議を採択したことであろう。前者が「法制度整備戦略」と題する2005年第48号決議であり、後者が「司法改革戦略」と題する2005年第49号決議である。これら二つの決議が、いわばロードマップとして、それまで混沌としていたベトナムの法・司法制度の整備活動に明確な方向性を与え、以後、ベトナムの各国家機関のみならず、ベトナムに対する法整備支援を実施している外国や国際機関の活動の方向性及び目標をも示すことになったのである。

これら二つの決議は、いずれも極めて意欲的かつベトナムにとっては斬新なものであったと考えられる。実は、これらの二つの決議は、そのあまりの急進的な内容ゆえに、共産党自身が決議採択後公に発表することをためらったといわれるほどのものであり、実際、決議採択時にはその内容は共産党によって当面非公開とされ、国際機関などの強い要望を受けて決議から数か月後ようやく機密文書指定を解除されたという経緯がある。

これらの決議の採択については、我が国の法整備支援も無関係ではない。というのは、これらについては、その前提となる調査活動にフェーズ2が関与しているからである。この第48号決議及び第49号決議は、ベトナムが司法省を中心として、主要ドナーの支援を得て実施した「2010年に向けた包括的法制度ニーズ・アセスメント（Comprehensive Needs Assessment for the Development of Vietnam's Legal System to the Year 2010）」<sup>2</sup>という大規模な法制度に関する調査の結果が基礎となっている。このいわゆる「LNA」は、2000年末から2002年末までにかけて、国連開発計画（UNDP）がJICAを含む他のドナーとともにベトナム司法省を支援して実施したベトナム法制度に関する初めての総合的な調査であり、司法省をカウンターパートとしていた当時のフ

<sup>2</sup> 正式名称は本文のとおりであるが、「Legal Needs Assessment」、あるいは「LNA」と略称することが多い。

フェーズ2のプロジェクト事務所は、同省の要請を受け、派遣されていた長期専門家をこの調査活動に参加させて成果を挙げているのである。LNAは、ベトナムの法制度、立法手法、司法制度とその機能から、法教育、市民の司法アクセスの問題など、ベトナムの法・司法制度全般にわたって問題点の洗い出しを行っており、ベトナムの法・司法制度に何が欠けているのかを、ドナーの手を借りたとはいえ、ベトナム自身で抽出分析した調査であるところに大きな意義があったといえよう。2003年3月に最終版が確定したこのLNAについての巨大な最終報告書は、その後共産党による検討にも供され、その後2年以上の月日をかけて、共産党は上記第48号・第49号決議を採択するに至った<sup>3</sup>のである。

## 2 プロジェクトの進捗と最終成果

一方、JICAの法整備支援プロジェクトも、活発な活動を継続していた。上記48号・49号決議の内容が英訳され、ドナーに配布されたのは2005年秋であったが、プロジェクトは活動を停止してこれを待っていたわけではなく、上記LNAの結果を踏まえつつ、起草支援についても、人材育成についても様々な活動が続けられていた。しかし、やはり、両決議の採択を契機に、プロジェクト活動の方向性が裏打ちされ、あるいは明確になったことによって、活動に弾みがついたといえるであろう。ただ、計画された活動のすべてが順調に進捗したかという点、必ずしもそうではなかった。以下、フェーズ3のその後の進捗状況と最終成果を概観する。

### (1) 起草支援

#### ア 民法

民法の起草支援は、既にフェーズ2の段階から活動の内容に含まれており、フェーズ2終了時評価の時点で第3次草案まで出来上がっていた。しかし、フェーズ2の最終段階になって、それまで、1995年民法の部分改正にとどめるとしていた司法省が、日本側の「ベトナム民法改正共同研究会」<sup>4</sup>の助言もあって、起草期間を延長して全面改正に踏み切る決断をしたことから、民法起草支援はフェーズ3の起草支援の最重要項目として引き継がれることになった。

民法起草作業は最終段階に入っており、司法省の起草グループは本邦研修のために来日する時間的余裕はなく、支援は民法改正共同研究会からの書面によるコメントや同会委員の学者による現地セミナーによって行われたが、特に最終段階で効果

<sup>3</sup> 注目すべきは、LNAの結果を受けて、共産党中央委員会政治局が、第48号決議「法制度整備戦略」を策定しただけでなく、さらに別途「司法改革戦略」として第49号決議をいわば追加的に採択したことである。実は、LNAの結果を受けての戦略策定であれば第48号決議のみで足りたはずであり、各ドナーもそれだけを期待していた。ところが、共産党は、さらに裁判制度とその機能の強化に特に焦点を当て、外国ドナーも予想していなかった、極めて意欲的な第49号決議を採択した。しかも、第49号決議は、その冒頭においてベトナム司法の改善の遅れについて、これを糾弾するかのような強い調子で指摘しており、自国の脆弱な司法に対するベトナム共産党の強い危機感がうかがえて興味深い。

<sup>4</sup> プロジェクトの人的投入としてフェーズ2以来設置されていた研究会の一つで、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授を座長とし、国内の著名な民法学者等で構成されている研究会であり、現在実施中の「法・司法制度改革支援プロジェクト」にも「民法共同研究会」として引き継がれている。法案の検討を行い、ベトナム側に助言を行うことを主な任務としている。同様の研究会として、フェーズ3では「民事訴訟法共同研究会」（民事訴訟法成立まで）「判決書・判例整備共同研究会」及び「法曹養成共同研究会」が設置されていた。

を發揮したのは、JICA 本部と現地をつないで行う TV 会議システム<sup>5</sup>による、民法共同研究会と司法省側担当部局である司法省民事経済法局<sup>6</sup>との間のワークショップであった。このようなワークショップで意見交換や助言を継続した結果、2005年には最終草案が完成し、これが同年5月・6月期の国会本会議<sup>7</sup>に上程され、同年6月14日に可決成立し、同月27日に公布された。施行期日は2006年1月1日である。

成立したいわゆる2005年民法は、形式的にも1995年民法の改正の形を採らず、新法制定となっており、内容的にも、社会主義民法の色彩を強く残していた1995年民法とは大きく異なる、市場経済化に対応した民法となっている。民法に民事の基本法としての立場を明確に与え、さらに、「契約自由の原則」を正面から認めたことが最も大きな改正点といえよう。

#### イ 知的財産法

フェーズ3において知的財産法起草への支援が行われたのにはベトナム特有の事情がある。ベトナムにおいては知的財産権も民事的権利の一つとして、これを規律する基幹の規定を民法典においていた<sup>8</sup>ため、民法起草支援の一環として知的財産関連規定の起草支援が行われたのである。しかし、これと並行して、ベトナムでは、より詳細な実体的・手続的规定を網羅した「知的財産法」の起草が別途行われており、プロジェクトは、この起草作業に他省庁と協力して携わる司法省への支援という形で知的財産法の起草に関与した。活動としては、民法共同研究会内に知的財産小委員会を設け、同小委員会の委員である学者らが、民法草案中の知的財産関連規定と、知的財産法草案の双方にコメントを行うなどして支援を展開した。その結果、知的財産法は民法に遅れること約5か月、2005年秋の国会本会議で可決成立した<sup>9</sup>。

#### ウ 民事訴訟法・改正破産法

この両法については、フェーズ3の初期段階で草案が完成し、2004年の国会本会議で可決成立したことは冒頭に述べたとおりである。いずれも起草担当官庁は最高人民裁判所であり、支援は同裁判所の起草担当グループを対象に、本邦研修、現地セミナー、書面コメントなどにより行われた。

民事訴訟法については、既にフェーズ2の段階から支援が行われていたが、フェーズ3になって民事訴訟法共同研究会が設置され、支援体制が強化されるとともに、本邦研修や現地セミナーを繰り返すなど、活動も極めて活発なものとなった。その

<sup>5</sup> JICA が設置している「JICA-Net」と呼ばれるテレビ会議システムである。東京のJICA本部と、ハノイのJICAベトナム事務所をつなぎ、会議を行うことができ、現在も民法共同研究会などの国内委員会の会合に長期派遣専門家が現地から参加する際などに頻繁に利用されている。

<sup>6</sup> 民法の主たる担当部局は本文のとおり司法省民事経済法局であるが、国際私法を定める民法第7編については、同省国際法局が主たる担当となった。

<sup>7</sup> ベトナム社会主義共和国第11期国会第7会期。

<sup>8</sup> 2005年民法もその第6編（第736条～第757条）に知的財産に関する根本的规定を残している。

<sup>9</sup> 正確な成立時期は2005年11月29日、ベトナム社会主義共和国第11期国会第8会期においてである。

結果、それまで職権主義的な色彩を強く帯びていた民事訴訟手続に当事者主義的要素を大幅に取り込んだ初の民事訴訟法典が成立をみた<sup>10</sup>。

一方、改正破産法については、フェーズ3開始以前は、アジア開発銀行（ADB）が起草支援を行っていたが、最終草案の完成を見ないままプロジェクトが終了していた。そこで、最高人民裁判所の要望を受け、JICA 法整備支援プロジェクトがこれを引き継ぐ形でフェーズ3に取り込み、我が国の専門家による現地セミナーや書面コメントの形で助言を続け法案成立に至った。成立した破産法は、企業を対象とするもので<sup>11</sup>、比較的コンパクトにまとまった法律ながら、企業再生に関する制度まで網羅した先進的なものとなっている。

#### エ 不動産登記法・担保取引登録法<sup>12</sup>・判決執行法・国家賠償法

以上に比べ、起草が難航したのはこれらの民事関連法令である。いずれも起草機関は司法省であり、不動産登記法と担保取引登録法を司法省担保取引登録局、判決執行法と国家賠償法を司法省民事経済法局がそれぞれ担当した。

まず、不動産登記法と担保取引登録法は特に不動産担保権の登記などについてその内容が密接に関連することから、フェーズ3の活動の中でもほぼ並行して取り扱われ、いずれについても民法共同研究会委員らによる現地セミナーや、在ハノイの長期専門家らによるワークショップなどによって、法案に対するコメントや助言などが行われた。しかし、不動産登記法については、不動産登記の概念や公示制度の在り方などについて政府・国会レベルで議論百出し、意見集約が進まず、いったん司法省から政府事務局に提出された法案を取り下げ、国会の立法計画からも外されるという事態になったことから、起草計画を大幅に変更することを余儀なくされ、これと連動する担保取引登録法についてもその起草が大幅に遅れる結果となり、結局いずれについても最終草案の作成に至らないまま、フェーズ3は終了せざるを得ず、これらの法案起草への支援は次期プロジェクトに引き継がれることとなった。

判決執行法についても、フェーズ3の期間中に法案の起草方針に大幅な変更が生

<sup>10</sup> この民事訴訟法の成立まで、ベトナムには民事訴訟法は存在せず、国会常任委員会令として「民事事件解決手続令」があるのみであった。従来、ベトナムは訴訟を5つの分野、すなわち、民事訴訟、経済訴訟、労働訴訟、行政訴訟、刑事訴訟の分野に分け、それぞれの手続法を持っていた。このうち、刑事訴訟については早くから法律の形式を採っていたが、その他の4分野については国会常任委員会令で規律していた。本文の民事訴訟法は、このうち、民事訴訟、経済訴訟及び労働訴訟の3分野の手続令をまとめて法律にいわば昇格させたもので、これにより、訴訟手続を法律ではなく国会常任委員会令で規律しているのは行政訴訟の分野のみとなった。なお、この行政訴訟についても、現在の「行政訴訟事件解決手続令」を「行政訴訟法」に改める立法計画が既に正式に国会承認されている。

<sup>11</sup> ベトナムでは、市場経済化の流れの中で国営企業の統廃合・民営化が優先課題であり、そのために企業の倒産を規律する法制度の整備に重きが置かれた。また、投資促進とWTO加盟のためにも企業向けの破産法の整備は急務であった。その一方で、個人の破産についての法律ははまだ制定されていない。

<sup>12</sup> 担保権の公示手段として、担保権付の取引を司法省担保取引登録局（National Registration Agency for Secured Transactions）に集中的に登録させて管理するシステムを規律する法律であり、フェーズ3当時は、法律ではなく政府令（デクレ）によって規律されていた。デクレとして一応機能していたが、新民法制定や不動産登記法の起草作業と並行して改正する必要が生じ、支援対象となったものである。当初、法律ではなく国会常任委員会令として起草されることになっていたが、フェーズ3の最終段階で、これを法律として制定する方針に変更されたため、フェーズ3の基本合意では「担保取引登録令」の起草支援となっていたが、本稿では「担保取引登録法」として取り扱う。

じたため、立法計画が先延ばしとなり、最終草案の作成には至らなかった。判決執行法については「執行」についてのベトナム特有の理解から、刑事判決の執行と民事判決の執行の双方を網羅する法律の制定が企図され<sup>13</sup>、フェーズ3はその民事執行部分に限定して長期専門家がワークショップを開くなどして助言を続けていたが、これについても政府・国会レベルで意見の対立が解消されず、起草が遅延していたことから、フェーズ3の終了時まで最終草案を固めることができなかった。その大きな原因は、民事執行分野よりも刑事判決執行の分野にあり、公安省が管轄している刑事判決執行の任務を司法省の管轄下に移し、民事執行と併せて統一的に司法省が管理監督すべきであるとする司法省側の意見と、矯正の経験のない司法省に刑事執行を移管するのは不適當であるとする公安省側の意見の対立にあったと見られる。結局、フェーズ3終了時のころになって、ベトナム政府は刑事判決の執行と民事判決の執行を分割して別法で規律する選択をし、JICAでは次のプロジェクトにおいて「民事判決執行法」を支援対象とすることとした。

国家賠償法についても、起草は大幅に遅れた。しかし、この遅延の原因は、政府・国会レベルでの熾烈な意見対立が起草の進捗よくに影響を与えた他の法令とは異なり、単純にフェーズ3の前半まで、司法省の他法令の起草作業の負担が大きく、国家賠償法の起草作業を後回しにせざるを得なかったという事情による。司法省民事経済法局に国家賠償法の起草班が結成され、作業が開始されたのは、フェーズ3が最終年に入ってからのもので、民法改正共同研究会委員らによる現地セミナーや長期専門家による月例ワークショップを予定どおりこなすなどして作業自体は順調に進んだものの、フェーズ3では、9か月の延長期間を費やしても、ようやく第1草案を作成するのが精一杯であったため、この支援活動も次の新たなプロジェクトに引き継がれることとなった。

## (2) 人材育成支援

### ア 司法学院カリキュラム・教科書作成

司法学院 (Judicial Academy) は、司法省管轄下の法律家養成機関であり、従前からあった「法律専門家養成学校 (Legal Professionals Training School - LPTS)」を2003年に政府決定により再編したものである。LPTSは公証人・執行官などの司法省管轄下の機関で働く法律職の公務員のほか、弁護士の養成機関であったが、司法学院として再編されるに当たり、最高人民裁判所及び最高人民検察院の協力を得て裁判官及び検察官の任官前教育をも実施することになった。この際、司法省からは司法学院の教育内容改善のため、我が国の最高裁判所司法研修所の教育システムを参考にするなどして、それまで別個に教育されてきた裁判官志望者、検察官志望者及び弁護士志望者の教育科目を一部共通化したカリキュラムの策定と、新教育体制

<sup>13</sup> 我が国では、民事執行は私権の行使の延長線上のものとして勝訴当事者の権利の執行として観念され、刑事執行は国家の刑罰権の行使と観念されるのに対し、ベトナムにおいては「執行」を「判決」という国家の行為ないしは命令の貫徹と理解し、民事刑事共通のものとする考え方があり。また、判決は全関係者が遵守すべきものと観念され、刑事においては被告人が、民事においては債務者が、「自ら執行する」という概念がある。

で使用される教科書の執筆に対する支援が欲しい旨の要望が出されたことを受け、この支援活動が開始された。この活動については、国内に最高裁判所司法研修所教官ないしはその経験者を中心とする「ベトナム法曹養成共同研究会」が設置され、長期専門家と連携して現地セミナーや書面コメント等による助言が行われた。フェーズ3の前半は、カリキュラムの作成に費やされ、その結果法曹三者の任官前教育科目のうち、基礎的な科目の約2割を共通化する新カリキュラムが策定され、2007年より実施されることとなった。次いで、作業は教科書執筆に移り、「民法」、「民事訴訟法」、「民事事件処理技能」及び「刑事事件処理技能」の四つの教科書がフェーズ3終了時まで完成をみた。

しかし、この一部共通化したカリキュラムについては、その後そのまま実施されることはなかった。このカリキュラムは、元来、裁判官志望者・検察官志望者及び弁護士志望者が、同一の期間（1年間）司法学院で研修を受けることを前提に組まれていたのであるが、カリキュラム完成後に成立した弁護士法が、弁護士志望者の教育期間を6か月に絞り込んでしまったことと、弁護士志望者は働きながら司法学院に通う者が多く、夜間コースが主体になるのに対し、裁判官志望者、検察官志望者は、裁判所、検察院の事務官がいわば派遣の形で研修生となり、昼間コースが主体となるため、結局弁護士志望者のコースを切り離さざるを得なかったのである。さらには、フェーズ3終了後、2008年までには、司法学院の教育内容に不満を持った裁判所及び検察院がいずれも任官前教育をそれぞれ自前の養成機関<sup>14</sup>で行う方を復活させることになったため、この一部共通カリキュラムはその土台から崩れ去る結果となった。

#### イ 検察官マニュアル作成

検察官マニュアルの作成は、検察官の能力強化に対する支援としてプロジェクト活動に取り込まれたものである。従来、ベトナムには検察官向けの執務資料が少なく、そのため検察院は検察実務に不統一を来すなどの問題を抱えていた。そこで、フェーズ3では、刑事検察官向けの捜査と第一審公判のマニュアルの作成支援を行うこととし、主として長期専門家によるワークショップと執筆原稿に対する書面コメントによる支援を続け、おおむね予定どおりマニュアルを完成するに至った。マニュアルは製本され、8,000部が全国の検察官に配布された。このマニュアルについては、現在進行中の新たなプロジェクトにおいて、上訴審公判と刑の執行指揮監督の分野についての続編の作成支援が行われることになっている。

#### ウ 判決書標準化・判例制度研究

これらの活動はいずれも最高人民裁判所をカウンターパートとするものであった。ベトナムは、成文法主義の国であり、「判例」の概念をもっていなかった上、判決文

<sup>14</sup> 養成機関として、裁判所は「裁判所職員養成校（Court Officials Training School）」を、検察院は「検察大学校（Procuratorial College）」をそれぞれ運営しており、従来は、これらの教育機関で任官前後を問わず、裁判官・検察官の養成を別個に行っていた。任官前教育を司法学院において行っていた期間中は現任裁判官・検察官の継続教育のみを行っていたが、本文にあるように、再度任官前教育も実施するようになった。

は非公開ではないものの、これを集積しておいて一般に公開したり、裁判に際して他の同種の裁判例を参考にしたりするという意識も薄かったといえよう。しかし、ベトナムでも、1990年代末期ころから「判例」に関心が集まりはじめ、また、外国ドナーなどからは、司法の透明性の観点から裁判所の判決を一般公開すべきであるとの声が高まったこともあって、判決文の一般公開に向けた動きが始まり<sup>15</sup>、さらに進んで判例を制定法等のいわば正式な法源を補完する作用をもつものとして利用することが可能か否かを検討することも始まった<sup>16</sup>。このような流れの中で、最高人民裁判所からは、ベトナムの法制下で有り得べき「判例」の姿を研究したいという要望があり、また、これと並行して、従来必ずしも一般公開を前提としていなかったこともあって、不統一であったり、論理構成が明確でなかったりする「判決文の書き方」を改善したいという要望もあった。JICA側も、将来、ベトナムが判例を活用するようになった場合には、その前提として、判決書が判例としての準則を示しうる明快なものとなりうるよう、判決書の書き方の改善が行われる必要があるとの認識であったことから、このような認識の下に、最高人民裁判所側と協議の上、判決書の書き方の標準化と判例制度研究を連関するものとしてプロジェクト活動に取り込んだのである。

この活動については、国内委員会として「判決書・判例整備共同研究会」が立ち上げられ、長期専門家との連携の下、多数の書面コメントや現地セミナーあるいは長期専門家ワークショップなどが実施され、フェーズ3終了時には、判決書マニュアルがほぼ完成し、また、「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」と題する研究報告書が編集された。ただ、判決書マニュアルの製本・発刊については、フェーズ3の終了時までには最高人民裁判所指導部の決裁が得られず、製本・発刊は次期プロジェクトに持ち越されることになった。

この判決・判例に関連する活動について一点注目に値すると思われるのが、ドナー活動の相乗効果である。この分野では、フェーズ3当時、JICAの法整備支援プロジェクトと並行して、米国(USAID)のSTAR、デンマーク(DANIDA)の法整備支援プロジェクト、そしてオーストラリア(AUSAID)のCEG Facility<sup>17</sup>という三つのプロジェクトが活動していた。このうち、STARは判決文公開に全力を傾注して判決集の発刊を成し遂げ、DANIDAは主として裁判所のIT化支援を通じて情報共

---

<sup>15</sup> 判決文の公開という点で大きな功績を残したのは米国USAIDが立ち上げていた「STARプロジェクト」であろう。STARプロジェクト(Support for Trade Acceleration Project)は、判決文の一般公開の必要性についてベトナム側を説得し、その結果、最高位の裁判合議体である最高人民裁判所裁判官評議会の監督審(フランス破産院の制度に淵源をもつといわれる、確定判決の法令適用の誤りを正す裁判。我が国の非常上告審に類似する)判決を判決集として発刊させるまでにかぎ着けた。なお、既述の共産党中央委員会政治局2005年第48号決議の中でも、判決文の一般公開を推進していくことが明記されている。

<sup>16</sup> 「判例」については、第48号決議においても、「判例、習慣(国際通商の習慣、通例を含む)、そして、各職業協会の規則の利用、開拓の可能性について研究することは、法律の補充と整備に貢献する。」とし、制定法を補完するものとしての判例の研究をすべきことを明言している。

<sup>17</sup> Australian Agency for International Development(オーストラリア国際開発庁)の「Capacity Building for Effective Governance Facility」

有・公開体制の強化に寄与し、CEGは裁判官ベンチブックの作成とオンライン化を推進していた。そして、JICAプロジェクトは、判決の質的改善と判例の研究を支援したわけであるが、自然発生的な関係ではあるものの、STARが先鞭をつけて判決書公開にこぎ着けたことにより判決書の公開に対する裁判官のいわばアレルギー的な反応を解消し公開に弾みをつけ、このような情報共有・公開体制がDANIDAによりさらに促進され、CEGの成果により判決集がベンチブックとともにオンラインで公開される体制ができ、このような、他のプロジェクトによる、いわば心理的效果とハード面の改善に支えられながら、JICAプロジェクトが判決の中身について改善支援を行うという、相乗効果が期待できる状況が生じたのである。ただ、その相乗効果が実際にどの程度あったかについては今後の検証を待つ必要がある。

#### エ ベトナム国家大学日本法講座

この活動は、広い意味での法律家養成の範疇に入るものであるが、他の活動とは若干経緯と趣旨を異にする。ベトナム国家大学法学部での日本法の講義は、フェーズ2のころにハノイに派遣されていた長期専門家が国家大学法学部の依頼を受けて、いわばボランティア的に同大学の法学部生に課外授業として日本法の初歩の手ほどきをしていたものが発展し、フェーズ3で正式にプロジェクトに組み込まれたという経緯を持つ。フェーズ3開始後、講座の設計等につき若干協議が滞ったが、2004年9月に開講するに至った。日本法講座を含むこの法学コース<sup>18</sup>は、ベトナム国家大学法学部の正式課程として認められており、受講生はいずれもベトナムの大学の日本語学科で日本語を修めた入学希望者から選別し、2年間で通常の法学部の学生が履修するのと同じの必修法律科目などを履修するのに加え、1年次には同学部のベトナム人教授（日本法専門家）と長期専門家の定期講義を受け、2年次には民法部会を中心とする我が国の学者を講師に迎え、合計6回の民法・知的財産法及び商法・会社法の集中講義を受講する。そして、卒業試験と卒業論文に及第すると、法学士号が授与される。

フェーズ3の期間内には、数名の落伍者を出したものの、第1期生10名、第2期生10名が卒業するまでに至り、卒業生には、現地の日本企業に就職した者もいれば、引き続き弁護士資格を取得するために勉強を続けている者もいる。また、第1期生から2名、第2期生から1名が、現在我が国の大学に留学し法律等の学習を続けている。

第3期生2年次以降については、1年間に限りJICAがフォローアップ事業として支援を行い、その後は日本貿易振興機構（JETRO）が支援を引き継いで実施している。

### 第3 新プロジェクトの形成

#### 1 法整備支援プロジェクト（フェーズ1・2・3）の終了とその教訓

<sup>18</sup> 正式名称は「ベトナム国家大学ハノイ校法学部法学士（越日法学）課程」という。



フェーズ1からフェーズ3まで、およそ10年間わたって継続したベトナム法整備支援プロジェクトは、多くの成果と教訓を残して2007年3月末日をもって終了した。

1994年に正に手探りの状態で始まった我が国のベトナムに対する法整備支援は、1996年にJICAの正式プロジェクトとして開始され、初めての長期専門家がハノイに常駐することになったことによって、ベトナムの法制度やその運用の実用に関する正確な情報が入り始めるとともに、徐々に支援の手法が形成されはじめ、フェーズ2に入ってから、カウンターパートが増え、長期専門家も法曹三者そろそろようになってからは、①長期専門家による日常的アドバイス、②長期専門家によるワークショップ、③短期専門家による現地セミナー、④国内支援委員会によるコメントやアドバイス、そして⑤カウンターパート機関の人員を我が国に招へいして行う本邦研修という、おおむね5つの技術移転手法を組み合わせるやり方が、越日双方の理解を得て実務としておおむね定着したといえよう。個々の技術移転の手法やその内容は、その時々必要性に応じて変化しているが、このように5つの手法を組み合わせるやり方はフェーズ3にも受け継がれ、現在のプロジェクトでもほぼ変わっていない。

支援活動の内容については、フェーズ1からフェーズ3へと支援が発展していくにつれて、大きく変化してきたといえよう。フェーズ1からフェーズ2への移行に関しては、カウンターパートが増えたこともあって、内容的な変化が生じたのは当然であるとして、フェーズ1及びフェーズ2のころは、立法支援にやや重点が置かれ、刻々と変化するベトナム側の情報提供の要請にこたえる形で、かなり広い法分野についての日本法の情報提供が行われていた点に特徴があるといえよう。誤解を恐れず、比喩的に言えば、「間口が広い代わりに、奥行きはそれほどない」と言っているのではないだろうか。このような性質の支援については、ベトナム側においていまだ確たる法整備の基本方針が定まっていなかった上、ベトナムにとっては、相当多数の法分野における立法を急がなければならず、さらには、いまだドナー間協調やドナー間でも役割分担が整っていなかったといういわば時代背景があり、このような状況に対応した支援の在り方としては肯定的にとらえることができると思われる。

これに対して、フェーズ3は、「間口が狭い代わりに、奥行きがある」という方向に内容が変化した<sup>19</sup>。フェーズ3は、起草支援に関しては支援する対象法令を明確に限定し、それ以外の法令に関する支援は原則として実施しないことにするとともに、人材育成支援により重点を置き、明確な目標を掲げて開始したのである。この背景には、フェーズ3のころになると、ベトナム側の法令起草作業について計画性が飛躍的に高まってきた

---

<sup>19</sup> このことは、フェーズ1及び2のころにセミナーやワークショップのテーマと、フェーズ3のころのそれを対照することによっても明らかとなる。フェーズ1、2のころには、多種多様なテーマでセミナーやワークショップが実施され、広範な情報提供が行われているのに対し、フェーズ3においては、活動内容として当初に合意されたテーマについてのみセミナーあるいはワークショップが実施され、いわば種類が極めて少ない代わりに、同一テーマのセミナーやワークショップを多数回繰り返していることが見て取れる。フェーズ1・2のころのこのよういわば間口の広い対応については、フェーズ2の終了時評価の際に日本国内側から「総花的である」との批判もあり、それがフェーズ3における対象の絞り込みにつながったのであるが、本文で述べたような背景のもとではむしろ当然ともいえ、取り立てて批判されるべきものではないと思われる。

ことや、ベトナム側の選択に基づいたドナー間の役割分担が行われるようになってきたこと、そして、重要法令が出そろいはじめ、ニーズの重点が立法から法運用に徐々にシフトし始めたことがある。

このように、フェーズ3は、支援対象や目標を明確に絞り込み、個々の活動項目については、フェーズ2までに醸成されてきた越日間の信頼関係に基づく双方向的な対話をベースにして活発かつ奥行きのある活動を展開したのであるが、このようなフェーズ3の手法には、限界もなかったわけではない。この限界は、プロジェクトの対象と活動を明確に絞り込み、それによって個々の活動の効果と効率性を向上させようとする場合には不可避といえるもので、その限界ゆえにプロジェクトの企画設計自体を批判するのは当を得ないものであるが、あえて指摘すれば次の2点が挙げられる。

一つは、カウンターパート機関と支援対象項目を厳格に絞り込むため、絞り込んだ支援対象分野に密接に関連する分野に支援ニーズがあるにもかかわらず、これに対する直接の支援ができない結果、当該密接関連分野に対して支援する他ドナーが全く存在しない場合、これがいわば置き去りにされてしまうという現象が生じることである。この現象は、フェーズ3の期間中では「住宅法」について生じた。住宅法は、建設省の所管法令であり、同省が起草作業を続けていたが、同省においては起草に際していずれかのドナーからの支援が必要であったにもかかわらず、JICAを含め、同省への支援はしておらず、その結果、住宅法案は、密接関連する不動産登記法や民法とのすり合わせが不十分なまま、民法や不動産登記法案との整合性に問題のある規定を残存したまま成立してしまい、その調整問題が不動産登記法案の起草作業に大きな影を落とすことになったのである。

もう一つの点は、主として人材育成に関することであるが、フェーズ3が司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院といった中央機関のみをカウンターパートとし、活動内容も中央機関向けのもののみであったために、実務改善の効果がなかなか地方の機関、特に第一審裁判に関与する裁判所等の機関や、法律実務を現に取り扱う機関に及ばないという点であった。これもプロジェクトの設計上やむを得ず、プロジェクトでは、予算の許す限り、ワークショップを地方で実施するなどしてこの弱点をカバーしようとしたが、その努力にも限界があったことは言うまでもない。この地方の人的・組織的能力の向上という点については、いずれのカウンターパートも強い危機感を有しており、フェーズ3実施中も、地方に対する支援を求める声が多く聞かれた。

## 2 「法・司法制度改革支援プロジェクト」の立ち上げとその構造

上述した2点の弱点のうち、第1の点は直ちに克服できるものではなく、今後のベトナムとドナーコミュニティとの密接な連携によって解消すべき問題であるが、第2の地方の人的組織的能力の改善という点については、一定程度の対応が可能であると考えられた。この第2の点に着目して、地方の能力開発を重要な柱に据えて立ち上げられたのが、フェーズ3に接続して2007年4月1日から開始された新たな「法・司法制度改革支援プロジェクト」である。

このプロジェクトは、次の四つの課題意識を基礎にして組み上げられているとよいであろう。

- ① 地方の人的・組織的能力開発にも重点を置くこと。
- ② 中央と地方との連携を促進する効果をもつようにすること
- ③ ベトナムの法律関係各機関の相互連携を促進する効果を持つようにすること
- ④ ベトナム法律界全体の底上げに資すること

新プロジェクトは、フェーズ3に比べて、人材育成にさらに重点を置いていることに特徴があるが、法令起草支援を撤廃してしまっただけではない。ベトナムの主要法令の改正・制定はいまだに道半ばであって、法令起草支援は、ベトナムに対する法整備支援としては依然として重要な項目である上、既述のようにフェーズ3で最終草案完成に至らなかった法令もあったため、法令起草支援は新プロジェクトの設計においても重要項目であることに変わりはない。しかし、新プロジェクト全体に占める法令起草支援の比重は、フェーズ1から3までの旧プロジェクトに比べると相対的に減少していることは確かである。そして、その中で新プロジェクトの「目玉」といってよいのが、「パイロット地区方式」による地方の能力開発支援であり、これを他の支援項目と有機的に関連させ、ベトナム法律界全体の底上げに資することを目指しているところに、新プロジェクトの特徴がある。

このパイロット地区には、ベトナム側との協議の結果、ハノイの北西に位置するバクニン省が指定された。プロジェクトのカウンターパート機関は司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院であるが、活動の相手方としては、バクニン省人民裁判所、バクニン省人民検察院<sup>20</sup>及びバクニン省にある司法省管轄の法務機関（公証人、省人民委員会の登記官、執行官など）、さらには弁護士<sup>21</sup>を対象としている。そして、これらのバクニン省の地方機関における裁判実務・法務実務の問題点の洗い出しを行い、その解決策を模索・提言するとともに、その結果を中央機関にフィードバックさせ、中央機関から全国の地方機関への指導・助言に役立てることにより同時に中央機関の指導能力強化につなげ、さらには立法及び中央における法曹教育に役立てるとというのが、プロジェクト全体の構想である。

そのため、新プロジェクトの活動は

- ① バクニン省パイロット地区における人的・組織的能力開発
- ② 中央機関能力強化
- ③ 法令起草
- ④ 法曹養成

---

<sup>20</sup> ベトナムは現在3級2審制を採用しており、地区級人民裁判所（検察院）・省級人民裁判所（検察院）・最高人民裁判所の三つの級がある。本文の裁判所と検察院は全土で63省ある各省に一つずつ置かれている「省級」の裁判所と検察院であり、一定の要件を満たす重要事件の第1審と、それ以外の事件の上訴審を取り扱うほか、それぞれの管轄内にある地区裁判所・地区検察院を統括する。

<sup>21</sup> ただし、現時点では弁護士を対象とする活動はまだ開始されていない。ベトナムでは、現在各省の弁護士会を連携させた統一弁護士連合会の設立準備中であり、これが発足したときにはカウンターパート機関として参加させ、その指導と助言の下に弁護士も活動に加わることが予定されている。

の、相互に関連する四つの活動分野に大別される。

JICA では、おおむね2006年7月から2007年3月までの旧プロジェクトフェーズ3の延長期間内にベトナム側との協議を重ね、このような構想を具体化して計画を策定し、最終的には2007年3月30日にベトナム側との書面合意を取り交わし、同年4月1日の新プロジェクトのスタートを迎えた<sup>22</sup>。

#### 第4 新プロジェクトの進ちょく状況

新プロジェクトにおいても、支援体制は旧プロジェクトのフェーズ3の形態を踏襲しており、現地ハノイのプロジェクト事務所に長期専門家3名（裁判官・検事・弁護士各1名）及び業務調整員1名を配置してワークショップ実施などの現地任務に当たっているほか、国内においては「民法共同研究会」が民事関連法令について、「裁判実務改善研究会」がバクニン省と中央機関の能力強化について現地事務所への助言や現地セミナーなどにより国内から支援しており、さらには法務総合研究所国際協力部が本邦研修の実施や現地セミナーへの講師派遣などの手段により支援活動を継続している。

進ちょく状況については、統一弁護士会連合会の発足が大幅に遅れていることから弁護士を対象とする活動を開始することができないを除けば、細かい問題点は存在するものの、おおむね企図し、予想したとおりに進んでいるといえよう。個々の活動分野の進ちょく状況は次のとおりである。

##### 1 バクニン省パイロット地区関係

バクニン省においては、省裁判所及び省検察院において長期専門家による問題点抽出のワークショップが現在まで頻繁に実施されており、特に裁判所関連の活動が活発である。これまで長期専門家において、バクニン省裁判所のワーキンググループと共同で問題点を洗い出すサーヴェイを実施し、民事訴訟・刑事訴訟の両分野において裁判官が日常的に困難な問題ととらえている論点の抽出作業をおおむね終えたところである。今後、この結果を受けて、それぞれの問題点が、いかなる解決手段を要するのか、すなわち制定法欠陥であり、解決は立法による必要があるのか、現行法の解釈の問題であり、最高人民裁判所による指導や判例の形成により解決すべき問題なのか、などといった点を分析検討し、前者の場合は今後の法令起草支援に反映させ、後者の場合には最高人民裁判所による指導手法への助言、判例の形成についての助言あるいは法曹養成のための教科書などへの助言に活用する方向で助言を進めていく予定である。

また、2008年8月には、最高人民裁判所とバクニン省裁判官の混成チームを招へいしての本邦研修も実施され民事訴訟法・刑事訴訟法の運用についての討議なども行われた。

##### 2 中央機関能力強化関係

中央の能力強化の分野では、上記バクニン省のサーヴェイ結果を受けての最高人民裁

<sup>22</sup> プロジェクトの概要と事前評価については [http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech\\_ga/before/2007/pdf/vie\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/before/2007/pdf/vie_01.pdf) を参照されたい。

判所の指導のノウハウ形成が一定程度進んでおり、また、検察院に関しては、中央機関の能力改善の一環として特にプロジェクトに活動として取り込まれている、刑事裁判・検察実務の後方支援機関としての犯罪学センターの設立に向けた研究に対する支援が進んでおり、その一環として2008年6月に本邦研修が実施され、法務総合研究所研究部との意見交換や犯罪白書発刊の実際などについての情報提供が行われた。

### 3 法令起草支援関係

法令起草関係については、旧プロジェクトフェーズ3から引き継がれた、司法省を対象とする民事判決執行法・不動産登記法・担保取引登録法・国家賠償法の4法の支援が優先的に行われている。いずれも、長期専門家のワークショップがこれまでの主たる活動となっており、このうち、民事判決執行法については、2008年11月14日、国会において最終草案が可決成立した。不動産登記法及び担保取引登録法については、いまだに国会・政府レベルでの議論が続いており、予断を許さない状況にあるが、草案の改訂作業は徐々に進んでいるといえよう。国家賠償法については、長期専門家による多数のワークショップと民法共同研究会からの講師による現地セミナー、そして、起草班の総責任者である民事経済法局長以下同局員らを招へいして、2007年11月に本邦研修が実施された結果、2008年11月の国会に対する意見聴取のための草案提出が行われ、次期国会（2009年5月ころ）において最終草案が可決される見通しとなっている。

また、このほかに法令起草支援として予定されている改正刑事訴訟法、行政訴訟法及び改正民事訴訟法については、ベトナム国内での今後の推移を見守る必要があるが、刑事訴訟法については、既にベトナム側の起草委員会が結成されており、現実に草案を作成する最高人民検察院の担当者らを対象に、2009年3月に本邦研修が実施されることになっている。

### 4 法曹養成関係

法曹養成の関係については、現在、長期専門家の助言の下、司法学院の教員用教授法マニュアルの執筆が進められている。しかし、この司法学院の関係については、前述したとおり、旧プロジェクトで支援した統一カリキュラムが事実上崩壊したため、ベトナム側との協議の上、支援の方向性を再検討する必要性が出てきている。

## 第5 今後の展望と課題

既述のとおり、新たなベトナム側のニーズをくみ取りながら旧プロジェクトの弱点を克服することを企図して形成された新プロジェクトは、開始後間もなく2年を迎えるが、若干の問題点をかかえつつもそれなりの進捗をみせている。今後は、予定されている活動を、新プロジェクトがよって立つ問題意識に常に留意しながら積極的に進めていくことになる。

これまでの10年以上の活動の中で、越日間の信頼関係は十分に醸成されているほか、ベトナム自身や他ドナーからの評価も高く、また、カウンターパート各機関も JICA プロ

プロジェクトの手法・活動形態に十分習熟しつつあることから、プロジェクトの置かれた環境は良好な状態にあると判断して差し支えないものと思われる。

活動の具体的な課題としては、今後、弁護士連合会が発足した場合に、弁護士に対する能力開発支援とそのフィードバックをいかにして実現するか、いまだ具体的な姿の見えない改正刑事訴訟法、行政訴訟法、改正民事訴訟法についていかに早期にその概要把握と分析を行い、具体的な起草支援につなげるか、さらには、既にプロジェクトの枠内で要望の出ている、執行官の能力強化など司法省管轄機関の法律職の能力強化を、バクニン省パイロット地区での活動と絡めていかに実現していくか、などが大きなものであろう。

また、今後長期専門家の交代が余儀なくされる中で、新たに派遣される専門家がいかにスムーズに現地活動を引き継げるかも大きな課題である。ベトナムは既に支援活動の内容とそのレベルが相当程度高度化しており、長期専門家自身に極めて高い能力が要求される上、いずれの活動内容についても、長期専門家だけで対処可能なものはほとんどなく、国内のバックアップ体制も一層強化しなければならない。

さらに、高度化・複雑化するベトナムの法整備支援の中で、ドナー間協調はこれまでになく重要となってきている。新プロジェクトが関与している分野においても、単一のドナーによる支援のみで根本的な改善が図りうる分野はほとんどないと言ってよく、常に複数ドナーの協調と関与が必要なのもベトナム法整備支援の大きな特徴の一つである。幸い、ベトナムでは最大規模とあってよい国連開発計画（UNDP）のプロジェクトを中心にドナー・コーディネーションが比較的進んでおり、また、現在、JICA プロジェクトは、裁判所に対する司法行政改善支援をその活動に取り込んでいる CIDA の JUDGE プロジェクト<sup>23</sup>と密接な連携の下に裁判所関係の活動を継続しているほか、同じく裁判実務改善の面で DANIDA とも情報共有等の協調を行っているが、このようなドナー間協調は、無駄な支援の重複を避けることから重要であるが、何よりもベトナム自身が同一分野への複数ドナーの関与を必要としていることを理解した上で、競合による相乗効果を目指して、一層拡充されるべきであり、ベトナム法整備支援においては古参のドナーとして、我が国は、この点、代表的なドナーとしてリーダーシップを発揮することが求められていることを十分認識する必要がある。

以 上

---

<sup>23</sup> Canadian International Development Agency（カナダ国際開発庁）の「Judicial Development and Grassroots Empowerment プロジェクト」。主として司法関係機関の組織的能力開発と司法アクセスの改善を支援しているプロジェクトである。

ベトナム法整備支援時系列表

平成20年12月末日現在

出		来	事	支援プロジェクト等	
1976年	7月		南北統一（ベトナム社会主義共和国成立）	日本の対ベトナム法整備支援プロジェクト開始に至るまで	
1977年	9月		国連加盟		
1980年	12月		憲法制定		
1986年	12月		第6回共産党大会でドイモイ（刷新）政策を採択		
1992年	4月		憲法改正 ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請		
1994年	10月		法務省が支援開始，第1回法整備支援研修（日本における民事法の概要等）		
1995年	7月		ASEAN（東南アジア諸国連合）正式加盟		
	8月		市場経済化支援開発政策調査（JICA）実施（～2001年3月）		
	10月		第2回法整備支援研修（日本における国籍法等の概要）		
1996年	8月		刑事法に関する法整備支援研修（刑法，刑事訴訟法）		重要政策中枢支援（法整備支援フェーズ1）
	9月		第3回法整備支援研修（商法，日本の裁判制度・法律家養成の概要）		
	10月		ベトナム司法省とRecord of Discussions (R/D) 締結		
	12月		法整備支援フェーズ1開始（1996年12月1日～1999年11月30日） JICA長期専門家1名（弁護士）派遣（～2000年4月）		
1997年	6月		第4回法整備支援研修（戸籍・登記・供託）		
	10月		第5回法整備支援研修（民事執行法・民事訴訟法）		
1998年	6月		第6回法整備支援研修（会社法・証券取引法）	重要政策中枢支援（法整備支援フェーズ2）	
	10月		第7回法整備支援研修（知的財産権）		
	11月		APEC（アジア太平洋経済協力会議）正式加盟		
1999年	6月		第8回法整備支援研修（刑事手続）		
	10月		第9回法整備支援研修（民事責任）		
			最高人民検察院研修（刑事手続と検察官の役割）（JICA・UNDP共同プロジェクト）		
	11月		日越民商事法セミナー（法総研，JICA，（財）国際民商事法センター，ベトナム司法省共催でハノイにて開催）		
			ベトナム司法省とRecord of Discussions (R/D) 締結 ベトナム司法省，ベトナム最高人民検察院，ベトナム最高人民裁判所とMemorandum of Understanding (MOU) 締結（対象機関に最高人民検察院と最高人民裁判所が加わる）		
12月		法整備支援フェーズ2開始（1999年12月1日～2002年11月30日，2003年3月31日まで延長）			
2000年	2月		JICA長期専門家1名（業務調整員）派遣（～2003年4月）		重要政策中枢支援（法整備支援フェーズ2）
	4月		JICA長期専門家2名（検事，弁護士各1名）派遣（～2001年4月）		
	6月		第10回法整備支援研修（日本の司法制度，戸籍・犯歴制度）		
	9月		第11回法整備支援研修（弁護士制度，WTO加盟問題）		
	10月		第12回法整備支援研修（日本の検察，刑事手続関係） JICA長期専門家1名（裁判官）派遣（～2002年6月）		
	11月		第13回法整備支援研修（日本の裁判所制度関係）		
2001年	1月		ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（1名招へい）	重要政策中枢支援（法整備支援フェーズ2）	
	3月		ベトナム司法大臣を座長としてLNA（リーガル・ニューズ・アセスメント）実施（～2002年）		
	4月		JICA長期専門家1名（検事）派遣（～2003年4月）		
	5月		第14回法整備支援研修（民事・刑事における検察官の役割と人材育成）		
	6月		JICA長期専門家1名（弁護士）派遣（～2003年6月）		
			第15回法整備支援研修（法曹養成と弁護士制度）		
	9月		ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度共同研究（2名招へい） 第16回法整備支援研修（民事訴訟手続）		
	11月		ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）		
12月		憲法改正			
2002年	1月		ベトナム司法省，ベトナム最高人民検察院，ベトナム最高人民裁判所とMemorandum of Understanding (MOU) 締結（フェーズ2延長）	重要政策中枢支援（法整備支援フェーズ2）	
	2月		ベトナム司法省との日越司法制度共同研究（2名招へい）		
			第17回法整備支援研修（民法改正共同研究）		

ベトナム法整備支援時系列表

出 来 事		支援プロジェクト等	
2002年	3月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（1名招へい）	重要政策中枢 支援 （法整備支援 フェーズ2）
	5月	第18回法整備支援研修（市場経済を発展させるための経済の刑事的規制）	
	6月	JICA長期専門家1名（裁判官）派遣（～2004年3月）	
		第19回法整備支援研修（証券取引市場をめぐる法制度とその運用）	
	9月	第20回法整備支援研修（民事訴訟手続）	
	10月	ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度共同研究（3名招へい）	
11月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）		
2003年	1月	ベトナム元司法大臣等招へい（ロック元司法大臣ほかベトナム司法省から1名招へい：JICA）	フェーズ3 準備段階
	2月	第21回法整備支援研修（担保取引をめぐる法制度とその運用）	
	3月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（1名招へい）	
	5月	JICA長期専門家1名（検事（法総研教官））派遣（～2004年5月）	
	6月	ベトナム司法省、ベトナム最高人民検察院、ベトナム最高人民裁判所、ベトナム国家大学ハノイ校とRecord of Discussions (R/D) 締結	
	7月	法整備支援フェーズ3開始（2003年7月1日～2006年6月30日、2007年3月31日まで延長） ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（1名招へい）	
11月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）		
12月	ベトナム司法大臣等招へい（ルー司法大臣ほかベトナム司法省から3名招へい：法総研、JICA）		
2004年	2月	第22回法整備支援研修（法曹養成）	
	4月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）	
	5月	JICA長期専門家1名（裁判官）派遣（～2005年5月）	
		JICA長期専門家1名（検事（法総研教官））派遣（～2007年3月）	
	6月	民事訴訟法、改正破産法が国会で可決成立	
	7月	JICA長期専門家1名（業務調整員）派遣（～2006年6月）	
	8月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）	
	9月	ベトナム国家大学ハノイ校法学部において日本法講座開始	
	11月	JICA長期専門家1名（弁護士）派遣（～2006年6月）	
2005年	1月	ベトナム最高人民裁判所との日越民事訴訟制度共同研究（3名招へい） 第23回法整備支援研修（法曹養成）	重要政策中枢 支援 （法整備支援 フェーズ3）
	2月	第24回法整備支援研修（民法改正共同研究）	
	5月	JICA長期専門家1名（裁判官）派遣（～2007年3月）	
		共産党中央委員会政治局2005年第48号決議（「法制度整備戦略」）採択	
	6月	共産党中央委員会政治局2005年第49号決議（「司法改革戦略」）採択 改正民法が国会で可決成立	
	7月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）	
	9月	第25回法整備支援研修（判決書標準化）	
	10月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）	
2006年	2月	第26回法整備支援研修（法曹養成）	
	3月	ベトナム司法省との日越民法共同研究（3名招へい）	
	4月	ベトナム司法省、ベトナム最高人民検察院、ベトナム最高人民裁判所、ベトナム国家大学ハノイ校とMinutes of Meeting (M/M) 締結（フェーズ3延長）	
	6月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）	
	7月	JICA長期専門家1名（業務調整員）派遣（～2007年10月）	
	10月	ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度研修及び共同研究（4名招へい）	
		ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣） 日本ベトナム共同声明「アジアの平和と繁栄のための戦略的なパートナーシップに向けて」発表	
2007年	1月	WTO（世界貿易機関）正式加盟	
	3月	JICA長期専門家（検事（法総研教官））がベトナム司法大臣から司法事業記念賞を受賞（日本人初）	
		ベトナム司法省、ベトナム最高人民検察院、ベトナム最高人民裁判所とRecord of Discussions (R/D) 締結	



### ベトナム法整備支援時系列表

出		来	事	支援プロジェクト等
2007年	4月	法・司法制度改革支援プロジェクト開始（2007年4月1日～2011年3月31日） JICA長期専門家2名（検事（法総研教官），弁護士各1名）派遣		法・司法制度改革支援プロジェクト
	5月	JICA長期専門家1名（裁判官）派遣		
	6月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）		
	11月	JICA長期専門家1名（業務調整員）派遣		
		ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家2名派遣）		
		第27回法整備支援研修（国家賠償法起草） 「日本・ベトナム間の戦略的パートナーシップに向けたアジェンダ」を含む「深化する日本・ベトナム関係に関する共同声明」発表		
2008年	6月	第28回法整備支援研修（犯罪学研究）		
	8月	第29回法整備支援研修（裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策）		
	9月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（2名招へい）		
	11月	民事判決執行法が国会で可決成立		
	12月	ベトナム最高人民検察院との司法制度共同研究（日本側専門家3名派遣）		

※研究会について

（フェーズ2・フェーズ3）

1. 民法改正共同研究会－2000年7月から2007年3月まで，計62回開催

（フェーズ3）

1. 民事訴訟法共同研究会－2003年6月から2005年12月まで，計18回開催
2. 法曹養成共同研究会－2003年11月から2006年3月まで，計13回開催
3. 判決書・判例整備共同研究会－2004年1月から2007年3月まで，計48回開催

（法・司法制度改革支援プロジェクト）

1. 民法共同研究会－2007年4月から現在まで，平均2か月に1回開催（継続中）
2. 裁判実務改善研究会－2007年4月から現在まで，平均2か月に1回開催（継続中）

# カンボジア

国際協力部教官 宮崎 朋紀

## 第1 経緯<sup>1</sup>

### 1 カンボジア法整備支援の特徴

カンボジアは、1975年から1979年までポル・ポト政権の支配を受け、その後も1991年まで内戦状態にあったところ、この15年余りにわたる抗争・混乱期に国全体が受けたダメージには甚大なものがあつた。司法関係に限ってみても、ポル・ポト政権下で「法律、裁判制度及びそれらを支える社会基盤の廃止や機能停止」、「法律実務家を含む知識人迫害による深刻な人材不足」といった事態が引き起こされ、そこから立ち直れない状況が続いた。1990年代から始まった復興に向けての取組の中では、こうしたゼロに近い状態から司法制度の再建、法律実務家の養成等を行わなければならなかつたのである。こうした点で、カンボジアに対する法整備支援は、他の国に対する支援と比べて大きく異なる問題を抱えて開始されたといえる。

### 2 日本のカンボジア法整備支援プロジェクトの概要

これまで、日本のカンボジアに対する法整備支援は、主にJICAによる開発途上国支援の枠組みの中でプロジェクトとして行われてきており、現在も以下の3つのプロジェクトが並行して進められている<sup>2</sup>。

#### ①法制度整備プロジェクト（以下「起草プロジェクト」という。）

1999年3月に開始され、更新されて現在はフェーズ3（期間は2008年4月9日～2012年3月31日）の進行中である。

#### ②カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト（以下「弁護士会プロジェクト」という。）

期間は、2007年6月11日～2009年6月10日である。なお、前段階として、2001年7月から1年間の小規模開発パートナー事業「弁護士会司法支援」、2002年9月～2005年8月の開発パートナー事業「カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト」が行われていた。

#### ③裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（以下「RSJPプロジェクト」という。）

2005年11月に開始され、更新されて現在はフェーズ2（期間は2008年4月1日～2012年3月31日）の進行中である。

### 3 起草プロジェクトについて

<sup>1</sup> 2004年7月ころのカンボジア法整備支援の状況については、ICD NEWS 第16号7ページ以下の当部三澤あずみ教官（当時）による紹介記事参照。本稿は、左記記事を踏まえて主に上記時点以降の法整備支援の状況を紹介するものである。

<sup>2</sup> 各プロジェクトの基本情報については、「JICA ナレッジサイト」から（[http://gwweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf/FrsWebIndex?OpenFrameset](http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf/FrsWebIndex?OpenFrameset)）、「プロジェクト情報→国別→カンボジア・分野課題別→ガバナンス→法・司法」に進めば入手可能である。

前記①の起草プロジェクトは、カンボジア司法省をカウンターパートとし、民法、民事訴訟法という2つの大きな基本法の起草支援を行うことを中心的な目的として開始されたものである。

両法の起草作業を行うため、日本側では、第一線で活躍する法学者、裁判官、弁護士のほか、法務省から民事局付、当部教官らが参加して作業部会が作られる一方、カンボジア側でも、裁判所、司法省から優秀な人材が参加してワーキンググループが作られた。その上で、日本側とカンボジア側との共同作業という手法をとりつつ、多大な時間と労力をかけて民法、民事訴訟法の起草作業が進められた。

そして、完成した両法案が2003年に閣僚評議会（日本の内閣に相当する。）に提出されていたところ、民事訴訟法については、2006年6月に国会で可決され、2007年7月に適用が開始されている。また、民法については、2007年12月に国会で可決され、現在適用を待っている状態である。

両法の起草過程では、カンボジア側の要望を受けて国際的な評価に耐え得るレベルの法律の起草が目標とされた。完成したカンボジア民法（全1305条）<sup>3</sup>、カンボジア民事訴訟法（全588条、民事執行、民事保全に関する規定を含むもの）<sup>4</sup>は、日本の民法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法と共通する条項を多く含むが、起草過程における多数回の協議の中で、カンボジア側からの意見表明や現地の実情報告を考慮して変更された点も少なくない。例えば、カンボジア民事訴訟法については、日本民事訴訟法と比べると、欠席判決に至る手続が全く異なること、弁論準備手続が必要的となっていること、訴訟承継主義ではなく当事者恒定主義がとられていること、不動産が強制売却された際の抵当権等の帰趨について消除主義ではなく引受主義がとられていることをはじめとして、数々の違いがある<sup>5</sup>。カンボジア民法についても、日本民法の大部分が明治期に成立したものであるということもあり、日本民法との違いが大きくなっている。例えば、債務や契約に関する規律については、国際物品売買契約に関する国連条約（ウィーン売買条約）等が強く意識され、危険負担、解除、瑕疵担保責任等に係る規定は、日本民法とかなり異なっている。物及び物権に関する規律についても、建物が独立の不動産とは扱われずに土地の一部等と扱われること、登記が不動産売買の対抗要件でなく効力要件になっていること、「永借権」等のカンボジア独自の物権があることなどの大きな違いがある。

#### 4 法律実務家養成のためのプロジェクトについて（RSJPプロジェクトを中心に）

- (1) 起草プロジェクトにおいて、民法・民事訴訟法の起草が成し遂げられたが、両法を理解し、使いこなせる裁判官、弁護士がいなければ、適切な運用は実現しないという観点から、法律実務家養成支援を中心的な活動とする2つのプロジェクトが相次いで

<sup>3</sup> 2003年6月30日現在のカンボジア民法草案は、ICD NEWS 第11号9ページ以下に掲載されている。

<sup>4</sup> カンボジア民事訴訟法は、財団法人国際民商事法センターのウェブサイト ([http://www.iccl.or.jp/equip\\_cambodia/index.html](http://www.iccl.or.jp/equip_cambodia/index.html)) で入手可能である。

<sup>5</sup> カンボジア民事訴訟法の起草作業の実際及び日本民事訴訟法との相違点の詳細については、上原敏夫一橋大学教授「カンボジア民事訴訟法点の成立—起草支援作業を振り返って」ジュリスト1358号26ページ以下参照

開始された。

第1に、カンボジア弁護士会をカウンターパートとする弁護士会プロジェクトが開始されている。これは、2002年に開校したカンボジア弁護士養成校における教育の改善支援等を目的とし、日本弁護士連合会が中心となって進めているものである。

第2に、王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）及びその上部組織である王立司法学院（Royal Academy for Judicial Profession, 以下「RAJP」という。）をカウンターパートとするRSJPプロジェクトが開始されている。これは、2003年11月に開校したRSJPにおける民事教育の改善支援を目的とし、当部教官らが実働メンバーとなって進めているものである。

以下では、当部が深く関わっているRSJPプロジェクトに焦点を当てて紹介することとする。

- (2) RSJP開校前の時点で、カンボジアの現職裁判官、現職検察官の大半は法律実務家となるための特段の教育を受けておらず、教師等の職に就いていた者から任命されたという。そこで、RSJPが設立され、これまで1期生、2期生が卒業し、現在、3期生、4期生が学んでいる。人数の面では、4期生までが卒業して裁判官、検察官に任命されると、RSJPの卒業生である裁判官、検察官の人数が、従来の裁判官、検察官を上回ることになる。このことと、研修生が2年間の研修期間中に民法、民事訴訟法をじっくり勉強する時間をもった上で、その後すぐに裁判官等としての職務を担当するようになることを考えると、RSJPにおける民事教育を充実させることは、法律実務家の養成の観点のみならず、裁判現場において新しい民法、民事訴訟法の適切な運用を実現するという観点からも、極めて重要性が高く、かつ、効率性の高い活動といえる。
- (3) 当部からは、2004年1月ころ以降、当部教官がJICA短期派遣専門家として複数回プノンペン市内のRSJPに派遣され、実態調査及び支援の方向性の検討を行った。そして、2005年11月RSJPプロジェクトが開始され、2006年2月からは、当部教官がJICA長期派遣専門家（以下、「長期専門家」という。）としてRSJPに派遣され、2年余りにわたりRSJP内のオフィスに常駐して、業務調整を担当する長期専門家、カンボジア人アシスタント数名とともに、後記（第2の2）のような活動に従事した。2008年4月からは、後任の当部教官が2代目の長期専門家として派遣され、同様にRSJP内のオフィスに常駐して活動に従事している。

また、当部カンボジア担当教官2名が上記長期専門家と日常的に連絡をとり、協力しながら活動を行う体制が作られている。

以上の実働メンバーに対し、日本の裁判官、司法研修所教官、弁護士からなるアドバイザリーグループから、様々な助言がされている。

- (4) RSJPプロジェクトの当初の主要な課題としては、①カリキュラムが確立されておらず、場当たりの教育がされている問題、②常勤教官がおらず、教官の本来業務の多忙さにより、突然の休講が頻繁にされている問題、③教材が不足している問題の3点

の改善の必要性が挙げられていた<sup>6</sup>。

上記①のカリキュラムの点については、その後、日本の司法研修所教官から「裁判官を養成するためにどのような事項を教えるべきか」といった内容面だけではなく、「全体のコマ数を計算し、それを教えるべき科目に割り当てていく」といった手法面についても情報提供を受け、また、当部教官から現地に派遣されていた長期専門家からも助言が行われた結果、現在では、RSJPの教務部門が自らカリキュラムを作成できるようになっている。こうした活動により、幸いカリキュラムの点については、内容面の更なる改善支援の余地はあるとしても、おおむねRSJP側に任せられる状態になっているといえる。そこで、第2の「現状と問題点」においては、上記②、③の問題についての現在の取組状況について紹介する。

## 第2 現状と問題点

### 1 起草プロジェクトについて

前記のとおり、カンボジアでは、既に民法、民事訴訟法が国会で成立し、民事訴訟法については運用が始まって約1年半が経過しているところ、両法の内容のみならず、起草の際の共同作業的手法についても、カンボジア政府から高く評価されているとのことである<sup>7</sup>。

こうして両法案の起草支援を終えた前記①の法制度整備プロジェクトの次なる課題としては、①両法を運用する際に必要な関連法令の起草やそれを支える社会基盤の整備の支援と、②両法の普及活動の支援に進んでいる。

#### (1) 現状について

ア 上記①の関連法令等の整備の支援についてみると、民事訴訟法関係では、関連4法令（執行官法、人事訴訟法、民事過料手続法、民事非訴訟事件手続法）の法案及び裁判寄託省令案が日本側の支援を受けて起草された。そのうち、民事過料手続法については2008年3月に国会で可決され、施行されている。他の3法令の法案及び裁判寄託省令案については、既にカンボジア側に渡され、検討が加えられているところである。民法関係では、民法の適用に関する法律の草案が日本側の支援を受けて起草されてカンボジア側に渡されており、現在検討が加えられているところである。

イ 上記②の民法、民事訴訟法の普及活動の支援についてみると、民事訴訟法関係では、同法及び関連4法令の各逐条注釈及び民事訴訟法の教科書<sup>8</sup>（「民事訴訟法要説」）が日本側で作成され、既にカンボジア側に渡されている。また、司法省主催により、各地の始審裁判所に向けた民事訴訟法理解研修が多数回開催され、日本の長期専門家もこれに講師として参加するなどの支援をしている。日本の民事訴訟作業部会の

<sup>6</sup> 柴田紀子東京地方検察庁検事・前 JICA 長期専門家「カンボジア裁判官・検察官養成支援」ジュリスト 1358 号 34 ページ以下参照

<sup>7</sup> 第8回法整備支援連絡会におけるアン・ヴォン・ワッタナ司法大臣の講演(ICD NEWS 第31号)参照

<sup>8</sup> 各逐条解説及び民事訴訟法要説は、脚注4の財団法人国際民事訴訟法センターのウェブサイトでも入手可能である。

委員の方々も、カンボジアを訪問され、セミナーを行っている。民法関係でも、日本側において民法の逐条注釈の作成作業がほぼ終了しており、また、民法の教科書の作成作業が進められているところである。

## (2) 問題点について

民法の関連法令の起草に関しては、それを支える社会基盤の整備も必要となるため、当初から困難が予想されていた。例えば、民法の起草が行われていた当時、社会基盤としての不動産登記の整備が早急に進められることが前提となっていたが、そのスケジュールはかなり遅延しており、それによって民法中の物権編の規定の円滑な適用に支障が生じることが懸念される。加えて、民事執行や民事保全の分野でも、不動産執行や不動産仮差押えは、通常、債務者が所有する不動産を対象として、登記をする方法により行われるため、これらの円滑な運用にも支障が生じることが心配される。

もう一つは、司法省における人材不足の問題が挙げられる。起草プロジェクトでは、カンボジア側でワーキンググループが結成され、共同作業的手法により民法、民事訴訟法の起草が行われてきたところ、そのねらいとしては、カンボジア側の実情や要望を両法案に十分反映させることはもちろんであるが、それに加えて、後に関連法令の起草作業や民法、民事訴訟法の普及活動に進んだ際、両法の内容を深く理解した前記ワーキンググループメンバーに中心的役割を担ってもらうことが含まれていた。しかし、前記ワーキンググループメンバーは、両法起草終了後、いずれも司法省次官、最高裁判所判事をはじめとする枢要ポストに据えられ（中には32歳で最高裁判所判事に任命された裁判官もいた。）、それらの本来職務が多忙すぎて前記のような役割を担えなくなるという想定外の事態が生じた。冒頭で触れたカンボジアの人材不足の問題は、想像を上回る根深いものであったといわざるを得ない。人材不足の問題は、関連法令の起草作業のほか、民法、民事訴訟法と抵触する法律についての他省庁との交渉、民法、民事訴訟法の普及活動など、様々な場面において大きな足かせとなっている。前記ワーキンググループメンバーに準じるレベルの人材が一刻も早く育成されることが課題となっている。

## 2 RSJP プロジェクトについて

### (1) 現状について

#### ア 教官の多忙さと教官候補生の仕組み

人材不足の問題は、RSJPでも大きな問題であった。7名のRSJP民事教官のほとんどは、起草プロジェクトのワーキンググループメンバーと重複していたため、司法省、裁判所の枢要ポストに据えられて本来職務が多忙になりすぎたことにより、RSJP教官の職務に十分な時間が割けなくなった。その結果、講師が予定されていた講義を行えなくなり、休講になってしまうという事態が頻繁に起きるようになった。そして、カリキュラムに空いてしまった穴を埋めるべく、RSJPの幹部や教務部門から、上記講師の代わりに日本の長期専門家に講義を行ってほしいという依頼が頻繁にされるようになっていた。しかし、長期専門家は他に多くの仕事を抱えており、

研修生相手の講義を引き受ける余裕はない上、安易に日本側が講師を引き受けると、RSJPの自立発展を目指すというプロジェクトの基本方針にも反することになってしまう。そこで、日本の長期専門家は、最小限の代替講義を行うことはあったものの、原則として上記のような依頼は断ることとしていた。

このような深刻な講師不足の問題に対する解決策を模索する中で、日本側から、将来の教官として育成すべき「教官候補生」の仕組みを作ることが提案され、それを受けてRSJPでは、経験年数5年の裁判官1名及びRSJP1期を卒業したばかりの裁判官6名からなる合計7名の教官候補生が選定された。そして、2006年3月ころから、毎週1回、長期専門家と教官候補生とのワーキンググループ活動が行われ、また、年に数回ずつ当部教官等により行われる本邦研修、現地セミナーも原則として教官候補生を対象とするようになり、それらの活動、セミナーの中で、民事訴訟第1審模擬記録の作成作業や、民法、民事訴訟法に関する情報提供が行われた。日本側からの情報提供の対象を原則として教官候補生に絞り、彼らに対して集中的に教官となるためのトレーニングを行ったのである。やがて、長期専門家及び当部教官等の間では、ワーキンググループ活動やセミナーにおける教官候補生の質問や発言のレベルが確実に上がってきたというのが一致した意見となってきた。こうして、教官候補生は、短期間のうちに、カンボジアでは前記起草ワーキンググループメンバー及びRSJP教官に次いで、最も両法に通じた人材となったわけであり、日本側からは、早いうちに教官候補生にRSJPの研修生への講義を担当させることを働きかけた。しかし、RSJPの幹部、教務部門は、根強い年功序列意識のせい、「裁判官としての実務経験がほとんどない者を教壇に立たせるわけにはいかない」として、教官候補生に講義をさせることに拒絶反応を示し、講義が直前にキャンセルされるという前記の状態がしばらく続くことになった。

一方、2007年度には、同プロジェクトフェーズIIの支援内容に関する協議の過程で、RSJP及びその上部組織RAJP側から日本側に対し、「RAJP傘下に、書記官養成校の新規書記官養成過程<sup>9</sup>、執行官養成校をそれぞれ新しく開設するので、民事教育に関し、日本側に支援してもらいたい」、さらに、「RSJPは、新規裁判官教育のほか、2008年度から現職裁判官に対する継続教育を実施し、その中で新しい民事訴訟法を現職裁判官に普及するので、日本側に支援してもらいたい」という要望が伝えられた。日本側は、その支援の必要性・緊急性はあるものの、長期専門家1人で対応可能な支援としては、RSJPの新規教育が限界であり、新たな専門家の追加派遣等に向けた日本側の人材リソース確保の見通しが立たない状況であったので、このような要望については原則的に応じないことになった（なお、1回が5日間の現職裁判官向けセミナー6回のうち、各回半日の講義については、長期専門家が担当することになった。）。

<sup>9</sup> 書記官養成校の新規書記官養成過程は、2008年6月から開始された。

こうして、RSJP の新規裁判官養成過程だけではなく、各種研修のための講師の需要が著しく増大するに至った段階で、RSJP 幹部、教務部門も、ようやく緊急に何らかの対策をとらなければならないことを認識したのか、2008年5月開始のRSJP 4期生の前期カリキュラムからは、教官と教官候補生をペアにして各講義を担当させる仕組みが採用された。そして、上記カリキュラムが始まると、教官が本来職務の多忙さから、かなりの割合で教官候補生に講義をゆだねるようになり、自然と教官候補生が教壇に立つことが実現することとなった。また、2008年6月に開始された書記官養成校の新規書記官養成過程では教官候補生のうち2人が教官に任命されたほか、2008年10月からは、現職裁判官に向けたセミナーにおいても教官候補生が一部の講義を担当するようになった。当初、研修生への講義もさせないという姿勢を示していたことを考えると、RSJP の幹部、教務部門が、若い教官候補生に現職裁判官への講義を担当させるようになったことは、日本側も驚くような大きな方針転換であった。

結局、各種セミナーの講師の需要が増大していく一方、人材不足の状況の中で教官候補生に実力がついてくると、他に選択肢がないこともあり、自然に彼らが活躍する状態になっていったのであって、この教官候補生の仕組みは、日本側も驚くスピードで結果を出したものである。こうして、日本側がRSJP の研修生全体を相手に講義を行うのではなく、教官候補生を対象に集中的にトレーニングを行うという手法は、有効なものであることが改めて実証されたといえる。

2008年5月には、RSJP 2期卒業生の中からも、7名が2期教官候補生として選定され、現在、当部派遣の長期専門家とのワーキンググループ活動を1期教官候補生と合同で行うとともに、2008年10月の本邦研修にも上記7名が研修員として来日し、日本の民事裁判の見学や、民法、民事訴訟法の情報提供を受けている。

## イ 教材の作成

RSJP でこれまで作成された主な教材は、以下のとおりである。

- ① 民事訴訟第1審手続マニュアル
- ② 民事訴訟第1審記録教材
  - i 模擬裁判用記録（貸金）
  - ii ①に付随する民事訴訟第1審模擬記録（貸金）
  - iii 模擬裁判用記録（賃貸借）
- ③ 民事第1審手続実演 DVD
- ④ 民法講義レジュメ
- ⑤ 民事訴訟法講義レジュメ
- ⑥ 民法演習問題

民事訴訟第1審手続マニュアル（前記①）については、裁判官が民事訴訟法の運用を行う上で最も基本的な教材となるものであり、RSJP プロジェクトが開始される前から作成作業が行われ、この第1版が2006年2月に完成したが、RSJP プロジ



ェクトにとっても重要な教材である。カンボジア側（起草ワーキンググループメンバー等）と日本側（長期専門家、当部教官等）とが、本邦研修等の機会に相当の回数にわたり意見を交換しながら、共同作業的手法により作成された。かなり使いやすい内容のものになっているといえるが、教材の性質上、今後も民事訴訟法の運用が進むにつれて改訂が必要になってくるものである。

民事第1審模擬記録（前記②i）は、民事第1審手続マニュアルに付随する模擬記録という位置づけのものである。日本側（長期専門家、当部教官）の助言の下に、日本の民事訴訟記録の形式をベースとしつつも、長期専門家のワーキンググループ活動や本邦研修の機会において、カンボジア側（1期教官候補生、司法省職員、弁護士）が訴状、調書、判決書等を起案しながら模擬裁判を行い、その過程でカンボジアの実情をできる限り反映させていくという手法で、相当の時間と労力をかけて作成されたものである。

民事第1審手続実演DVD（前記③）は、民事第1審模擬記録（前記②i）の事案を題材に、当部部長や教官らが実際に民事訴訟手続を実演した様子を撮影し、カンボジア人留学生らの協力を得てクメール語の吹き替えを入れたものである。本邦研修等の機会に、教官候補生らにこのDVDを見せた後、模擬弁論準備手続や模擬尋問手続を行わせると、それまでとは見違えるようにスムーズに手続を進められるようになり、この教材がかなり有効なものであることが実感される。

民法、民事訴訟法の講義レジュメ、演習問題（前記④～⑥）については、RSJPの教官が研修生を相手に講義、演習をする際に使用するものであるという性質から、教官らが原案を作成し、それに日本側がコメントをするという形で作成されている。

ウ 2008年5月以降の長期専門家及び当部教官の活動の概要

長期専門家の活動の中心は、毎週1回行われる1期、2期教官候補生らとのワーキンググループ活動であり、国内にいる当部教官の行う活動の中心は、本邦研修、現地セミナー、JICA-Net（テレビ電話）セミナーで、前記の方針から、これらについても対象は原則として教官候補生である。

以上を通じて、2008年5月以降は、①模擬裁判及びそのための事案の作成と、②民事執行、民事保全教材作成という2つのテーマに絞って活動を進めている。

上記①の模擬裁判については、当初から、その実施の支援をRSJPプロジェクトの活動の柱と位置づけているものである。法律実務家を目指す研修生にとっては、一定程度民事訴訟法の勉強が進んだところで裁判手続を実演してみると、手続の流れが理解できるとともに、民事訴訟法のどの点がいまだ理解不足であったのかが手に取るように分かるなどの効果があるため、模擬裁判は、訴訟法の学習から裁判実務へと進む際の架け橋となる重要なカリキュラムということができ、日本の法科大学院や司法修習の過程でも行われているものである。特に、プロジェクト開始当初のカンボジアでは、多くの現職裁判官が新しい民事訴訟法を十分に理解することができないままに、従前の手続に近い形で民事裁判手続を進めていたものと思われ、

RSJP の研修生は、実務研修期間中にそうした裁判を日々見学してきていたわけである。そこで、研修員らに対しては、改めて民事訴訟法に忠実に従った裁判手続の流れを把握してもらう必要性は高く、長期専門家や当部教官を含む日本側の法律実務家の指導の下で、研修員らが裁判手続を実演してみる意義は大きいといえる。そこで、これまで以下のとおり模擬裁判が実施されてきた（括弧内は、セミナーの種類及び模擬裁判を行った者）。

- a 2005年6月（現地セミナー，RSJP 1期生及び弁護士養成校研修生合同）
- b 2007年2月，7月（各本邦研修，RSJP 1期教官候補生，司法省職員及び弁護士合同）
- c 2007年12月（現地セミナー，RSJP 2期生及び3期生合同）
- d 2008年10月（本邦研修，RSJP 2期教官候補生）
- e 2008年12月（現地セミナー，RSJP 3期生及び4期生合同）

当初は、新しい民事訴訟法に忠実に従った裁判手続を実演してもらうという目的があったため、長期専門家が前面に出て事前講義や事後の講評の指導を行っていた。しかし、上記（c）の模擬裁判においては、上記（b）の際に同じ事案を使って模擬裁判を行ったRSJP 1期教官候補生に講評を担当してもらったところ、合計120名近い2期生、3期生を相手に適切なコメントを堂々と述べてくれた（これを見たRAJP，RSJPの幹部が1期教官候補生の評価を一気に上げ、4期生対象の講義を実質的に担当させたり、現職裁判官対象の研修の講師を担当させたりすることにつながったのではないかと推測される。）。そして、上記（d）の模擬裁判は、当初から2期教官候補生に対し、上記（e）の模擬裁判の講評役を担当してもらうことを伝えた上で実施したところ、非常に張り切って取り組んでいたものであり、彼らの前記（e）の模擬裁判での活躍が期待される<sup>10</sup>。

前記②の民事執行、民事保全の教材作成は、2008年5月に、前記①の活動と並ぶもう1つの活動の柱として位置づけたものである。2007年7月の民事訴訟法の適用以来、カンボジアの裁判官、教官候補生らから、日本の長期専門家に対し、民事訴訟法に関する質問が頻繁に寄せられており、これが現在も続いているが、当初から民事執行、民事保全に関する質問の割合はかなり高かった。民事執行、民事保全の各手続は複雑であり、条文だけから手続の流れを理解して運用するのはなかなか難しい一方、民事執行が円滑に行われなければ、民事訴訟で勝訴判決を得てもあまり意味がなくなってしまうという面があり、民事保全も民事執行を実効的に行うためには欠かせないといえるのであって、いずれも重要性が高いものである。カンボジア側でも、その重要性は理解しながら、条文を見ても理解できない点が多くあるということで、相当強い焦りを感じていたようである。2007年9月のJICA-Netセミナー、2008年2月の現地セミナーで民事執行、民事保全を扱った

<sup>10</sup> 本稿は、eの模擬裁判がまだ行われていない2008年12月上旬の時点で作成された。

ところ、参加者はふだん以上の熱心さでノートをとり、終了時間が来ても質問が止まらないという状態であった。このようなことから、2008年5月以降、教官候補生らに対し、民事執行、民事保全の各手続についての情報提供をしながら、それぞれの各模擬記録及びそれに付随するマニュアルを作成する活動を行っている。手法としては、日本側（長期専門家及び当部教官）から、作成すべきマニュアルを念頭に置いた講義を行い、それを聞いて教官候補生らが模擬記録及びマニュアルの各原案を作成し、日本側が修正を行うという流れで進めている。

長期専門家の活動としては、前記の毎週1回ワーキンググループ活動のほか、その中で進めている模擬裁判用の事案や民事執行、民事保全の教材作成に向けての教官候補生との文書のやりとり、日々裁判官や教官候補生らから寄せられる質問への回答（教官候補生が教壇に立つようになったため、講義の前後の質問も相当増えている。）、RSJPの幹部、教務部門とのマネジメントに関する協議などがあり、最近では、前記のとおり、RSJPにおける現職裁判官対象の研修における民事保全の講義も担当している。いずれも英語－クメール語の通訳を介して行っているものであり、かなりの繁忙度であるといえる。

## (2) 問題点について

RSJPプロジェクトの当初からの目標は、RSJP側（幹部、教務部門、教官）が学校運営、カリキュラムの改善、教材の作成等のすべてを独力で行えるようになり、RSJPの自立発展を可能にするというものであったが、その実現までの道のりはまだ長いといわざるを得ない。

まず、RSJPには、常勤教官がおらず、民事教官7名は、いずれも裁判官や司法省職員という本来の職務を持った非常勤教官である。前記の1期、2期教官候補生も、裁判官としての本来の職務を持ちつつ、毎週1回のワーキンググループ活動や講義の度にRSJPにやってくるという状況である。しかし、常勤教官がいなければ、講義の準備や教材の作成に十分な時間をつぎ込むことはできず、日本側から提供した情報の蓄積もうまく行われないうちに思われる。ところが、常勤教官の必要性についてのRSJP幹部の認識は十分とはいえない。

また、RSJPで行う民事教育の大きな方向性、カリキュラムの改善の方向性、教材の作成方針等については、できるだけ早くカンボジア側で決められるようになるべきであり、そのような事項の審議、決定機関として、例えば、RSJP校長主催の教官会議を設けることが自立発展のためには重要と考えられる。日本側からの働きかけにより、2008年6月にこれが一度開催されたが、教官の多忙さのため、教官全員の参加は得られず、その後も開かれない状態になっている。

これらの点について今後も日本側からの説得、働きかけを続けることにより、RSJP幹部、教務部門による自立的なRSJPの運営能力を高めることが現在の大きな課題といえる。

教材作成に関しては、考えられる種々の教材のうち、限られた日本側の体制の中で

どれから作成していくかというのが1つの重要な問題であるが、RSJPの自立発展という目標やカンボジアの実情を重視するという観点との関係で、どのような手法で教材を作成していくかという問題もまた重要である。

例えば、民事執行のうち不動産強制売却の模擬記録及びマニュアルを作成する場合、1つの手法としては、教官候補生に当初から原案を作らせ、それに日本側がコメントするというものがあり、もう1つの手法としては、日本側がすべて作成し、翻訳してカンボジア側に渡すというものがある。前者の方法では、特に民事執行のように、カンボジアにとって新しい手続であり、しかも、法律の規定だけからはなかなか理解が難しい手続に関しては、原案の作成自体から行き詰まってしまい、原案ができたとしても、内容の正しさ、使いやすさの両面について一定のレベルまで修正する作業は膨大なものとなる。感覚的にいえば、前者の方法で作成しようとするれば、後者の方法の10倍以上の時間と労力がかかるといってもよいと思われる。他方、後者の方法によれば、日本の既存の記録や教材を参考にしながら、比較的少ない労力で作成することができるという長所がある一方、これをいきなり渡されたカンボジア側では、結局理解することができず、使いこなせないことになるのではないかという不安が残る。そこで、現在は、上記2つの手法の折衷的な手法として、①日本側で教官候補生に対し、マニュアルの内容を念頭に置いた講義を行い、②教官候補生らが各分担部分について原案をクメール語で作成し、③それを英訳し、④それを日本側が修正して形にしていくという流れで作業を進めている。①の講義の際には日本側がマニュアルに記載すべきと考えていた本筋の事項とは関係のない些末な方向に質問が集中し、②の原案の多くの分量がそれに割かれたり、②の原案を見るとこちらの講義内容を全く誤解していたことが判明したりすることもあるが、教官候補生がどの点の理解に苦しんでいるのかというポイントや、カンボジアの実務の現状が日本側に伝わるという意義があり、労力は要するものの、今のところ、このような手法がよいのではないかと思われる。教材の性質ごとに、カンボジア側の主導で作成するか、日本側の主導で作成するかにつき悩みながら活動を進めているところである。

### 第3 今後の活動について

#### 1 3つのプロジェクトの連携について

現在、カンボジアにおいては、起草プロジェクトの「司法省による民法、民事訴訟法の普及」、弁護士会プロジェクトの「弁護士養成校における研修生への民法、民事訴訟法の教育」、RSJPプロジェクトの「RSJPにおける研修生への民法、民事訴訟法の教育」という互いに密接な関連を有する活動が並行して進められている。

これら3つのプロジェクトの連携は、これまでも計られてきた。まず、起草プロジェクトの民法、民事訴訟法作業部会、RSJPプロジェクトのアドバイザリーグループ、弁護士会プロジェクトの委員会の各委員の幾つかを兼任する方々がおられることや、各プロジェクトのために現地に派遣されている長期専門家同士が頻繁に情報交換をしているこ

とにより、情報共有がなされる状態になっている。具体的な活動をみても、例えば、カンボジア側からの民事訴訟法についての質問については、基本的には元々法律実務家(検察官、裁判官)である当部教官が対応することができるが、前記(第1の3)のようなカンボジア民事訴訟法と日本民事訴訟法との相違部分に関する質問については、当部教官では対応が困難な場合が多い。そのような場合には、当部教官から民事訴訟法作業部会に対し、当該規定の解釈や立法趣旨等について質問をし、その都度懇切に答えていただいている。また、起草プロジェクトとRSJPプロジェクトの各担当者が連携して、民事第一審手続マニュアルの作成や、民事訴訟手続の過程で使用される書式例の選定等を行うなどの活動も行われてきている。RSJPプロジェクトと弁護士会プロジェクトの間でも、教材の共有及び双方のセミナーで使用したレジュメの共有や、双方のセミナーにおける研修員らの反応についての情報交換が行われている。

こうした3つのプロジェクト間の連携は、今後も一層緊密になされていくことが必要であるといえる。

## 2 日本側から参加する人材の拡大

前記のとおり、カンボジアの民法、民事訴訟法と日本の民法、民事訴訟法は、共通する規定を多く含むものである。したがって、日本の民法、民事訴訟法についての知識を有する人であれば、短期間のトレーニング等により、カンボジアにおける民法、民事訴訟法の普及支援活動において大きな役割を果たせるといってよい。こうしたことが日本の法律関係者により広く認識され、より多くの人材の参加が得られることが望まれる。

とりわけ、現在、カンボジアにおいては、民事訴訟法の適用開始後1年半余りが経過しており、現場の裁判官から保全執行を含む民事裁判実務上の急を要する質疑が多く現地の長期専門家のもとに寄せられる上、民事訴訟手続を進める上では、裁判官、弁護士だけではなく、書記官、執行官等も民事訴訟法を理解しなければ、円滑な運用は望めないという認識が広がってきている。このような民事裁判実務に関する現場のニーズに適切に対応するためには、より幅広い職種の人材の参加が求められるようになってきている。

また、両法とも、カンボジア側からの要請等により変更された相違点があることは前記(第1の3)のとおりであるところ、日本側から新しく民法、民事訴訟法の普及支援活動に参加する人材にとっては、上記の相違点について整理し、そのように相違させた趣旨等について解説した文献(例えば、脚注5のような文献)があれば、非常に有益であるといえる。特に、近い将来、カンボジア民法が適用された後には、同法についての質問が増大すると考えられるが、カンボジア民法と日本民法との相違部分に関する質問については、当部教官において十分対応可能とは言い難い。上記のような文献が待たれるところである。

## 3 言葉の壁、カンボジア側の人材育成について

法整備支援において、支援国と対象国との間の言葉の壁が大きいことは論を俟たない。クメール語と日本語の通訳者、翻訳者はもともと多くないが、セミナーにおける法律用語を含む説明を即時に通訳できる通訳者や、法律書を翻訳できる翻訳者となると、日本、

カンボジア両国において数人に限られるのが現状である。

このような「法律知識を有する通訳者、翻訳者」の育成は重要であるが、他方で、「日本語ができるカンボジア人法律実務家」を育てる活動を行うことを考えてもよく、この活動はこれまで紹介してきた様々な問題状況の突破口になり得るものといつてよいと思われる。こうした人材が育てば、現在は長期専門家に頻繁に寄せられているカンボジアの裁判官、教官候補生からの質問の大部分に対し、日本の文献を調べながら答えることができるようになるであろうし、教材作成についても、日本の教材を参考にしながら自ら作成することができることになる。このように、日本語ができるカンボジア人法律実務家の育成は、カンボジア側の自立発展を実現するために高い効果を発揮しうる方法の1つとして、今後検討を要する課題ではないかと思われる。

以 上

## カンボジア法整備支援時系列表

平成20年12月15日現在

出		来	事	支援プロジェクト等
1863年	8月		フランス保護国となり、フランス法が導入される。	カンボジアが諸外国に対し法整備支援要請に至る経緯
1953年	10月		カンボジア王国としてフランスから独立、「仏教社会主義」	
1970年			ポンスム首相、クーデターによりシハヌーク政権打倒、王政廃止、クメール共和国となる。	
1975年	4月		ポルポト派がポンスム政権打倒、民主カンボジア政権樹立、以後法律家等の知識人等大量虐殺、法律廃止	
1979年	1月		ベトナム政権樹立、以後、反ベトナム派との内戦継続	
1991年	10月		パリ和平協定、社会主義計画経済から市場主義経済への移行開始	
1992年	3月		UNTAC(国連カンボジア暫定統治機構)活動開始	
1993年	9月		カンボジア王国憲法制定、UNTAC活動終了、基本法の制定・司法制度の構築が国家的課題となる。	
1994年			日本・カンボジア法律家の会発足、この頃からカンボジア司法省が日本政府に法整備支援を要請	日本の対カンボジア法整備支援準備段階
1995年			日本国内で外務省、JICA、日弁連、法務省、最高裁が協議の上、支援体制を構築	
1996年	2月		本邦研修①(3週間) (JICAの枠組で法務省がカンボジア司法省幹部職員・裁判官等を受入、法務省・最高裁・日弁連等が協力し、日本の司法制度等紹介)	
	4月		(財)国際民商事法センター設立(ICCLC)	
	8月		JICA司法制度調査団の派遣	
	11月		本邦研修②(3週間)	
1997年	5月		カンボジア法制度整備プロジェクト国内支援委員会設置(委員: JICA, 学者, 法務省, 最高裁, 日弁連)	
	12月		JICA短期専門家(大学講師)派遣(3か月間)	
1998年	1月		本邦研修③(3週間)	
	2月		JICA事前調査団派遣(1週間)	
	3月		JICA短期専門家(弁護士)派遣(3か月間)	
	9月		日本でのJICAカンボジア「法制度整備」カウンターパート研修	
	10月		民法・民事訴訟法各作業部会設置	
	12月		JICA長期専門家派遣(~2002年9月) 第1回民法作業部会(以後、毎月または各月に1回継続開催、2008年12月まで109回開催)	
1999年	1月		第1回民事訴訟法作業部会(以後、毎月または各月に1回継続開催、2008年12月まで90回開催) 本邦研修④(3週間)	
	3月		JICA短期専門家(弁護士)派遣(事前調査)	
1999年	3月		JICAカンボジア重要政策中枢支援「法制度整備」実施協議調査団派遣、カンボジア司法省とRecord of Discussions(R/D)署名、カンボジア法制度整備プロジェクト開始(フェーズ I: ~2002年3月4日、民法・民事訴訟法案起草支援) 第1回民法現地ワークショップ(以下、WSという) 第1回民法現地WS	カンボジア法制度整備支援・フェーズ I  民法・民事訴訟法案起草支援
	6月		第2回民法現地WS	
	7月		第2回民法現地WS	
	8月		第3回民法現地WS	
			第3回民法現地WS	
	10月		JICA長期専門家(弁護士)派遣(~2002年1月)	
	11月		JICAカンボジア重要政策中枢支援「法制度整備」調査団派遣 第4回民法現地WS	
	12月		第4回民法現地WS	
2000年	1月		本邦研修⑤(1週間、JICAの枠組で法務省がカンボジア側WG受入、民訴部会委員らによる草案の集中講義・協議)	
	3月		第5回民法現地WS	
			JICA評価・計画打合せ調査団派遣	
	4月		第5回民法現地WS	
	5月		第6回民法現地WS	
	6月		第7回民法現地WS	
	7月		第8回民法現地WS	
			本邦研修⑥(2週間) 第9回民法現地WS	
	8月		第6回民法現地WS	
	9月		本邦研修⑦(2週間)	
10月		第10回民法現地WS		

カンボジア法整備支援時系列表

出		来	事	支援プロジェクト等	
	11月		第7回民訴法現地WS 第11回民法現地WS		
	12月		第12回民法現地WS 民法現地調査		
2001年	1月		第8回民訴法現地WS 第13回民法現地WS		
	2月		本邦研修⑧(2週間) 司法省アン=ヴォン・ワッタ次官、スイヌ=次官のカンターパート研修 第14回民法現地WS		
	3月		第15回民法現地WS		
	4月		JICA評価・計画打合せ調査団派遣		
	5月		第9回民訴法現地WS		
	7月		第10回民訴法現地WS JICA小規模パートナー事業「弁護士会司法支援」開始(～1年間)		
	8月		本邦研修⑨(2週間)		
2001年	10月		第11回民訴法現地WS		
	11月		民法部会現地調査(2週間) JICA評価・計画打合せ調査団派遣		
	12月		本邦研修⑩(3週間)		
2002年	1月		JICA長期専門家(弁護士)の任期終了		フェーズⅠ 民法・民事訴訟法法案起草支援
	2月		JICA長期専門家(弁護士)派遣(法制度整備, 2004年2月まで)		
	3月		JICA法制度整備終了時評価調査団派遣, 終了を1年延長 第12回民訴法現地WS		
	5月		第13回民訴法現地WS		
	6月		民事訴訟法案(判決手続編まで, クメール語版)を司法省に提出		
	7月		第16回民法現地WS 民法部会現地調査		
	9月		JICA長期専門家任期終了 JICA長期専門家派遣(～2003年9月まで) JICA開発パートナー事業「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」(～2005年8月)		
	10月		民法・民事訴訟法草案引渡し記念ナショナルセミナー(2日間)		
	11月		本邦研修⑪(3週間)		
	12月		第17回民法現地WS		
2003年	3月		JICA法制度整備終了, 民法案・民事訴訟法案(執行・保全編を含むクメール語版)を司法大臣に提出		
2003年	3月		JICA法制度整備(フェーズⅡ)第1次事前調査団派遣 本邦研修⑫(3週間)	カンボジア法制度整備支援・フェーズⅡ 準備段階	
	9月		JICA長期専門家の任期終了 JICA法制度整備(フェーズⅡ)第2次事前調査団(2週間。附属法令関係現行制度調査等)		
	11月		王立裁判官・検察官養成校(以下, 「RSJP」という。)開校		
	12月		JICA法制度整備(フェーズⅡ)第3次事前調査団派遣 民事訴訟法草案普及現地WS①(於プレハン)*		
2004年	1月		民事訴訟法草案普及現地WS②(於プレイクエン)* JICA長期専門家派遣(法制度整備/業務調整。～2007.4予定) JICA短期専門家(法務総合研究所教官, 以下, 「法総研教官」という。)派遣(RSJP支援準備。～2004.7.30)		
	2月		民事訴訟法草案普及現地WS③(於クラチエ), WS④(於シハヌクウィル)* JICA長期専門家(弁護士)の任期終了		
2004年	4月		JICAカンボジア法制度整備プロジェクト(フェーズⅡ)開始		
	7月		組閣により, アン=ヴォン・ワッタ次官が司法大臣に昇任		
	9月		RSJP校長キム・サカイ, ヒー・ソピア教官(司法省次官)等のカンターパート研修		
	11月		第14回民訴法現地WS JICA短期専門家(法総研教官)派遣(RSJP支援準備。～2005.4.30)		
2005年	1月		王立司法学院(RAJP)設立 JICA長期専門家(弁護士)派遣(司法アドバイザー。～2007.4予定) 本邦研修⑬(3週間)		
	5月		JICA短期専門家(法総研教官)派遣(RSJP支援準備。～2005.9.18) 第1回法曹養成研究会(以後, ほぼ3ヶ月に1回継続開催。なお, 12月末までに12回開催)		
	6月		RSJP・現地セミナー①(弁護士, 法総研教官)		



カンボジア法整備支援時系列表

出 来 事		支援プロジェクト等	
	9月	本邦研修 (RSJP) ① (3週間)	
	11月	カンボジア王国裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトR/D締結 JICA長期専門家派遣 (RSJP支援, 業務調整。～2007.4予定) RSJP・現地セミナー② (法総研教官)	
2006年	1月	カンボジア王立司法学院との法曹養成制度共同研究 (王立司法学院院长, 事務局長)	カンボジア法 制度整備支 援・フェーズ II
	2月	本邦研修④ (2週間) JICA長期専門家 (法総研教官) 派遣 (RSJP支援。～2008.3.31)	
	4月	RSJP・JICA-Netセミナー① (法総研教官)	
	5月	民事訴訟法案, 国民議会本会議で可決	
	6月	民事訴訟法案, 上院で可決	
	7月	国王, 民事訴訟法の公布の勅令に審署, 民事訴訟法がカンボジア全土において施行される。	
	8月	RSJP・現地セミナー③ (法曹養成研究会委員・法総研教官, 民法特別講義等) 民法現地調査 (民法部会委員, 不動産登記等)	
	9月	民法案, 閣僚評議会の審議終了 竹下民訴法作業部会長, 森脇民法作業部会長JICA理事長表彰を受賞 (カンボジアへの法整備支援で)	
	10月	JICA法制度整備プロジェクト (フェーズ II) 終了時評価調査団派遣 (フェーズ II の1年間延長決定)	
	12月	民事訴訟法遠隔セミナー①②③④ (民事訴訟法部会委員) 民法案, 国会日程の閣議決定 RSJP・JICA-Netセミナー② (法総研教官)	
2007年	1月	アン・ウットク司法大臣, ヒー・ルビア司法省次官来日 (第8回法整備支援連絡会及び財団法人国際民商事法センター設立10周年記念式典出席)	カンボジア 王国裁判 官・検察官 民事教育改 善プロジェ クト・フェ ーズ I (2005.11 ～)
	2月	本邦研修 (RSJP) ② (2週間) カンボジア弁護士会司法支援プロジェクトR/D締結	
	3月	民事訴訟法普及セミナー①②③④ (民事訴訟法部会委員) JICAカンボジア法整備運営指導調査団派遣 第1回始審裁判所対象民事訴訟法普及セミナー (於RSJP) *	
	4月	第2回, 第3回始審裁判所対象民事訴訟法普及セミナー (於RSJP) * 民事訴訟法普及のための最高裁・控訴裁向けセミナー①② (司法省) *	
	5月	RSJP・JICA-Netセミナー③ (法曹養成研究会委員, 法総研教官) 第4回始審裁判所対象民事訴訟法普及セミナー (於RSJP) * 民事訴訟法普及のための最高裁・控訴裁向けセミナー③④ (司法省) *	
	6月	カンボジア弁護士会司法支援, 協力開始 (～2009/6/10) 第5回, 第6回始審裁判所対象民事訴訟法普及セミナー (於RSJP) * フン・セン首相訪日「日本とカンボジアの間の新たなパートナーシップ」に関する共同声明発表	
	7月	本邦研修 (RSJP) ③ (2週間) 民事訴訟法, カンボジア全土で適用開始 民事訴訟法普及のための最高裁・控訴裁向けセミナー⑤⑥⑦ (司法省) *	
	8月	民事訴訟法遠隔セミナー⑤⑥⑦ (民事訴訟法部会委員) 民事訴訟法普及のための最高裁・控訴裁向けセミナー⑧ (司法省) * 民事訴訟法普及セミナー① (始審裁判所対象) (於バクハン) *	
	9月	JICA長期専門家 (弁護士) 派遣 (司法省) RSJP・JICA-Netセミナー④ (法総研教官) 民事訴訟法普及セミナー②③④ (始審裁判所対象) (於コンボンチャム, クラチエ, シアヌクビル) *	
	10月	民法案, 国民議会本会議で可決 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト終了時評価調査団派遣 民事訴訟法普及セミナー⑤ (始審裁判所対象) (於ブノンペン) *	
	11月	民法案, 上院で可決 RSJP・現地セミナー④ (法総研教官)	
	12月	国王 (不在のため, 上院議員長), 民法の公布の勅令に審署, 民法がカンボジア全土において施行される。 RSJP・現地セミナー⑤ (法曹養成研究会委員, 法総研教官)	
2008年	1月	民事訴訟法普及セミナー⑤⑥ (民事訴訟法部会委員) JICA法制度整備プロジェクト (フェーズ III), 裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト (フェーズ II) 事前調査団派遣	
	3月	日本・カンボジア民事裁判共同研究 (RSJP1期生招へい) 司法省主催民事訴訟法セミナー①* 民事過料手続法公布・施行 JICAカンボジア王国裁判官・検察官養成校民事裁判教育改善プロジェクト終了 JICA長期専門家任期終了 (RSJP) 司法省主催民事訴訟法普及セミナー① (於スガアイエン) *	
	4月	司法省主催民事訴訟法セミナー② (ストウトラエン) * JICAカンボジア法制度整備プロジェクト (フェーズ II) 終了 JICA長期専門家任期終了 (司法省)	

カンボジア法整備支援時系列表

出 来 事		支援プロジェクト等		
2008年	4月	カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト(フェーズⅡ)開始 JICA長期専門家(法総研教官)派遣(RSJP) JICA長期専門家派遣(RSJP, 業務調整) カンボジア法制度整備プロジェクト(フェーズⅢ)開始 JICA長期専門家派遣(司法省, 法制度整備) 司法省から閣僚評議会に人事訴訟法草案及び民事非訴訟事件手続法草案提出	カンボジア法制度整備支援・フェーズⅢ  民法・民事訴訟法普及・附属法起草支援  カンボジア王国裁判官・検察官民事教育改善プロジェクト・フェーズⅡ	
	5月	司法省主催民事訴訟法セミナー③④(バンテアイミエンチャイ, カポート)* JICA長期専門家派遣(司法省, 業務調整) JICA長期専門家派遣(弁護士会司法支援)		
	6月	司法省主催民事訴訟法セミナー⑤(コンボントム)* 民法・民事訴訟法普及全国会議 (於: フンペンホテル, カンボジア側参加者: フンセン首相, アンウ・ウォンワット司法大臣, 各省大臣, 最高裁, 控訴裁, 地裁, 最高検察局, 地方検察局, 弁護士会, 法・司法改革評議会, 裁判官等, 日本側参加者: 大使, 森寫民法部会長, JICA等, 外国からの参加者: 各国大使, ドナー(French Cooperation, AusAid, USAID, EWMI等, 合計300名程度)		
	7月	第4回国政選挙		
	8月	JICA短期専門家派遣(司法省)		
	9月	RSJP・JICA-Netセミナー④(法総研教官)		
	10月	本邦研修(RSJP)④(2週間)		
	12月	カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト終了時評価調査 カンボジア法制度整備支援プロジェクト運営指導調査 RSJP・現地セミナー⑥(法総研教官) 裁判寄託省令JICA-Netセミナー(民訴法部会委員) 民法普及セミナー(民法部会委員, 弁護士)【予定】		
	2009年	2月		RSJP・現地セミナー⑦(法曹養成研究会委員, 法総研教官)【予定】 本邦研修⑮(2週間)【予定】
		3月		本邦研修(RSJP)研修⑤(10日間)【予定】

研修は日本で実施されたものを掲載。  
 民法現地WS(ワークショップ)は民法作業部会委員が短期専門家として派遣されたものを掲載。  
 民事訴訟法WS(ワークショップ)は民事訴訟法作業部会委員が短期専門家として派遣されたものを掲載。  
 (なお、「\*」については現地WG(ワーキンググループ)が現地派遣専門家の協力を得て開催したものである。)  
 JICA-Netセミナー, 遠隔セミナーとは, 本邦と現地とのテレビ会議システムを通じて行うセミナーのことを指す。

# 中 国

国際協力部教官 亀卦川 健 一

## 第1 はじめに

日本と中国は地理的・歴史的に隣国として関係が深い。

法制度においては、7世紀から8世紀ころ、当時の中国（唐）から我が国は律令制度を学び、701年の大宝律令を初めとした成文法を制定し、その後、武家政治の下では慣習法が中心となって律令制度は形骸化した。法制度的には存続し1885年太政官制が廃止され内閣制に移行するまで我が国は律令国家であった。

19世紀から20世紀初頭、いち早く西欧法を取り入れ「近代化」を成し遂げた日本に対し、遅れて「近代化」に取り組んだ中国（清）は日清戦争（1894年～95年）後の「変法運動」において、京師大学堂（現在の北京大学）に、日本から岡田朝太郎（刑法）、松岡義正（民法）、小河滋次郎（監獄学）、志田鉀太郎（商法）といった学者を招き、各種法典の草案作成などを行い西欧の法制度を手本とした近代的法制度の構築を試みるが、辛亥革命によって失敗に終わった。

これは、もちろん現在の法整備支援とは全く異なるが、清政府の依頼を日本政府が受けて人選を行い、東京帝国大学教授であった岡田らを派遣し法典編纂や法曹養成教育に関わらせたことは、現在の法整備支援の手法に相通ずるものがあり、法整備支援のはしりと言えなくもないであろう。

このように法律面においても交流のあった中国から、2006年我が国に対して法整備支援の要請があり、2007年11月から「中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」が開始された。

以下にプロジェクトの概要や今後の展望と課題などについて説明する。

なお本文中、意見にわたる部分は本職の個人的見解であることをあらかじめお断りしておく。

## 第2 民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトについて

### 1 プロジェクト開始までの経緯

#### (1) 中華人民共和国建国から90年代の「改革・開放」と法整備の関係

1949年10月1日に建国された中華人民共和国（以下「中国」という。）においては、54年憲法の下で、初期には劉少奇らを中心に法律の制定と法制の健全化、適法性（「すべての国家機関や公務員が法律に従って事を処理しなければならない」、「もつづくべき法がなくてはならない」、「法があれば必ずこれに従わなくてはならない」）の重視が掲げられたが、その後の毛沢東や四人組らによるプロレタリア階級文化大革命の中で「政策は法律の魂である」として政治優先の原則が主張され、法律の整備が遅れ長く社会の混乱と経済の低迷を招いた。

1978年3月5日の第5期全国人民代表大会（以下「全人代」という。）第1回会議において78年憲法が採択され、75年憲法と同様に共産党の指導・地位・役割を国家の中心と据えつつ、文革路線からの離脱と「四つの現代化（20世紀中に農業・工業・国防・科学技術を現代化し社会主義強国を築きあげること）」を目指すために「民主と法制」の再建強化がうたわれ、その路線を引き継ぐ82年憲法の下で刑事法を中心とした立法や経済の改革・開放が進められた。

しかし、都市と農村における経済的格差の拡大、インフレ、官吏の汚職など社会不正の増大をまねき、「民主と法制」も遅々として進まなかった。

こういった社会情勢に対して、民主化を求めて集まった市民に対して人民解放軍が武力弾圧を行うという第2次天安門事件（1989年6月3日）が発生し、一層経済・社会の停滞を招いたが、これに危機感を抱いた鄧小平による南巡講話（1992年1月18日～2月21日）を契機に「改革・開放」が再び加速化され、事実上、「市場経済」が90年代に導入されていくこととなった。

「改革・開放」「市場経済」の深化に伴い、90年代には、1991年4月民事訴訟法改正、96年3月刑事訴訟法改正、97年3月刑法改正、99年4月行政不服審査法改正などの改正や、93年12月会社法、94年5月国家賠償法、94年7月労働法、98年12月証券法などの制定が矢継ぎ早に行われた。

憲法も3度改正され、1999年第9期全人代第2回会議にて改正した憲法には「依法治国」という4字が挿入され、「中華人民共和国は法による国家管理を実行し、社会主義法治国家を建設する」と明確に規定されるにいたった。

なお、この改正の背景となった1997年9月の中国共産党第15期全国大会の政治報告において江沢民は、「依法治国」のための法整備が常に共産党の指導で行われるべきことや中国の「国情」から出発することを強調しており、法整備支援の視点からは、中国が単純に欧米や日本など外国の法制や国際標準を導入するつもりではないことに注意が必要であろう。

## (2) 2001年WTO加盟に伴う法整備

中国は、高度経済成長の維持を目指して、一層の市場経済化や国際的相互依存の関係を高めるようになり、グローバリゼーションの流れの中で2001年12月11日に世界貿易機関（以下「WTO」という。）に加盟したが、それは加盟国との間に発生する紛争は原則としてWTOの紛争解決手続にしたがって処理されることを意味し、すべての加盟国に求められる「公平で合理的な司法審査」を保証するための国内法制の整備や司法改革が急務となった。

そのため、中国は、2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げ、WTO加盟議定書が要求する2010年までの段階的な市場開放に則した新規立法や既存法の改正作業を継続して実施する予定である。

また、中国では市場経済化に伴い、様々な民事紛争が激増しているにもかかわらず、現行の民事訴訟法は条文が簡略で司法解釈と呼ばれる最高人民法院の通達でこれを補

っていることや執行・保全制度が整備されていないことなど多くの問題点をかかえており、仲裁制度も含め広く民事紛争解決のための法整備が必要と考えられた。

そこで、第10期全人代常務委員会は2004年から2008年の任期内に作業が行われる立法計画76件を策定し、特に優先度の高い「今期の全人代で審議される法案」第一類59件の中に、民事訴訟法改正と仲裁法改正を位置づけ、殊に民事訴訟法については、90件もの議案を提出して全面的改正を求めるに至ったことから、全人代常務委員会法制工作委員会は、同議案において喫緊の改正課題とされた民事執行と再審手続についての部分改正を2007年に行い、さらにそれらを含めた全面改正を今後行うこととした。

### (3) 日本への法整備支援要請から支援開始まで

このような状況の下、2006年6月、民商事法の立法を担当している全人代常務委員会法制工作委員会より、民事訴訟法及び仲裁法の改正について日本に対しJICAを通じて技術協力の要請がなされた。

中国は従前、GTZ（ドイツ）やUSAID（アメリカ）と民法や知的財産訴訟法の起草改正作業、法曹養成分野などで協力支援関係を築いているが、民事訴訟法についてこれらの国に支援を求めず、日本に要請をしてきたのは、中国には民事訴訟法について日本に留学経験を持つ者が少なからずおり、職権探知主義重視から当事者主義重視への転換を成功させた日本の体験が高く評価されていること、中国では法制工作委員会が全人代に法案を提出する際、必ず日本、アメリカ、ドイツの法制資料を添付する慣例になっていることに加え、日本の対ベトナム・カンボジア等過去の「押しつけでない対話型」方式を採る法整備支援の実績を中国が評価したためと推察された。

日本にとっても、多数の日本企業が中国に進出し、知的財産権侵害や労務管理など紛争が多発しながら、法律の不備とそれに伴ういわゆる「解釈」通達による行政的な裁判、裁判官の汚職、中央と地方の法意識の格差などのために予測困難な法的リスクを負っている現状は対中投資の障害の1つであり、国際標準に沿った透明性の高く公平で利用しやすい民事紛争解決制度、つまり不公正な裁判を行にくい仕組みを作ることは中国の裁判制度への信認の改善であり、対中経済協力計画（2001年10月閣議決定）において「改革開放支援」として「市場経済化の担い手である民間の活動を活発化させるために、経済活動を律する法制度の確立などガバナンス（良い統治）を支援する。」方針とも合致すると考えられた。

そこで、法務省は外務省、JICAと協議の上、三者は中国からの要請に対して積極的に対応していくことで合致し、2007年6月10日から20日までの日程で中国にJICA社会開発部（現公共政策部）、法務省民事局、法務総合研究所国際協力部、日本弁護士連合会の関係者からなる事前調査団を派遣した。

事前調査団は、全人代法制工作委員会民法室、最高人民法院、JETRO、本田技研工業、弁護士事務所、中国人民大学、GTZなどを訪問してヒアリングや協議を行い、その結果をもとに中国「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」を組み立て、同年11

月カウンターパートとなる全人代法制工作委员会と JICA との間で実施協議議事録 (R/D) が結ばれた。

## 2 プロジェクト概要

### (1) カウンターパートとなる全人代法制工作委员会について

中国に対する「民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」は、全国人民代表大会法制工作委员会をカウンターパートとしている。

そもそも中国においては、「あらゆる権力は人民に属する」という人民民主主義独裁と民主集中制が採られており、全国人民代表大会は最高国家権力機関であるとされる。

全人代は、国の立法権を行使し、憲法を改正し、憲法の実施を監督し、基本的法律とその他の法律を制定、改正する権限を持つ。

また、国の行政機関、裁判機関、検察機関、軍事機関の責任者を選出、決定するとともに罷免する権限を持ち、国の行政機関、裁判機関、検察機関、軍事機関その他の国家機関を監督し、それらの機関は全人代に対して監督され報告する義務を負っている。

国家権力は一体不可分であり、三権分立は採用されておらず、立法、行政、司法（裁判）、検察の四権分業体制が採られていることから司法権の独立といった概念は直ちに導き出されない。

全人大は定数 3,000 人で、省、自治区、直轄市、特別行政区、軍隊の選出した代表から構成されており、職業的政治家はいない。

その任期は一期 5 年であり、会議は年に 1 回 2 週間程度開催されるのが通例であるが、これでは十分な国家運営ができないので、全人代の常設機関として全国人民代表大会常務委員会がある。

常務委員会は、2 か月に 1 回程度開催され、全人代閉会中、代わって最高国家権力・立法権を行使する。

常務委員会は委員長、副委員長、秘書長、委員から構成され、全人代によって選出され、それに責任を負い、活動報告を行う職業的な政治家である。

常務委員会は全人代とほぼ同様の権限に加え、憲法・法律の解釈権、行政法規や地方法規の取消権、通常法律の立法権、全人代が制定した基本的法律の改正権まで有する強大な機関であり、その常務委員会において、事務機構として実際の法案起草などを行っているのが法制工作委员会であり、民事訴訟法などを担当するのが民法室である。

### (2) プロジェクト目標・期間・成果・支援体制

本プロジェクトにおいては、「日本を含む国際的なルールとより調和的で効率的な民事訴訟制度・仲裁制度の整備が促進される。」ことをプロジェクト目標とし、さらに「中国において、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度

が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進される。」ことを上位目標としている。

期間は 2007年11月1日から2010年10月31日までの3年間である。

成果としては、中国民事訴訟法及び仲裁法の改正論点について立法関係者が理解し、日中の知見が生かされた改正法案が起草されることが期待されており、中国民事訴訟法及び仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び裁判実務の比較検討や立法審議にかかる課題の検討を行うことを活動内容としている。

プロジェクトにおいては、本邦研修や現地セミナーを行うこととし、その活動を担うため、一橋大学大学院法学研究科教授上原敏夫委員長以下、民事訴訟法学者（なお、民事訴訟法学者のほとんどは、カンボジア民事訴訟法起草支援に携わった経験を有している。）、裁判官や弁護士などの実務家、法務省民事局付、国際協力部教官からなる合計12名の国内支援委員会を設置し、さらに2007年4月からJICA長期専門家として中国語に堪能な弁護士1名が北京に常駐し法制工作委員会民法室との連絡調整に当たってもらっている。

### (3) 検討課題

中国民事訴訟や仲裁法の改正に資する日中の法令・規則及び仲裁実務の比較検討、立法審議にかかる課題の検討がプロジェクトで行われる予定であり、具体的には民事訴訟法については、主に民事執行・保全、再審、審級制度、少額訴訟、簡易手続、公益訴訟、証拠制度、争点整理手続等について、仲裁法については、仲裁委員会の独立性、臨時仲裁、仲裁協会の地位、仲裁合意、当事者・仲裁廷及び仲裁人の権利及び義務、仲裁人の倫理規則、仲裁裁定の執行・保全等についてがプロジェクトにおいて検討されるべき課題として全人代法制工作委員会民法室に対するヒアリングから浮かび上がっている。

中国においてなぜこのような論点が顕在化しているのかについてはここでは詳細は述べない（この点につき、「現代中国の民事裁判：小嶋明美著 成文堂」が詳しい。）が、これまでベトナムなどアジア諸国の法整備支援に携わってきた経験から感じることは、中国が現在、大陸法型の職権主義的な民事裁判運営から英米法型の当事者主義的民事裁判運営へのまさに過渡期であること、一般に社会主義国においては紛争を社会の矛盾としてとらえ判決よりも調停や和解・仲裁などの裁判外紛争解決手続にゆだねてきたため裁判手続が十分に発展してこなかったこと、刑事裁判と同じく真実発見的機能を民事裁判にも要求するくらいがあること、中央と地方の格差が大きく法律が存在しても周知徹底されにくいこと、裁判に行政や共産党の介入の余地があること、裁判所（裁判官）の能力が不十分で事件処理が追いつかないこと、判決を執行するための制度が十分でないことといった背景が改正課題にはあるだろうということである。

同時に、これらの背景や課題は日本が支援してきたアジア諸国に共通しており、なかには程度の差はあれ日本も明治以降、現代に至るどこかで解決を図ってきた問題も

含まれており、それゆえに日本が支援を行う意味があると思われる。

### 3 プロジェクト進ちょく状況

- (1) 第1回国別研修実施：2007年11月12日から同月21日まで  
全人代法制工作委员会民法室から5名，最高人民法院から3名を招へい  
主として日本民訴第1審公判手続や96年改正についての講義や東京地方裁判所見学など
- (2) 現地セミナー実施：2008年3月23日から同月29日まで  
短期専門家5名を北京に派遣
- (3) 第2回国別研修実施：2008年5月18日から同月31日まで  
全人大法制工作委员会民法室から6名，國務院から1名，最高人民法院から1名，  
中国国際経済貿易仲裁機関（CIETAC）から1名を招へい  
主として日本の民事執行法・民事保全法，仲裁法についての講義や奈良地方裁判所見学など
- (4) 第3回国別研修実施：2008年11月5日から同月15日まで  
全人代法制工作委员会弁公室から2名，同民法室から5名，最高人民法院から2名，  
地方人民大会法制工作委员会から1名を招へい  
主として日本民訴控訴・上告・再審手続についての講義や拳証責任の轉換についての座談会，大阪高等裁判所見学など

#### (5) 研修の工夫など

中国については、国際協力部が実施する他のアジア諸国と比べ研修員のレベルが高く、日本への留学経験者もいるため、民事訴訟法，民事執行法，民事保全法，民事調停法，仲裁法など日本法令を中国語訳して交付し，あらかじめ条文などを熟読してもらった上で日本に招へいしている。

本邦研修に際しては、事前に長期専門家を介して中国側の関心事項や質問事項，その背景や趣旨を説明したメモの提示を受け，講義の組立ての参考にしている。

メモの質問については、長期専門家や当部教官が回答を作成し，支援委員会委員の確認修正を受けた上で中国側に「初歩的回答」として研修前に手交した上で，さらに高度な知識について本邦研修時に講師となる支援委員会委員から講義を行っている。

中国側から提出される質問事項には中国の独自の事情を反映しているものも少なからず含まれており，質問の意図の把握が重要であることから，第3回国別研修からは在日中国人の日本民訴法研究者に研修に参加してもらい中国側と日本側の理解の橋渡しを現地専門家とともにしてもらって研修の充実を図っている。

例えば，中国側からは，質問事項として「当事者が控訴又は上告を提起した後，原判決の効力はどうなるのか？ 控訴裁判所又は上告裁判所が新たな判決を下す前に，原判決の執行を求めることはできるのか？」という質問とその質問の趣旨として「中国の民事訴訟法では，一審判決は上訴期間が満了し，当事者が上訴を申し立てていな



い場合に発効し、二審判決は出された時に発効すると規定している。日本の民事訴訟法は判決の発効時期に関して中国の民事訴訟法の規定と異なっていると思われる。日本では、当事者が控訴、上告を申し立てた後、原判決の効力をどのように理解するのかを知りたい。」という説明を受け、これについて、在日中国人の日本民訴法研究者から、「中国の民事訴訟法では、訴え提起後終局判決が出るまでの間に、権利義務関係が明白で迅速な権利の満足が必要とされる特定の事件（例えば扶養料請求事件）について適用される事前執行制度があるものの、日本の仮執行宣言制度のような制度は存在しない。しかし、実務では、勝訴者の早期の満足を阻止することをねらいとする上訴権の濫用現象が深刻である。そこで、諸外国法を参照して、仮執行宣言制度を作るべきと主張する見解が有力である（特に裁判所サイド）。日本法における仮執行宣言制度のほかに、上訴権の濫用による上訴の不適法・制裁としての金銭納付命令制度についても紹介する必要がある。」といった背景説明をしてもらうことで、中国側の問題意識とその背景を講師がより正確に把握し適切な講義を行うことができると考えている。

また、研修後には、日本における研修について全人代などへの提出用に作成された報告書について日本側へも交付を受け、長期専門家がこれを翻訳して支援委員会に提出することで研修内容の理解度の確認など次回本邦研修の内容の組立てに役立っている。

### 第3 中国に対する今後の法整備支援の展望と課題

#### 1 今後の活動予定

民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトについては来年度以降も、年1回～2回程度の本邦研修、現地セミナー、長期専門家の助言活動などを通じて中国の民事訴訟法・仲裁法の改正を支援していく予定である。

その際、研修などを充実させるためには日中双方の努力と創意工夫が必要であることはいままでもなく、特に双方が相手国の法制度について理解を深めていくことが重要であると考えられる。

そこで、本プロジェクト外ではあるが、法務総合研究所が主体となって、中国全人代法制工作委員会民法室が編集した民事訴訟法逐条解説につき、上原委員長や中国の民事訴訟法学者に依頼し日本語訳するなどの調査委託研究を行っており、その成果は今後のプロジェクトにも反映させる予定である。

また、本プロジェクト内では、日本の執行・保全や民事訴訟法に関する一般的な通説・判例を紹介するような内容の教科書や専門書の中国語訳も予定している。

これらは、プロジェクトの遂行に当たって、日本側が中国民事訴訟法についての理解を深め日本民事訴訟法との異同を念頭に本邦研修を組み立てられるようにし、他方、中国側には本邦研修でより効果的に効率よく学んでもらうためのいわば予習自習の道具として有効であると考えている。

## 2 課題など

中国は、当部が行っている法整備支援の対象国である他のアジア諸国と異なり、発展途上国でありながら世界有数の大国であり、法律についてもその内容や運用面での不十分さはあるとしても WTO 加盟を契機に市場経済に必要な法律は一通り有している上、カウンターパートとなる全人代法制工作委员会民法室のメンバーは、十分な起草経験や能力を有している。

このため、中国自身、「援助」や「支援」といった形態ではなく、対等な「交流」や「意見交換」を望む意識が強い。

また中国では官尊民卑の風潮か、在野の民事訴訟法学者よりも法制工作委员会民法室が立法を担っているという自負心が強く（実際は立法において学者が起草やパブリックコメントに関与している。）、日本の法制審議会のような学者が重要な役割を担う形式を採っていないため、日本の民事局など官僚との対等な「交流」にこだわる傾向がある。

3回の本邦研修を通じて中国側に、日本における学者の優秀さや役割の重要性については相当理解してもらったと考えるが今後も、日本の法整備支援が多くの学者のボランティア的活動に支えられていることは強調していく必要がある。

また、逆に日本側からみれば、中国に対してそもそも ODA を使った援助を行う必要があるのかという議論もあろう。

この点たしかに箱物的な ODA はその役割を終えたといえるが、人権や法の支配などいわゆる「グッド・ガバナンス」の到達度という目からみれば中国にはまだまだ改善されるべき点があり、健全な市場経済の発展のために信頼できる司法制度が確立されることは我が国の安全や発展にも影響が大きいことから、中国に対するソフト的な ODA としての法整備支援は今後も重要であると思われる。

その際、もちろん中国側のオーナーシップは尊重されるべきだが、日本自身、大陸法と英米法を調和させてきた経験や過去の法整備支援の経験に照らして、隣国として必要な助言を積極的に行うべきである。

そうでなければ上記の研修の効果や効率を図るために行っている法令や資料の翻訳も、中国側の手足として単に日本側が費用を負担して提供したといういわば「便利な道具」にすぎなかったことになってしまう危惧がある。

これに関して、目指す改正の方向や現在中国がかかえる問題点などの情報について、いまだ中国側から十分な提供を受けているとは言い難いが、中国には国家機密法があり過去に法律の草案をドナーに提示したことをもって処罰された事例があると側聞しており、その特殊な国情やプロジェクトが開始されてまだ1年で長い人的関係を持つベトナムやカンボジアと単純に比較することはできないことを考慮しつつも、今後、信頼関係を築く中で、そういった情報提供を受けていくことが的確な助言を行う上で必要であり課題であろう。

その点、事前調査団の訪中時には長期専門家の役割について疑問を示していた全人代法制工作委员会が、現在はその役割を理解し、長期専門家の活動に謝意を述べているこ

とは信頼関係の醸成の上で明るい材料であり、今後のますますの活躍に期待したい。

また、中国においては、政策の重要性順位がよく変動するため、どこまでこれに柔軟に対応するかということが今後も検討が必要である。

第11期全人代常務委員会立法計画（5か年計画）は2008年10月29日に公表されたが、同計画には64件の法律（新規及び改正案）が含まれており、そのうち、今期内（2008年3月～2013年3月）に審議されることが予定される「第1類」に分類されるものが49件、まず起草を検討し、機が熟した段階で審議に入ることが予定される「第2類」に分類されるものが15件となっており、民事訴訟法については「第1類」に分類されており最優先事項であることが確認されたが、仲裁法については計画から落とされている。

この点につき法制工作委員会民法室からは仲裁法について内部における検討は続けるものであること、また立法計画も途中で変更があることから、仲裁法について日本の支援を要請する姿勢に変化は無い旨伝えられてはいるものの、プロジェクト進行上は投入の効率性も考慮しつつ、支援内容の優先順位を考える必要があるだろう。

#### 第4 おわりに

上記法整備支援以外に国際協力部が中国に関与する業務として、日中民商事法セミナーがあるので最後に簡単に紹介する。

日中民商事法セミナーは、当部の法整備支援における重要なパートナーである財団法人国際民商事法センターと日本側では当部、中国側では国務院国家発展改革委員会が共催あるいは後援しJETROも協力して、1996年以降、年1回、日本と中国で交互に開催している。

セミナーには、日中両国の学者、企業家、弁護士、関係省庁公務員などが多数参加し、年度ごとのテーマについて研究の成果を発表し、討論を行うといった活動をしている。

テーマについては、例えば、中国のWTO加盟に伴う法制面での影響とその対応（2004年度）、企業の合併・買収等企業結合に関する日中法制度の実態比較及び今後の課題（2005年度）、資源の効率的利用・省エネ・環境保全に及ぶ「資源が循環する社会」を促す日本の法律制度とその実際の運用（2006年度）、中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響（2007年度）、①カルテル規制のあり方②市場支配的地位の濫用規制と合併のあり方③事件審査手法その他の法執行のあり方（2008年度）など時宜に応じたテーマが選定されている。

セミナーの内容については国際民商事法センターの機関誌（ICCLC）の頒布を通じて同センター会員の企業などに広報し、好評を博している。

法整備支援や日中民商事法セミナーを通じて感じることは、グローバル化は経済のみならず法律の世界においても進んでおり、こういった研究・協力・交流関係は今後も日中両国の間でますます盛んになっていくであろうし、またそれが望ましいということである。

## 中国法整備支援等時系列表

平成20年12月末日現在

		出	来	事
1921年	7月	中国共産党創立		
1949年	10月	中華人民共和国成立		
1954年	9月	第1期全国人民代表大会第1回会議で憲法採択（「1954年憲法」）		
1972年	9月	日中共同声明		
1975年	1月	第4期全国人民代表大会第1回会議で憲法採択（「1975年憲法」）		
1978年	3月	第5期全国人民代表大会第1回会議で憲法採択（「1978年憲法」）		
	8月	日中平和友好条約		
1982年	3月	第5期全国人民代表大会第20回会議で、「中華人民共和國民事訴訟法（試案）」採択		
	12月	第5期全国人民代表大会第5回会議で憲法採択（「依法治国」の4字挿入）（「1982年憲法」）		
1989年	6月	第2次天安門事件		
1991年	4月	第7期全国人民代表大会第4回会議で、「中華人民共和國民事訴訟法」採択		
1992年	12月	鄧小平による南巡講話（改革開放路線加速）		
1996年	11月	第1回日中民商事法セミナー（東京） （財団主催，法総研後援）		
1997年	10月	第2回日中民商事法セミナー（北京） （国家経済体制改革委員会・財団共催，法総研後援）		
1998年	11月	第3回日中民商事法セミナー（東京） （財団主催，法総研後援）		
	11月	平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言		
1999年	6月	第4回日中民商事法セミナー（中国） （國務院経済体制改革弁公室・財団共催，法総研後援）		
2000年	11月	第5回日中民商事法セミナー（東京） （財団主催，法総研後援）		
2001年	9月	第6回日中民商事法セミナー（北京） （國務院経済体制改革弁公室・財団共催，法総研後援）		
	10月	日本政府，对中国経済協力計画作成		
	12月	中国，WTO加盟		
2002年	9月	第7回日中民商事法セミナー（東京・大阪） （財団・法総研共催，國務院経済体制改革弁公室・国家経済貿易委員会協力）		
2003年	11月	第8回日中民商事法セミナー（東京・大阪） （財団・JETRO・法総研共催，國務院国家発展改革委員会協力）		
2004年	9月	第9回日中民商事法セミナー（北京） （國務院国家発展改革委員会・財団・法総研共催）		
	10月	中国知財実務専門家招へい （日中知的財産権及び中国基本法制研究）（～12/22）（法総研）		
	12月	中国知財実務専門家 公開講演会「日中知的財産法制度の比較と展望」（法総研・財団共催）		
2005年	9月	第10回日中民商事法セミナー（東京・大阪） （財団・JETRO・法総研共催，國務院国家発展改革委員会（政策法規司）協力）		
2006年	6月	中国政府 技術協力要請		
	9月	第11回日中民商事法セミナー（北京） （國務院国家発展改革委員会・財団・法総研共催）		
2007年	6月	プロジェクト事前評価調査団派遣		
	9月	第12回日中民商事法セミナー（東京・大阪） （財団・JETRO・法総研共催，國務院国家発展改革委員会協力）		
	10月	第10期全国人民代表大会第30回会議で，改正民事訴訟法採択		
	11月	全国人民代表大会法制工作委员会・JICA間でRecord of Discussion(R/D)締結 （中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト）（3年間）		
	11月	第1回本邦研修		
	11月	プロジェクト国内支援委員会設置		
2008年	1月	国内支援委員会第1回研究会開催（以後，3か月に1回程度開催）		
	3月	現地セミナー（北京）		
	4月	JICA長期専門家1名（弁護士）派遣（2年間）		
	5月	第2回本邦研修		
	10月	第13回日中民商事法セミナー（北京） （國務院国家発展改革委員会・財団・法総研共催）		
	11月	第3回本邦研修		

# インドネシア

国際協力部教官 渡部 洋子

## 第1 支援開始から第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおける政策提言書案作成まで

インドネシアは、1998年5月にスハルト政権によるいわゆる開発独裁が終了した後、4次にわたり憲法改正を行い、大統領への権限集中の是正、地方分権の促進等をはかるなどして、民主的で公正な社会の実現を目指している。その中でも、投資環境の整備及び司法制度に対する信頼度強化の観点から、法・司法制度改革は最重要課題の一つとして常に位置づけられてきている。そのことは、インドネシア国家長期開発計画（2005年～2025年）における7大計画目標内に、「法制度を改革し、公平で差別がなく、特に貧困層に配慮した法の執行を行うこと」等を内容とする「法に基づく民主的社会の構築」が掲げられていることから明らかである。

インドネシアは、法・司法制度改革に取り組むに当たり、日本に対する支援を要請した。これを受け、2002年1月及び2003年1月に最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会関係者を含むJICA（独立行政法人国際協力機構、当時は国際協力事業団）調査団がインドネシアに派遣され、インドネシア司法制度の現状、司法制度改革全般に関し現地調査を実施するとともに、今後の日本の協力の方向性について検討を行い<sup>1</sup>、ここに日本によるインドネシア法・司法制度改革支援が開始された。

そして、さらに具体的なインドネシアに対する法整備支援の可能性及び内容を検討するため、法務総合研究所国際協力部は、JICAと協力し、2002年度から2006年度まで毎年1回、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーと題する本邦研修を実施した。

各回の研修内容及びこれらに関連した支援活動の概略は、以下のとおりである。

### 1 第1回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー（2002年7月、約3週間）

インドネシア法務人権省職員・裁判官・検察官及び弁護士11名の研修員が、インドネシアの司法制度、法曹養成制度・研修制度、民事訴訟手続、刑事司法制度・汚職対策、弁護士制度及び司法改革等に関する現状及び課題についてプレゼンテーションを行い、日本側参加者と、インドネシアの司法分野における問題点及び日本の支援に対する期待等につき討議を行った。また、日本の法律実務家・大学教授等による日本の司法制度、法曹養成制度、民事訴訟手続、刑事裁判制度・汚職対策、弁護士制度等に関する講義も行われた<sup>2</sup>。

### 2 第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー（2003年6～7月、約1か月間）及び日本・インドネシアADR比較研究セミナー（同年10月、約2週間）

<sup>1</sup> 2002年1月の調査の詳細につきICDNEWS第3号117ページ以下参照。

<sup>2</sup> 第1回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの詳細につきICDNEWS第8号103ページ以下参照。

第1回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー及びJICA現地調査の各内容を検討した結果、インドネシア司法関係者が、司法の独立・透明性・効率性の確保、裁判所の未済事件解消に資すると考えられる上訴制度の合理化、和解調停制度の整備、汚職対策の確立及び事件管理の改善等に強い関心を示していることが把握できた。

そこで、第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおいては、「公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究」を研修テーマとし、日本の法律実務家・大学教授等が法務人権省職員・裁判官・検察官及び弁護士等17名の研修員に対し、日本の和解・調停制度、裁判外紛争解決制度、上訴制度、事件管理及び汚職対策等に関し講義を行った。また、研修員において、インドネシアの民事訴訟運営、弁護士制度、検察制度及び司法制度改革の現状や課題についての公開発表会を実施した<sup>3</sup>。

日本・インドネシアADR比較研究セミナーにおいては、インドネシア側の民事未済事件の増大を背景とした、特に裁判所における和解・調停制度への強い関心に対応するべく、インドネシア最高裁判所判事等4名の研修員に対し、日本の法律実務家が、裁判所における和解・調停制度及び裁判外紛争処理制度等に関し講義及び意見交換を行うとともに、研修員において、インドネシア司法事情に関する発表会を実施した。

なお、2003年9月から1年間、JICA企画調査員がインドネシアに派遣され、インドネシアの司法制度・司法改革の現況等の調査や支援計画の検討を行った<sup>4</sup>。

### 3 第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー（2004年6～7月、約1か月間）

第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー、日本・インドネシアADR比較研究セミナー及び前記JICA企画調査員の現地調査により、2003年10月にインドネシア最高裁判所から裁判所改革に関する現状分析・改革計画を含む「ブループリント」が発表され、その中で「最高裁判所における大量の未済事件の存在」が解決すべき重要な問題として位置づけられたこと、未済事件減少のための方策として、和解・調停制度を含む裁判外紛争処理制度の推進及び上告要件の厳格化等が提言されたことが把握できた。

そこで、2004年度からは、3か年計画で、「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」に焦点を当て、日本における和解・調停制度、上訴制限等上訴事件の合理化に関する制度及び少額訴訟制度等小規模紛争を対象とする簡易な裁判制度等を紹介し、インドネシア司法関係者と意見交換を行うことにより、2006年度にインドネシアにおける効率的な民事紛争解決制度の実現に向け、具体的提言を行うことを目指すこととした。

その第1回として、第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおいては、日本の法律実務家・大学教授等が、法務人権省職員・裁判官・弁護士等12名の研修員に

<sup>3</sup> 第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの詳細につきICDNEWS第12号191ページ以下参照。

<sup>4</sup> 2004年半ば時点のインドネシアの司法改革の現況等の調査状況及び今後の我が国の法整備支援の方向性に関する検討状況につきICDNEWS第16号17ページ以下参照。

対し、日本の和解・調停制度、和解・調停における説得技術、上訴制度等に関し講義を行った。また、研修員において、簡易裁判所の調停手続等を傍聴する機会を持つとともに、インドネシア司法の現状及び司法制度改革の現状や課題についての公開発表会を実施した<sup>5</sup>。

なお、2004年10月から2年間、JICA企画調査員がインドネシアに派遣され、引き続きインドネシアの司法制度・司法改革の現況等の調査や支援計画の検討を行うとともに、2006年3月にかけて、インドネシア裁判所の訴訟運営を円滑に進めるためのベンチブック（訴訟手続及び裁判所運営ガイドライン）改正作業支援に当たった<sup>6</sup>。

#### 4 第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー（2005年12月、約2週間）

第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー及び前記JICA企画調査員の現地調査により、2004年5月にインドネシア最高裁判所が、法務人権省より下級裁判所に対する司法行政権の移管を受け、裁判所が一体となって司法改革に当たる基本的体勢が具備されたこと、インドネシア国家中期開発計画（2004年～2009年）の三本柱の1つである「民主的で公正なインドネシアの創造」の国家開発優先事項のうち「司法機関及び他の法執行機関の能率向上プログラム」の活動の1つとして、「破棄審における未済事件の解決加速化」が盛り込まれたこと及び2003年9月に和解・調停制度を活性化させるための手段として、第一審の冒頭手続で調停前置を定めた最高裁判所規則PERMA 2003年2号が制定、施行されたことが把握できた。

そこで、第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおいては、前記「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」3か年計画の第2回として、日本の法律実務家が、法務人権省職員・裁判官・弁護士等12名の研修員に対し、日本における和解・調停制度の実情及び簡易裁判所における少額訴訟制度等の特別手続に関し情報提供を行った。

また、研修員において、簡易裁判所を見学するとともに、インドネシアにおける和解・調停実務の現状に関し発表を行った。その上で、研修員及び日本の法律実務家において、裁判所の関与する裁判外紛争処理手続促進のための政策提言に向けての議論を実施した。

政策提言に向けての議論の過程で、研修員からは、和解・調停制度改善に関し、早急に裁判官・調停人に対する養成研修を行いその質を高めること、審理担当裁判官が調停手続を行うことを認められていないなど実務上問題点や使いづらさが指摘されている前記最高裁判所規則PERMA 2003年2号を改正すること及び同規則の内容を広く広報すること等が望ましい旨の意見が多く出された。一方、簡易裁判所制度については、民事訴訟法等改正作業の中で長期的に検討すべき課題であるとされた<sup>7</sup>。

なお、2004年12月及び2005年3月に発生したスマトラ島沖地震・津波で大

<sup>5</sup> 第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの詳細につきICD NEWS 第17号28ページ以下参照。

<sup>6</sup> 2004年10月から2年間の司法制度・司法改革現況調査、支援計画検討及びベンチブック改訂支援等の各状況につきICD NEWS 第30号135ページ以下参照。

<sup>7</sup> 第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーの詳細につきICD NEWS 第26号32ページ以下参照。

きな被害を受けたアチェでは、2006年初頭から裁判所の処理能力を超えた多数の相続紛争が発生し、裁判外紛争処理手続による紛争の早期解決が有効と考えられた。このため、同年3月以降、JICAが主催し、日本弁護士連合会等が協力する方式で、合計5回にわたり、日本の法律実務家・大学教授等が、アチェの裁判官・弁護士等に対し、テレビ会議システム（JICA-Net）を使用して、日本の裁判外紛争処理手続の制度や実務処理例等を紹介する「アチェ被災民のための裁判外紛争処理制度（ADR）研修」が実施され、大きな反響を得た。

#### 5 第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー及び政策提言書案作成（2006年7月、約2週間）

第3回及び第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにより、裁判所における未済事件の解決加速化の方策として考えられうる小規模紛争に関する簡易裁判手続、上訴制限及び和解・調停制度のうち、インドネシアにおいては、和解・調停制度の早急な改善に大きな関心が寄せられていることが把握できた。

また、2006年度は、前記「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究」3か年計画の最終年に当たり、インドネシアにおける効率的な民事紛争解決制度の実現に向け、具体的提言を行うことが目標とされていた。

そこで、第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーにおいては、日本における和解・調停実務の現状に関する知見を提供した上、インドネシアにおける和解・調停制度の改善に向けた政策提言書案を取りまとめることに重点を置くこととした。

具体的には、過去4回のセミナー参加者から選抜された法務人権省職員・裁判官・弁護士合計12名の研修員に対し、日本の法律実務家による日本の裁判所や弁護士会等における和解・調停実務の現状に関する講義、経済産業省が日本弁護士連合会・社団法人日本商事仲裁協会に委託して作成した調停人養成研修テキストやDVDを使用した模擬調停の紹介及び簡易裁判所における調停手続等の傍聴等を実施した。そして、研修員が法務人権省・裁判所・弁護士会の3グループに分かれた上、インドネシアにおける和解・調停制度改善のために今後とるべき行動等につき提言すること等を内容とする政策提言書案を作成し、発表した。今後とるべき行動として提言された事項は、概略以下のとおりである。

- ① 実務上問題点が指摘されている最高裁判所規則 PERMA 2003年2号改正のため、特別チームを立ち上げ、日本の裁判上の和解の制度等の導入を検討する。
- ② 将来的に、立法によって調停制度を民事訴訟手続に導入する。
- ③ 調停人等に対し、研修・セミナー等を通じて和解・調停制度の普及を図る。
- ④ 弁護士会・大学法学部と裁判所の関係を強化し、学生等に対し和解・調停制度に関する講義等を行う。
- ⑤ 和解・調停制度の充実を図るため、関係者間で議論の機会を設ける。
- ⑥ 裁判外紛争処理制度に関する文献収集や研究を行う。
- ⑦ 仲裁・和解・調停を網羅した裁判外紛争処理制度に関する立法を行う。



⑧ 弁護士会により、民間の裁判外紛争処理機関を設立する。

⑨ 弁護士会により、無料の法律相談センターを開設する<sup>8</sup>。

このように、合計5回のセミナー開催等を通じ、日本及びインドネシア両国の司法関係者が、両国の司法制度の比較研究、意見交換及びインドネシア司法制度改善のための対応策の検討等を行った結果、インドネシアの和解・調停制度改善に向け具体的な行動をとることを内容とする提言がなされ、日本のインドネシアに対する新しい法整備支援プロジェクト形成の環境が整うに至ったのである。

## 第2 インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト開始合意

前記政策提言書案発表を踏まえ、2006年9月24日から同月30日までの間、法務総合研究所国際協力部教官を含むJICAインドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト事前評価調査団が派遣され、プロジェクト受益者となるインドネシア最高裁判所との間でプロジェクト形成協議を行った。また、最高裁判所の認証を受けた民間の調停人養成研修機関等関係機関における質問調査を実施した。

その結果、同月29日、同調査団とインドネシア最高裁判所の間で合意文書が締結され、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）が開始されることとなった<sup>9</sup>。

この際合意されたプロジェクトの内容は以下のとおりであり、前記政策提言書案の核心部分がプロジェクトのコンポーネント及び活動内容として盛り込まれた。

1 期間 2007年3月より2年間

2 プロジェクト受益者 インドネシア最高裁判所

（関係機関 民間調停人養成研修認証機関、統一弁護士会）

3 プロジェクト目標 裁判上の和解・調停制度が改善される

4 プロジェクト目標達成のためのコンポーネント

① 最高裁判所規則 PERMA 2003年2号の改正案が作成される

② 調停人養成に必要な仕組みが改善される

③ 裁判所における和解・調停制度が一般に広報される

5 各コンポーネントにおける具体的活動

① 最高裁判所規則 PERMA 2003年2号の改正案作成について

・最高裁判所内に、同規則改正のためのワーキンググループを立ち上げる

・同規則改正案起草に必要な資料収集のためのワークショップを実施する

・調停手続、調停人の資格・選定及び調停費用に関する条項を含んだ同規則改正案を作成する

・広報手段及び調停人養成研修教材として、改正最高裁判所規則のQ&A本を作成す

<sup>8</sup> 第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー及び政策提言書案の詳細につき ICD NEWS 第30号114ページ以下参照。

<sup>9</sup> インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト開始経緯の概略につき、前記（注8）記載の報告参照。

る

- ・多くの関係者から知見を得るためのワークショップを実施する

② 調停人養成に必要な仕組みの改善について

- ・最高裁判所内に、調停人養成に必要な仕組みの改善のためワーキンググループを立ち上げる
- ・調停人養成のためのカリキュラムを見直し、改善する
- ・調停人養成のための教材を見直し、改善する
- ・調停人養成研修担当講師育成のための研修を実施する。受講者には裁判官、弁護士その他を含むものとする

③ 裁判所における和解・調停制度の広報について

- ・裁判所における和解・調停制度の広報用資料を作成する
- ・改正最高裁判所規則の内容や新しい調停人養成制度の普及をはかるため、ワークショップやセミナーを開催する

6 インドネシアにおけるプロジェクト実施体制

プロジェクト開始合意時に、インドネシア最高裁判所民事部長がプロジェクト責任者として指名されるとともに、活動が先行する最高裁判所規則 PERMA 2003年2号の改正作業に関し、最高裁判所・地方裁判所の各裁判官、弁護士、大学教授、最高裁判所の認証を受けた民間の調停人養成研修機関代表者等合計17名からなるワーキンググループ設置手続きがとられた。

7 日本側のプロジェクト実施体制

① 長期専門家（和解・調停制度改善への助言、ワークショップ開催等）1名

プロジェクト開始合意後、弁護士1名が2007年3月より2年間、ジャカルタに派遣されることが決定した。

② 短期専門家（和解・調停制度改善への助言、技術指導等）

③ 本邦研修 年1回、法務総合研究所及び日本弁護士連合会の協力で実施

④ 国内支援委員会（現地活動に対する助言及び短期専門家派遣等。名称は「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトアドバイザーグループ」。以下「アドバイザーグループ」と略称する。）

プロジェクト開始合意後、以下のメンバー構成で活動することが決定した。

- ・草野芳郎・学習院大学法科大学院教授（元広島高等裁判所判事）
- ・稲葉一人・中京大学法科大学院教授（元大阪地方裁判所判事）
- ・矢吹公敏・日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長
- ・平石努弁護士
- ・法務総合研究所国際協力部インドネシア担当教官

また、アドバイザーグループ運営事務及び本邦研修関連事務等に関しては、財団法人

人国際民商事法センターが JICA とともに担当することとなった<sup>10</sup>。

### 第3 インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト実施状況（2007年3月～2008年12月現在）

#### 1 最高裁判所規則 PERMA 2003年2号の改正案作成（コンポーネント1）

インドネシア和解・調停強化支援プロジェクトの3つのコンポーネントの中では、まず、第一審の冒頭手続で調停前置を定めた最高裁判所規則 PERMA 2003年2号の改正案作成に関する具体的活動が先行して実施された。

長期専門家着任直後の2007年4月から、最高裁判所規則改正案作成に関するワーキンググループは本格的に活動を開始した。ワーキンググループのメンバー及び長期専門家は、2008年3月中旬までの間、おおむね毎月1ないし2回程度、インドネシア最高裁判所内において、ミーティングを行った。ミーティングにおいては、まず日本の和解・調停制度及び他国の同種制度に関する情報につき、長期専門家やアドバイザリーグループから提供を受ける等して収集作業を行うとともに、複数の地方裁判所において訪問調査を実施した上、各作業・調査結果に基づき、最高裁判所規則 PERMA 2003年2号の問題点を抽出し、望ましい改正の方向性につき協議を重ねた。そして、これら協議と並行して、協議結果を反映しつつ最高裁判所規則改正案の起草・改訂作業を重ねていった。

これら情報収集・協議・起草作業の過程では、長期専門家及び日本側アドバイザリーグループから、継続的かつ積極的な支援が行われた。2007年4月から2008年3月までの間に、5回のアドバイザリーグループ会合及び1回の打合せが行われ、その際には、長期専門家が、各時点におけるワーキンググループの作業状況を最高裁判所規則改正案の呈示を含めて具体的かつ詳細に報告し、アドバイザリーグループにおいて、日本の和解・調停制度に関する知見の提供や、改正案に対するコメント及び本邦研修等活動の具体的企画・調整等を行った。

2007年8月及び2008年3月には、長期専門家がワーキンググループと協議の上準備を行った現地セミナーが、インドネシア最高裁判所及び JICA の共催により、ジャカルタ市内で行われた。この2回の現地セミナーには、草野教授及び法務総合研究所国際協力部教官が短期専門家として参加した。2007年8月の現地セミナーにおいては、草野教授が、ワーキンググループ、裁判官、法学者、調停人らに対し、日本の和解・調停制度について講演を行うとともに、参加者との質疑応答を行った。また、ワーキンググループ起草担当者が、同月時点における最高裁判所規則改正案の協議状況を説明し、

<sup>10</sup> これら長期専門家及びアドバイザリーグループに加え、①日本語・インドネシア語双方の法律用語に精通し、通訳・翻訳を正確に行うことのできる稀有な人材である呼子紀子氏（財団法人日本国際協力センター研修監理員）が本邦研修及び現地セミナー等において逐語通訳を一貫して担当しており、②インドネシア国内における支援活動経験を有する河田宗三郎氏も2008年度よりアドバイザリーグループ会合及び本邦研修等において、議事録作成等を担当している。このように和解・調停の専門家及びインドネシア法整備支援に継続的・積極的に関与してきた人材を集結できたことが、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト進ちょくの最大の原動力となっていると思われる。

参加者から実務経験に基づいた多くのコメントが寄せられた<sup>11</sup>。続く2008年3月の現地セミナーにおいては、草野教授が、ワーキンググループ、裁判官、法学者、調停人らに対し、日本の和解・調停制度の要点、改正案起草作業の過程で特に関心が寄せられた「上訴審における和解」・「即決和解」及び和解技術の要点につき講演を行うとともに、参加者との質疑応答を行った。また、ワーキンググループ起草担当者が、ほぼ起草・改訂作業を終えた最高裁判所規則改正案の内容を説明した。

この間、2007年10月22日から同年11月2日までは、法務総合研究所国際協力部において、JICAと協力し、インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第1回本邦研修を実施した。この研修では、①最高裁判所規則改正案作成に向けての日本の和解・調停制度に関する知見提供と改正案作成に向けての協議（コンポーネント1）及び②調停人養成に必要な仕組みの改善作業準備に向けての日本の和解・調停技術に関する知見の提供（コンポーネント2、後述）に重点が置かれ、前者に関しては、ワーキンググループのメンバーとなっている裁判官・弁護士・大学教授等合計12名の研修員が、簡易裁判所及び弁護士会を見学し、日本の法律実務家から調停手続等に関し説明を受けるとともに、長期専門家及び草野教授等から日本の和解・調停制度の説明を受けた。その上で、研修員が、研修実施時点における最高裁判所規則改正案について、長期専門家が呈示した論点ごとに改正の方向性を協議し、草野教授等からコメントを得つつ、整理を行った<sup>12</sup>。

ワーキンググループがこれら一連の活動を経て起草した最高裁判所規則改正案は、2008年4月、最高裁判所の裁判官会議に提出され、以後、同年7月下旬までの間、同会議及びインドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第2回本邦研修（同月7日から同月18日まで実施）の場において、さらに細部の検討及び修正が加えられた。

そして、同月31日、裁判所が行う和解・調停手続に関する改正最高裁判所規則PERMA2008年1号が、最高裁判所長官の署名を経て施行された。同規則の主要な改正点は、以下のとおりである。

- ① 改正最高裁判所規則に定める調停手続を経ないでなされた判決は無効となる。
- ② 訴訟当事者が裁判官（受訴裁判所裁判官を含む。）、弁護士、法律学者、非法律家（紛争分野の専門家）から調停人を選ぶ権限を有する。
- ③ 調停人は原則として、インドネシア最高裁判所による認証を得た調停人養成研修機関が実施する研修を修了して得られる調停人証明書を取得している必要がある（ただし、有資格者がいない地方の裁判所等を想定し、有資格者がいない場合は裁判官を調停人とできる旨併せて定めた）。
- ④ 調停期間につき、調停人選任・任命後、原則として40日間とするものの、訴訟当事者が合意すれば、14日を超えない限度で延長可能とする。
- ⑤ 調停人が漫然と調停成否の結果を待つのではなく、積極的に活動する。具体的には、

<sup>11</sup> 2007年実施の第1回現地セミナーの詳細につき、ICD NEWS 第32号219ページ以下参照。

<sup>12</sup> 2007年度インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第1回本邦研修の詳細につき、ICD NEWS 第34号146ページ以下参照。

期日計画の作成，コーカス（交互面接）の実施，解決に向けての働きかけ及び調停不調の宣言等を行うものとする。

- ⑥ 調停が失敗しても，訴訟担当裁判官が，判決言渡しまで訴訟のあらゆる段階で和解を促し，若しくは試みることができる。
- ⑦ 訴訟当事者双方が合意すれば，控訴審，上告審若しくは再審において，判決言渡しまで和解を試みることができる。
- ⑧ 訴訟当事者が，有資格調停人の仲介により訴訟外で紛争を解決して和解合意書を作成したときは，管轄裁判所に和解合意書を提出して訴えを提起し，和解判決を求めることができる。

このように，改正最高裁判所規則には，日本の和解・調停制度（付調停，上訴審における和解，即決和解，判決言渡しまでいつでも和解を試みられること等）の知見が，インドネシアの民事訴訟手続と調和した形で取り入れられることになった。

なお，広報手段及び調停人養成研修教材としての活用をも目指す改正最高裁判所規則のQ&A本については，2008年2月中旬に，ワーキンググループメンバーを含む最高裁判所関係者及び最高裁判所認証の調停人養成機関関係者による編集チームを立ち上げ，長期専門家を交えて同年9月までミーティングと執筆作業を重ねた結果，①改正最高裁判所規則の内容解説，②改正最高裁判所規則の内容等に関するQ&A，③使用書式及び④手続チャートを主たる内容とする注釈書及びQ&A本がほぼ完成した。現在，最高裁判所の責任者からの署名を待っている状態である<sup>13</sup>。

## 2 調停人養成に必要な仕組みの改善（コンポーネント2）

コンポーネント2については，プロジェクト開始合意の際，受益者であるインドネシア最高裁判所が自ら調停人養成研修を企画立案・実施することを念頭に前記各具体的活動を行うことが予定されていた。しかし，長期専門家の調査等の結果，最高裁判所自らは調停人養成研修を行っておらず，関係機関である民間の調停人養成機関複数を認証するとどまり，研修の企画立案・実施権は全面的にこれら調停人養成機関にあることが判明した。プロジェクト受益者である最高裁判所が関与しない形で，これら調停人養成機関に対する技術支援を行うことは困難である。そこで，最高裁判所，長期専門家及びアドバイザーグループ等で協議し，おおむね2008年4月までに，以下のとおり，最高裁判所が関与する形での技術支援計画を構築した。

- ① 最高裁判所が，ジャカルタ近辺の4か所の地方裁判所を改正最高裁判所規則に基づく和解・調停実務を促進し進ちょく状況を検証するパイロット・コートとして指定する。
- ② 各パイロット・コートから，改正最高裁判所規則に基づく和解・調停実務を担当する裁判官5名，書記官4名を各選出し，最高裁判所から認証・委託を受けた調停人養成機関が実施する，改正最高裁判所規則に基づいた調停人養成研修担当講師育成のた

<sup>13</sup> 印刷・発行には最高裁判所長官の署名が必要とされていたが，2008年10月に長官が退官し，後任が空席となっているため，最高裁判所副長官の署名で替えられるか照会中である。

めの研修（2008年8月以降年度中に3度実施，裁判官は合計88時間，書記官は合計40時間）を受講させる。修了後，受講者は調停人養成研修担当講師としての証明書を  
得る。裁判官は併せて調停人としての証明書も得る（なお，研修修了者については，  
後述する最高裁判所司法研修所が実施予定の改正最高裁判所規則に基づく調停人養成  
研修担当講師育成のための研修において，講師となることが期待されている。）

- ③ 最高裁判所内に立ち上げる調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループにおいては，前記調停人養成研修担当講師育成のための研修に関するシラバス，カリキュラム及び教材を新しく作成する。作成する教材は，コンポーネント1において既述の注釈書，Q&A本及び調停技法に関する研修DVDとする。

なお，前記インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第1回本邦研修中，調停人養成に必要な仕組みの改善作業準備に向けての日本の和解・調停技術に関する知見の提供プログラムでは，草野教授が日本の和解技術に関する講義を行うとともに，模擬的に和解を実演した。また，稲葉教授は自ら作成した経済産業省委託の調停人養成研修DVDを紹介し，調停技法に関する講義を行うとともに，平石弁護士共々模擬的に調停を実演した。これらのことにより，研修員において，具体的な和解・調停技術を学ぶためには和解・調停のロール・プレイ等参加型プログラムの実施が効果的であり，しかもその実施のためには視聴覚教材の作成・活用が有益であるとの認識が強まり，調停技法に関する研修DVDを教材として新たに作成する原動力となったといえることができる。

調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループは，2008年3月に設置され，活動を開始した。最高裁判所調査官（現最高裁判所司法研修所事務局長）1名，最高裁判所から認証・委託を受けた調停人養成機関の主要スタッフ4名で構成され，同年8月までの間はおおむね隔週ごとに，その後は必要に応じて長期専門家を交えてミーティングを行い，調停人養成研修担当講師育成のための研修に関するシラバス・カリキュラムを作成・改訂した。

最高裁判所による4か所のパイロット・コート指定は，同年5月までに行われた。

研修教材中，注釈書及びQ&A本に関しては既述のとおり，編集チームが同年9月にかけて執筆作業を進めた。また，調停技法に関するインドネシア版研修DVDについては，同年5月以降，稲葉教授がアドバイザーグループ会合で協議しつつ（会合は同年5月以降現在まで合計4回開催されている。）スクリプトと絵コンテ案を作成し，長期専門家を通じてワーキンググループに呈示し，ワーキンググループがインドネシアの実情に沿ってコメントを行う方法で改訂・作成作業を進めた。

同年7月7日から同月18日までは，法務総合研究所国際協力部において，JICAと協力し，インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第2回本邦研修を実施した。この研修では，前記のとおり，調停人養成に必要な仕組みの改善に関する具体的活動が進ちよく中であったことから，長期専門家及びアドバイザーグループで協議の末，日本の和解・調停技法，和解・調停制度における書記官の役割及び調停人養成研修制度等に関し，より実戦的な知見を得る機会を提供することに重点を置くこととした。具体的

には、最高裁判所規則改正案作成に関するワーキンググループ、調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループの各メンバーである裁判官、弁護士、大学教授及び調停人養成機関の主要スタッフに加え、パイロット・コート4か所の所長若しくは副所長等合計12名の研修員が、①弁護士会、地方裁判所、家庭裁判所及び日本司法支援センター地方事務所等和解・調停関係施設を訪問し、日本の裁判外紛争処理実務等に関する情報提供を受け、②草野教授から日本における和解技術について、稲葉教授から日本における研修DVDを用いた調停人養成研修方法等について、そして久保田三樹元首席書記官ほか2名の元首席・次席書記官<sup>14</sup>から日本における和解・調停に際し書記官が果たす役割等についてそれぞれ講義を受け、さらに③役割分担の上、草野教授及び稲葉教授が用意した事案に基づき、和解のロール・プレイ（草野教授）及び調停のロール・プレイ（稲葉教授）を行い、望ましい技法と望ましくない技法等につき、草野教授、稲葉教授、平石弁護士及び久保田元首席書記官ほか2名の元首席・次席書記官等と協議・整理を行った<sup>15</sup>。本邦研修で得られたこれら知見についても、継続的にシラバス、カリキュラム及びインドネシア版研修DVDに反映する努力が長期専門家及び調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループによって重ねられた。

そして、同年8月25日から同月29日（書記官は同月27日）にかけて、各パイロット・コートから選出された裁判官合計20名、書記官合計16名に対し、最高裁判所から認証・委託を受けた調停人養成機関による、改正最高裁判所規則に基づいた調停人養成研修担当講師育成のための第1回研修が実施され、続いて同年11月3日から同月5日（書記官は同月3日のみ）には、第2回研修が実施された。これらの研修はいずれも、プロジェクトの具体的活動として新規に作成したシラバス、カリキュラム及び作成中の教材内容を使用して行われており、①改正最高裁判所規則の解説、②ロール・プレイ等を用いた調停技法研修及び③同年9月から開始された各パイロット・コートにおける改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の運用経験の共有等が行われている。第1回研修においては、草野教授が日本の和解に関する講義を行い、第2回研修においては、短期専門家として派遣された稲葉教授及び平石弁護士が日本の研修DVD等を使用した調停技法等に関する研修員参加型プログラムを実施した。

前記第1回及び第2回研修は、いずれも受講者が一人前の調停人となれるよう知見の提供を行うことに主眼が置かれていたが、2009年2月16日から同月18日にかけて実施される第3回（最終回）研修においては、受講者が今後調停人養成研修担当講師となれるよう教授法等の提供を行うことに重点が置かれることになっている。そこで、現在、長期専門家及び調停人養成に必要な仕組みの改善のためのワーキンググループが、研修シラバスやカリキュラム等の準備を重ねるとともに、稲葉教授の助言を受けつつ、インドネシア版研修DVDシナリオの完成及びDVD撮影に向けた準備を行っていること

<sup>14</sup> 久保田三樹元首席書記官、須賀清元首席書記官、重松紀美子元次席書記官

<sup>15</sup> 2008年度インドネシア和解・調停強化支援プロジェクト第2回本邦研修につき、ICD NEWS 第36号178ページ以下参照。

るである。研修 DVD については、2008 年中に撮影等主要な作業を終え、第 3 回研修において使用することを目標としている。

### 3 裁判所における和解・調停制度の広報（コンポーネント 3）

コンポーネント 3 については、広報内容の中核となる改正最高裁判所規則が 2008 年 7 月 31 日に施行されて以降、具体的活動が本格化しているところである。広報資料としては、インドネシア語版の改正最高裁判所規則が掲載された配布用小冊子が作成された<sup>16</sup>。

また、インドネシア最高裁判所によるワークショップ・セミナー等普及活動としては、①同年 8 月 4 日から同月 7 日にかけて、ジャカルタ市内で全国裁判官会議が開催され、約 1,800 名の裁判官に対し、改正最高裁判所規則が披露され、前記小冊子が配布されるとともに、民事訴訟部会において、改正最高裁判所規則の講義が行われたこと、②同年 10 月 21 日、ジャカルタ市内で改正最高裁判所規則周知セミナーが開催され、約 140 名の裁判官、調停人、仲裁人等に対し、前記小冊子が配布されるとともに、改正最高裁判所規則を含む裁判所における和解・調停制度に関する講義等が行われたこと、③同年 11 月 3 日、バンドゥン市内で同市医師会及び法律家等に対する改正最高裁判所規則及び裁判外紛争処理制度周知セミナーが開催され、約 150 名の医師、法律家等に対し、前記小冊子が配布されるとともに、改正最高裁判所規則に関する説明が行われたこと、④同年 11 月中に、最高裁判所裁判官が地方指導に併せ、訪問先の地方裁判所において、前記小冊子を配布する等普及活動を行ったこと、が挙げられる。

現在は、日系社会向け周知セミナー、弁護士会向け周知セミナー及び地方周知セミナーの実施可否について、長期専門家及び最高裁判所において検討中である。

## 第 4 プロジェクト期間内（2009 年 3 月末）までに予定されている活動及び今後の課題

### 1 最高裁判所規則 PERMA 2003 年 2 号の改正案作成（コンポーネント 1）

改正最高裁判所規則が施行されたことから、注釈書及び Q&A 本に関して、インドネシア最高裁判所責任者による署名を得て印刷・発行する作業が当面プロジェクトにおいて予定される活動となっている。

しかし、改正最高裁判所規則においては、調停人に関する倫理規定及び調停に成功した裁判官に対するインセンティブ規定に関し、別途規則を制定する等して定めることとされているところ、これらに関する情報収集及び起草作業は全く開始されていない状況である。また、裁判官ではない調停人（改正最高裁判所規則で裁判官調停人は無報酬と規定された）に関する報酬についても規定されておらず、規定に向けての議論も行われていない。インドネシア最高裁判所によれば、改正最高裁判所規則において、和解・調停手続に関する規定がなされたため、当面、これら各要素に関する規定がなくとも、裁

<sup>16</sup> 広報資料としては、他にプロジェクト活動の中で執筆された注釈書、Q&A 本があるが、最高裁判所責任者による署名手続が未了であるため、印刷・配布に至っていない。注 13 参照。



判所による和解・調停制度の運用は可能であるとのことであるが、司法の廉潔性・信頼性の確保が大きな課題であり続けているインドネシアにおいては、早急に倫理規定や報酬規定を定めることが望まれる。また、改正最高裁判所規則に基づく裁判所による和解・調停制度定着のためには、裁判官に対するインセンティブ規定の内容につき早急に検討することが望まれる。

さらに、裁判所における和解・調停手続が、最高裁判所規則のレベルで規定されたにとどまっているため、近い将来、和解・調停制度全般に関し法律の制定が望まれる。

注釈書及びQ&A本に関しては、既存の同種書籍に比べ、条文の逐条解説が試みられたり、使用書式や手続チャートが添付されたりする等改善された内容となっているが、上訴審の和解等複雑な手続に関する説明をさらに充実させる等して、実務運用に即した改訂を行っていくことが望まれる。

## 2 調停人養成に必要な仕組みの改善（コンポーネント2）

コンポーネント2に関しては、改正最高裁判所規則に基づいた調停人養成研修担当講師育成のための第3回（最終回）研修を2009年2月に実施するためのシラバス・カリキュラムの準備及びインドネシア版研修DVDの作成作業がまず、予定されている。

それに加えて、調停人養成研修担当講師育成のための研修終了後、使用したシラバス・カリキュラム及び教材について改善点を抽出し、各パイロット・コートの検証作業<sup>17</sup>の結果判明すると思われる和解・調停制度の実務上の問題点をも併せ検討した上、最高裁判所司法研修所が実施予定の改正最高裁判所規則に基づく調停人養成研修担当講師育成のための研修にふさわしい内容にシラバス・カリキュラム及び教材を作り直して、最高裁判所司法研修所に備え付ける作業が、プロジェクト活動として予定されている。これは、2008年夏から同年11月にかけて、最高裁判所司法研修所から、

- ・2009年春以降に、司法研修所で、裁判官・書記官数十名を対象に改正最高裁判所規則に基づく調停人養成研修担当講師育成のための研修を実施する考えである。その場合、同年2月18日に終了する調停人養成研修担当講師育成のための研修の振り返り・問題点の抽出を行った上で、シラバス・カリキュラム及び教材の改訂を司法研修所における研修にふさわしいように行って実施したいので、準備及び実施に関して、日本からの支援を求めたいとの考えが示され、かかる研修準備に関する支援も「調停人養成に必要な仕組みの改善」の一環として行う必要があるとの判断から作業を行うものである。現時点では、2009年2月下旬から同年3月中旬にかけて、前述した研修シラバス・カリキュラム及び教材の改善点や各パイロット・コートにおける実務上の問題点について抽出・検討作業を行った上、シラバス・カリキュラム及び教材の改訂作業を行うことが想定されている。

しかし、現時点において、既に無視できない問題点が複数判明しており、今後のパイロット・コート検証作業及び調停人養成研修担当講師育成のための研修終了後の振り返

<sup>17</sup> 検証作業は既にこれまで2回実施されているが、実務開始後期間が経過していないため、多くの情報を集積するには至っていない。2009年以降も、継続的に検証作業を行うことが予定されている。

りにおいて、さらに複数の問題点が浮上する可能性も相当高いと考えられることからすれば、いかに短い期間で、これらの問題点を実質的に踏まえたシラバス・カリキュラム及び教材の改訂を行えるかが大きな課題となっていると言える。また、それとは別に、最高裁判所司法研修所が今後、かかる研修等の準備及び実施を継続的・自主的に行う運営体制・予算及び運営能力をどのようにして具備するかも大きな課題だと言えよう。

さらに、改正最高裁判所規則に基づく和解・調停制度の促進・定着をはかるため、現在設置されているパイロット・コートにおいて一定期間和解・調停の積極的実施、継続的検証及びフィードバックの作業が行われることが必要であるのに加え、近い将来にはパイロット・コートをより広範な地域に拡大し、同様の作業を行っていくことが必要であると考えられるところ、パイロット・コート運営の計画・実施に関して、最高裁判所が運営体制・予算及び運営能力をどのようにして具備するかも大きな課題だと言えよう。

なお、既に判明した無視できない問題点を概略列举すると、以下のとおりとなる。

- ① 現在実施中の調停人養成研修担当講師育成のための研修においては、裁判官・書記官が実務運営及び同僚らへの教授に必要と考える成功例・失敗例の共有と振り返りや、困難事例の対応法に関するロール・プレイ等の実践的内容が少なすぎる。
- ② 特に書記官対象の研修に関しては、実施内容の質及び講師確保とも問題が大きい。
- ③ 改正最高裁判所規則中、即決和解の活用や上訴審における和解等インドネシアにとり新しい制度の導入と認められる箇所について、集中的な知見提供が不足しているため、パイロット・コートにおける実務運用でこうした制度を十分活用できていない。
- ④ パイロット・コートにおける改正最高裁判所規則に基づく実務運用は開始後3か月程度が経過したところであり、実務における成功例・失敗例の振り返りを適切に行えるだけの量・質の実務例が蓄積されたとまでは言い難い。

### 3 裁判所における和解・調停制度の広報（コンポーネント3）

コンポーネント3に関しては、これまでに首都ジャカルタ及びその周辺の裁判官に対する広報活動が相当程度行われており、今後、プロジェクト活動の一環として、日系社会向け周知セミナー、弁護士会向け周知セミナー及び地方周知セミナーの実施可否が検討されている。日系社会（特に企業関係者）は、インドネシアにおける民商事紛争の和解・調停による迅速かつ適切な解決を望んでいると思われるほか、弁護士も当事者代理人若しくは調停人として、和解・調停に関与する可能性が高いと思われるため、いずれも新しい和解・調停制度に関する広報活動の必要性があると考えられる。さらに、広大な国土を有するインドネシアにおいて、新しい和解・調停制度が促進・定着するためには、地方に対する新しい和解・調停制度の広報活動は必要不可欠である。これら関係者に対し、今後どの程度広報活動を拡充していけるか、広報活動の内容の検討共々、やはり大きな課題だと言えよう。

## 第5 おわりに

以上述べてきたとおり、インドネシアにおける法整備支援は、インドネシア及び日本両

国の司法関係者の熱意により、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー等の実施を経て、インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの実施に至り、プロジェクト開始後も、両国司法関係者の奮闘により、現時点で相当の成果を挙げるに至っている。

しかしながら、同時に、インドネシアの改正最高裁判所規則に基づく裁判所による和解・調停制度が促進・定着するには、なお多くの課題があると言わざるを得ない。

また、民主化後それほど年数が経過していないインドネシアにおいては、日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー実施過程においても既に一部が明らかになっていたり、①法制定関係、②法執行・市民への普及関係、③法曹養成関係及び④法学教育関係において、他国の支援も考慮に入れつつ、改善をはかる必要がある旨認識されている要素が多く存在すると考えられる。

2008年11月に実施されたプロジェクト終了時評価の結果、現在のプロジェクトは2009年3月末をもって終了することとなったが、引き続き、インドネシアの改正最高裁判所規則に基づく裁判所による和解・調停制度が促進・定着するか関心を寄せていく必要があると思われるし、また、インドネシアの法・司法制度改革に関する現状認識及び問題意識に耳を傾けつつ、今後の方向性につき模索していく必要もあると思われる。

以 上

## インドネシア法整備支援時系列表

平成20年12月末日現在

出 来 事		支援プロジェクト等
1602年	オランダがジャワに東インド会社を設立（植民地経営に乗り出す）	
1945年	インドネシア独立宣言	
1967年	8月 ASEAN加盟	
1968～1998年	スハルト大統領統治時代	
1989年	11月 APEC加盟	
1995年	1月 WTO加盟（ただしGATT加盟は1950年2月24日）	
1997年	アジア通貨危機	
1998年	5月 スハルト政権退陣→ハビビ大統領就任	
	10月 インドネシア研修（経済法）（11月25日まで約2か月間、裁判官・検察官等20名、破産法・担保法・市場関係法・裁判内外の紛争解決等）	
1999年	4月 インドネシア司法調査（5月3日まで、法総研教官）	
	10月 ワヒッド大統領就任	
2000年	6-10月 インドネシア独占禁止法研究会（経済産業省・アジア経済研究所、10月24～25日ジャカルタにてワークショップ開催）	
	7月 第1回APEC経済法制度シンポジウム（経済産業省・JETRO・インドネシア外務省等の共催でジャカルタにて開催）	
	8月 憲法改正（第2次改正）	
2001年	1月 高村法務大臣がインドネシア法務人権省長官を訪問	
	2月 ADR研究会（ICCLC、国際協力部共催）のインドネシア調査（2月25日まで、小原正敏弁護士ほか1名）	
	7月 メガワティ大統領就任	
	11月 憲法改正（第3次改正） インドネシア法務人権省長官が森山法務大臣を訪問	
2002年	1月 JICA事前調査団派遣（1月19日まで2週間、国際協力部教官ほか3名）	
	7月 「第1回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」（7月30日まで約3週間、裁判官・検察官等11名、日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究） 第2回APEC経済法制度シンポジウム（12日まで、経済産業省・JETRO・インドネシア外務省等の共催でジャカルタにて開催）	
	8月 憲法改正（第4次改正）	
	12月 JICA・UAFEI・インドネシアの共同セミナー（12月21日まで、インドネシア最高裁長官を始めとする法曹関係者100名超）	
2003年	1月 JICA事前調査団派遣（2月6日まで12日間、国際協力部教官ほか6名）	
	3月 インドネシア最高裁長官来日（3月29日まで、外務省・JICAの招へい）	
	6月 「第2回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」（7月4日まで約1か月間、裁判官・検察官等17名、公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究）	
	6月 インドネシア大学法学部のヒクマハント・ユワナ教授が来日（10月31日まで、名古屋大学大学院国際開発研究科の客員教授として滞在）	
	9月 JICA企画調査員派遣（司法改革支援、2004年9月10日まで1年間） 知的財産法研究会（ICCLC、国際協力部共催）のインドネシア調査（9月17日まで、大阪大学の茶園成樹教授ほか）	
	10月 インドネシア最高裁判所が裁判所改革に関する現状分析・改革計画を含む「ブループリント」を発表 「日本・インドネシアADR比較研究セミナー」（10月31日まで12日間、最高裁判所判事等4名、裁判外紛争処理（主として裁判所における調停・和解制度）に関する比較研究）	
2004年	6月 「第3回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」（7月2日まで1か月間、裁判官・書記官・弁護士等12名、公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究）	
	7月 「競争政策・規制緩和と研修プロジェクト」開始（協力機関：公正取引委員会、2006年7月6日まで2年間）	
	9月 最高裁判所運営規程集（ベンチブック）の改訂調査支援を開始（2006年3月まで）	
	10月 JICA企画調査員派遣（司法改革支援、2006年10月3日まで2年間） ユドヨノ大統領就任（第6代大統領、任期5年）	
	12月 スマトラ島沖地震・津波（2004年）発生	
2005年	3月 スマトラ島沖地震・津波（2005年）発生	
	6月 日本・インドネシア共同声明「新たな挑戦へのパートナー」発出 12月 「第4回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」（12月16日まで12日間、裁判官・弁護士等12名、公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究）	
	3月 JICA「アチェ被災民のための裁判外紛争処理制度（ADR）研修」（JICA主催により5回開催、協力機関：日弁連・日本仲裁人協会・法総研等）	
	5月 ジャワ島中部において地震発生	

### インドネシア法整備支援時系列表

出 来 事		支援プロジェクト等	
2006年	7月	「第5回日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー」(7月14日まで12日間, 裁判官・弁護士等12名, 公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究, 研修員による政策提言書案作成)	和解・調停制度強化支援プロジェクト
	9月	JICA事前調査団派遣(9月30日まで1週間, 国際協力部教官を含む3名)	
	11月	ユドヨノ大統領訪日 日本・インドネシア共同声明「平和で繁栄する未来へ向けての戦略的パートナーシップ」発出 インドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」開始(2009年3月31日まで2年間)	
2007年	3月	JICA長期専門家角田多真紀弁護士派遣(2009年3月30日まで2年間) JICA企画調査員山西宏明氏派遣(2009年3月31日まで2年間)	
	6月	インドネシア「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ設置 (委員: 草野芳郎学習院大学法科大学院教授・矢吹公敏日弁連国際交流委員会副委員長・稲葉一人中京大学法科大学院教授・平石努弁護士・国際協力部教官) 第1回「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ会合	
	7月	第2回「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ会合	
	8月	第1回現地セミナー(インドネシア・ジャカルタ市, 8月18日まで, 短期専門家: 草野教授・国際協力部教官) 日本・インドネシア首脳会談(インドネシア・ジャカルタ市) 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の署名に当たっての共同声明」発出	
	9月	第3回「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ会合	
	10月	インドネシア「和解・調停制度強化支援」研修(11月2日まで12日間, 裁判官・弁護士等12名, 最高裁規則改正草案について協議・調停人養成演習等。11月1日にアドバイザーグループによるプロジェクト進行協議あり)	
	12月	第4回「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ会合	
	1月	日本インドネシア友好年(12月31日まで)	
	2月	第5回「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ会合	
	3月	第2回現地セミナー(インドネシア・ジャカルタ市, 3月15日まで, 短期専門家: 草野教授・国際協力部教官)	
2008年	5月	第6回「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ会合	
	6月	第7回「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ会合	
	7月	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(日インドネシア経済連携協定)発効 第2回インドネシア「和解・調停制度強化支援」研修(7月18日まで12日間, 裁判官・弁護士等12名, 最高裁規則改正草案について追加協議・和解及び調停に関する研修員参加型演習プログラム等) インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号(裁判所が行う和解・調停手続に関する規則)に最高裁判所長官が署名・施行	
	8月	全国裁判官(インドネシア)会議(インドネシア・ジャカルタ市, 8月7日まで, インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号披露) 第1回調停人(インドネシア)養成研修担当講師育成研修(インドネシア・デボック市, 8月29日まで, パイロット・コートの裁判官20名及び書記官16名受講, 草野教授による講義実施)	
	9月	第8回「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ会合	
	10月	インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号周知セミナー(インドネシア・ジャカルタ市, 裁判官, 調停人等約140名参加)	
	11月	インドネシア・バンドゥン市医師会及び法律家等に対する改正最高裁判所規則PERMA2008年1号及び裁判外紛争処理制度周知セミナー(バンドゥン市, 医師・法律家等約150名参加, 短期専門家派遣中の稲葉教授・平石弁護士による医療紛争ADRに関する講義及び質疑応答実施) 第2回調停人(インドネシア)養成研修担当講師育成研修(インドネシア・ジャカルタ市, 11月5日まで, パイロット・コートの裁判官20名及び書記官16名受講, 短期専門家派遣中の稲葉教授・平石弁護士による, 調停に関する研修員参加型演習プログラム等の講義及び質疑応答実施) JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団派遣(11月22日まで, 国際協力部教官を含む3名)	
	12月	第9回「和解・調停制度強化支援」アドバイザーグループ会合	



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

### モンゴルの旧正月

モンゴルも旧正月をお祝いします。モンゴル語では「ツァガン・サル」と言い、「白い月」を意味します。生まれ変わった新しい月ということなのでしょう。

モンゴルのツァガン・サルは、中国の旧正月とだいたい同じですが、年によっては独自の日になることもあるようです。また、新月の日をお祝いする人と、新月の翌日をお祝いする人があります。

旧正月は、太陽暦での日付が年によって変わるわけですが、モンゴルの人たちは、おおらかで、数ヶ月先の予定を立てる習慣もあまりないため、次のツァガン・サルの日をみんな知りません。そのため、研修やセミナーの予定をなかなか入れられなくて、困ったことがあります。

ツァガン・サルが近づくと、モンゴル人は準備に忙しくなります。一番大変なのはボーズ（漢字で書くと「包子」）作りです。刻んだ肉を入れた蒸し餃子のことですが、来客の多い家は、何千個も作らなければなりません。モンゴルの便利なところは、この時期の気温はマイナス10度から30度となるため、作ったボーズはどんどん大きな袋に入れて家の外に置いておけば、自然に冷凍保存され、当日はお客さんが来るたびに蒸して出すだけでよいことです。しかし、最近では、戸外に保存してある大量のボーズを盗んでいく人もいるとか。

お正月当日は、親戚や友人の家を訪問し合って、嗅ぎタバコを交換して新年の挨拶をします。日本のお年玉と違い、訪問した人が家の主にいくらかのお金を渡すのですが、訪問された側は、ボーズや食事を出し、お酒を出し、お菓子や石けんなどのちょっとしたおみやげも渡さなければならないので、お客さんの多い家はなかなか大変です。最近のお金持ちには、「海外逃亡派」もいるそうです。

(JICA モンゴル長期派遣専門家 飯塚 美葉)

## ～ 国際協力の現場から ～

### 新 JICA の概要について

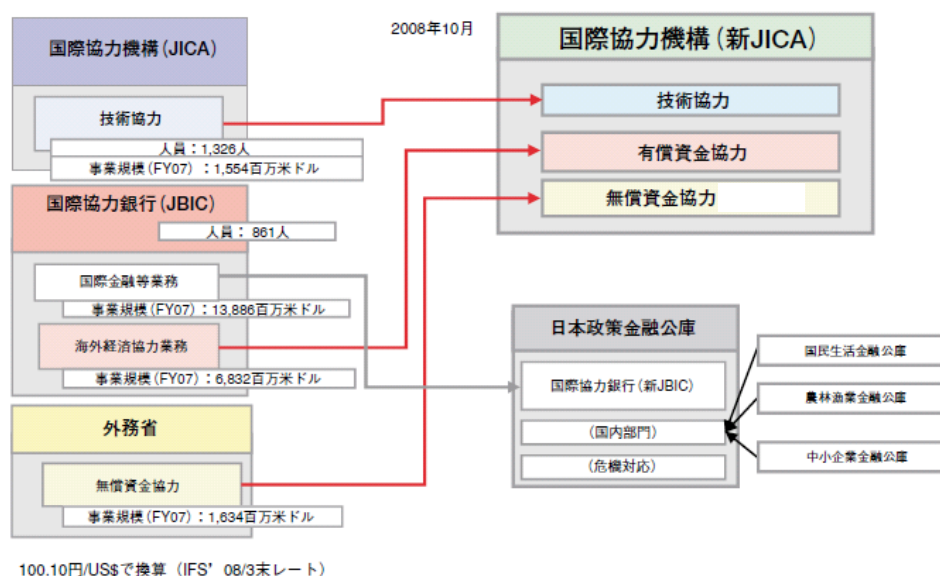
JICA 公共政策部 ガバナンスグループ

法・司法課／行政機能課 課長 鳥居香代

2008年10月、独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）と旧国際協力銀行（以下、JBIC）の海外経済協力業務部門が統合し、新しい JICA が発足しました。今回は、法務総合研究所の御配慮により ICD ニュースの紙面を頂いたことから、法整備支援で日々お世話になっております皆様の御参考までに、新 JICA の概要について御紹介させていただきたいと思っております。

統合に当たり、新 JICA は、「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」(Inclusive and Dynamic Development) というビジョンを掲げ、これを実現するため、1) 気候変動や水、食糧、感染症の問題などグローバル化に伴う課題や、2) 公正な成長と貧困削減、3) 途上国政府の政策・制度などガバナンスの改善、4) 人間の安全保障の実現といった4つの使命を掲げました。

新 JICA では、これまで外務省、旧 JICA、旧 JBIC で分担してきた無償資金協力<sup>1</sup>、技術協力、有償資金協力（円借款）という3つの援助手法を一元的に取り扱うこととなったことから、今後は途上国の多様なニーズにあわせて、援助手法を一体的に運用し、効果的に上記の課題に取り組むことを目指しています。



<sup>1</sup> ただし、無償資金協力のうち、外交政策上機動的に実施する必要があるものについては外務省が引き続き実施。

なお、統合により、新 JICA の事業規模は二国間援助機関としては世界最大規模になりました。一方、人員数は、他機関と比較して必ずしも多くはなく、ODA 全体の更なる効率化や経費削減が求められている中で、事業の質を確保・改善させながら統合効果を出すための一層の努力と工夫が求められています。

次に、本部の業務体制について御紹介します<sup>2</sup>。統合後のスムーズな移行を心がけて、組織及び業務フローの再編が行われました。

地域・国を担当する地域部は、7部（東南アジア第一・大洋州部、東南アジア第二部、東・中央アジア部、南アジア部、中南米部、アフリカ部、中東・欧州部）から成り、対象国への支援に係る司令塔の役割を果たします。地域部は、外務省の国別援助計画等に基づいて、在外事務所と連携しつつ、開発途上国との対話を通じた国別の援助実施方針の策定や、中長期の事業展開計画（ローリングプラン）を活用した将来的候補案件の検討、協力プログラム形成、地域別・国別配分予算の管理などを行います。援助の「選択と集中」が求められる中で、他ドナーとの調整・連携を現場で行いつつ、日本がどの分野にどのような形で支援するのが望ましいのかにつき、政府の政策を踏まえて、上流部分の戦略策定を行うのが地域部の役割です。

他方、セクター・課題を担当する課題6部（経済基盤開発部、公共政策部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、産業開発部）は、当該分野における国内外の協力パートナーとの関係やこれまでの経験をもとに事業の実施を担当し、上記ローリングプランに基づいた具体的な案件の形成や実施監理を行います。また、課題分野の経験の蓄積を図り、地域部や在外事務所に対し、課題・セクターの知見や関係機関とのネットワークを活用しながらサポートを行います。

各課題部の所掌は以下のとおりです。

経済基盤開発部：（運輸交通、都市・地域開発、情報通信等）

公共政策部（ガバナンス、平和構築、ジェンダー等）

人間開発部（保健、教育、社会保障等）

地球環境部（自然環境、環境管理、水資源、防災等）

農村開発部（農漁村開発等）

産業開発部（中小企業振興、貿易・投資・観光、エネルギー等）

なお、法整備支援は、2008年4月に新設された公共政策部が、旧社会開発部から業務を引き継いで担当しています。同部では、法整備支援の他、財政・金融、地方分権・地方行政、市民警察、公務員改革等、一国の発展と安定の基盤となるガバナンス分野の支援事業を担当するほか、平和構築やジェンダー等、クロスカッティングで組織横断的なイシューを所掌しています。

---

<sup>2</sup> 組織図については、<http://www.jica.go.jp/about/jica/pdf/organization.pdf> を参照。



ガバナンス支援は、国としての基本的な制度の改善と、人々のニーズに基づいて公共サービスを効果的に提供するための制度の改善、その適切な運用のための組織づくりや人材育成を目的とするため、簡単に短期間で成果が見えるものではありませんが、途上国の安定的な発展の基礎となるものと考えています。その中でも、法整備支援は、グッドガバナンスの構築に必要な不可欠な法の支配の実現に向けて、当該国のオーナーシップを重視しながら支援する重要な要素と位置付けています。

法整備支援は、我が国の援助において比較的歴史が浅い分野であり、援助の方法論やアプローチについても経験を重ねているところではありますが、学識経験者の皆様や国内の関係機関の皆様からの御助言・御指導を頂きながら学びや教訓の蓄積を図り、事業の実施方法の改善に結びつけるとともに、日本の特徴をいかした法整備支援を発信できるよう努力してまいりたいと思います。

今後とも引き続きの御協力・御支援をよろしくお願い申し上げます。

以上



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp

From : Asia

### モンゴルの「言霊」

日本に昔からある「ことだま」思想のようなものが、モンゴルでは最近でも強く残っているように感じます。

最も良く使われる挨拶は「サエン・バイノー」ですが、これは直訳すると、「良いですか、元気ですか」という意味の質問で、これに答える方は、「サエン、サエン・バイノー」（元気です、あなたは元気ですか）となります。このほか、「お仕事は良いですか」「何か変わったことはありますか」「良い季節を過ごしていますか（季節ごとの挨拶があります）」などいろいろあるのですが、いずれも、良かろうが悪かろうが、まずは「良いです」「泰安です（タイワン・ドー）」と答えることになっています。

逆に、縁起の悪いことを話すことは嫌がられます。「そんなことを言うと本当に起きるから言わないで」と言われたり、あえて悪いことを話すときには、神様に聞かれないように、壁や机をノックしながら話したりします。

日常生活はそれでいいのですが、調停センター規則の改正の話をしようとして、「こういう問題が起きたときのために、こういう規定を作って・・・」と話を持ちかけたところ、「そんな縁起の悪い話はやめよう」と言われたときには困りました。

モンゴルでは、ひととおりの法律は揃っているものの、内容が不十分で、執行がうまくいかないとよく言われますが、立法やルール策定は、起こりうる悪い事態を予測して、それを防ぐことを考えなければならない作業ですから、もしかしたらそんなところにも原因の一つがあるのかもしれない。

とはいえ、自然環境が厳しく、人間がコントロールできる要素の少ない社会では、そんな発想になるのもある程度やむを得ないことだったのでしょ

(JICA モンゴル長期派遣専門家 飯塚 美葉)

## ～ 活動報告 ～

### 平成20年度法務省インターンシップの受入れについて

法務省は、法科大学院生を対象とし、実務等の体験を通じて法曹として備えるべき資質・能力の涵養に役立つようインターンシップを実施することとし、法務総合研究所国際協力部においては次のとおり実施しました。

コース：法整備支援コース

期 間：平成20年8月18日（月）から8月22日（金）までの5日間

場 所：法務省法務総合研究所国際協力部（大阪市福島区）

内 容：法制度整備支援に関する事務（法制度整備支援の現状把握、各国別研修の聴講、業務内容等の講義）

インターンシップ実習は、国際協力部長講話に始まり、前半は、「法整備支援の実際」、「ベトナム司法制度について」というテーマで、国際協力部教官による講義をし、後半は、同時期に実施中の第29回ベトナム法整備支援研修（サーベイ結果発表、意見交換）を聴講することによって、前半で学習した内容をより身近に感じることができたのではないかと思います。

本コースには、全国から5名の大学院生が参加されました。

また、今回のインターンシップの受入れについては、国際協力部としては初の試みであるとともにより多くの人に当部の業務を知ってもらう機会ととらえ、NHK大阪放送局の取材により、実習の様子はNHK総合テレビ「ニューステラス関西」で紹介されました。



【国際協力部長（中央）と実習生・教官（右手前）との意見交換・ベトナム法整備支援研修聴講】  
（NHK取材中）

## ～活動報告～

<b>1 国内における活動（本邦研修・セミナー等：2008.9.30～12.31）</b>	
ベトナム	
9.30～10.9	ベトナム最高人民検察院招へい（招へい専門家2名，東京・大阪）
カンボジア	
10.6～10.17	第4回カンボジア法曹養成支援研修（研修員7名，大阪）
韓国	
10.13～10.23	第10回日韓パートナーシップ研修（日本セッション）（研修員10名，東京）
中国	
11.5～11.14	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修（研修員10名）（東京・大阪）
中央アジア	
12.10～12.19	中央アジア比較法制研究セミナー（研修員12名，大阪）
<b>2 海外における活動（現地セミナー・海外派遣等：2008.10.1～12.31）</b>	
中国	
10.15～10.18	第13回日中民商事法セミナー（北京市）
インドネシア	
11.16～11.22	インドネシア和解調停制度強化支援に係る終了時評価調査
ベトナム	
12.11～12.18	ベトナム最高人民検察院派遣（派遣専門家3名，ハノイ市ほか）
カンボジア	
12.17～12.27	カンボジア現地セミナー（プノンペン市）
<b>3 開催予定セミナー等</b>	
2009.3.9（月）	「アジア株主代表訴訟シンポジウム（仮称）」（大阪）

## － 編 集 後 記 －

本誌 ICD NEWS にて各国法整備支援の状況の特集として皆様に報告させていただいたのは 2004 年 7 月（16 号）のことでしたので、それから約 4 年半が経過したことになります。4 年半前、法務総合研究所に国際協力部という部門があることは知っていましたが、実は、ICD NEWS が刊行されていたことは知りませんでした。ましてや、4 年半後の今、国際協力部に勤務していることを想像したこともありません。

今、16 号を手にとって眺めてみると、当時は 6 か国の報告になっていることに気付きました。今回は 4 か国の報告ですが、充実した内容になっています。

また、歴史を少し感じました。歴史という言葉が適切かどうかは分かりませんが、時代の流れを感じます。国際協力部は、2001 年 4 月、法務総合研究所に新設された部署ですが、法整備支援活動は、それ以前の 1994 年から行っています。ベトナムとの関係でいうと 15 年になります。法整備支援の基本方針の一つに「中長期的視点に立った活動」という言葉を何かで見た記憶がありますが、この言葉の意味が少し分かったような気がします。

今号の巻頭言は、稲葉国際協力部長より「法整備支援の課題」という題目で報告させていただきました。これまである程度の成果をあげてきたにもかかわらず、さらに、よりよいものとするための課題について改めて認識しました。

次に、ベトナム・カンボジア・中国・インドネシアに対するこれまでの法整備支援活動を取りまとめております。それぞれ支援活動を直接行っている国際協力部教官が担当別に執筆しました。私自身、スーッと頭の中に入ってきました。一番の感想は、それぞれ国によって違うと思いました。そしてまた、何かで見た記憶がある「押し付けでない法整備支援」、「主体性・自主性の尊重」という言葉も思い出し、まさにその通りだと思いました。

国際協力の現場からは、JICA 公共政策部ガバナンスグループ法・司法課／行政機能課の鳥居香代課長に「新 JICA の概要について」紹介いただきました。法整備支援活動は、主に JICA 技術協力プロジェクトの枠組みの中で行われています。新 JICA の皆様、引き続きよろしく願いいたします。

E-MAIL には、JICA モンゴル長期派遣専門家の飯塚美葉氏より頂きました。飯塚氏は、11 月末をもって派遣期間が終了して帰国されましたが、本誌には頂いたそのままを掲載いたします。

お忙しい中、御寄稿いただきまして、深くお礼を申し上げます。

ICD NEWS 16 号で紹介した当時の各国法整備支援の状況や、各国に対する他の活動状況等はホームページに掲載してありますので、併せて御覧ください。

<http://www.moj.go.jp/HOUSO/ICD.html>

国際協力専門官 馬野 卓也